

[速報版]

- 委員長（加藤こうじさん） おはようございます。ただいまから総務委員会を開きます。
- 委員長（加藤こうじさん） 初めに休憩を取りまして、審査日程及び本日の流れを確認いたしたいと思います。
- 委員長（加藤こうじさん） 休憩いたします。
- 委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（加藤こうじさん） 審査日程及び本日の流れにつきましては、1、議案の審査について、2、議案の取扱いについて、3、行政報告、4、総務委員会管外視察結果報告書の確認について、5、所管事務の調査について、6、次回委員会の日程について、7、その他ということで進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように確認いたします。

質疑時間については、1議題につき委員1人当たり原則として片道30分以内となっておりますが、議案第71号及び議案第73号の一括審査に当たっては、これを45分以内、議案第48号の審査に当たってはこれを40分以内にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

- 委員長（加藤こうじさん） 休憩いたします。
- 委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（加藤こうじさん） 議案第71号 令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）、議案第73号 令和7年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上2件は関連がございますので、一括議題といたします。

なお、質疑時間については、1議題につき議員1人当たり原則として固めて30分以内となっておりますが、議案第71号及び議案第73号の一括審査に当たっては、これを45分以内とすることが確認されております。

それでは、以上2件に対する市側の説明を求めます。

- 企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） それでは、一般会計補正予算（第3号）について、まずは御説明いたします。

補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算に7億5,462万1,000円を追加し、総額を904億4,953万5,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

補正の内容について、歳出予算から申し上げます。26、27ページを御覧ください。第2款 総務費です。右側説明欄を御覧ください。1点目は、職員人件費その他4,200万円の増額で、令和7年度の東京都人事委員会の勧告を踏まえた一般職の給料表及び期末勤勉手当の引上げなどに伴い、職員人件費が不足する見込みのため増額するものでございます。

2点目は、国庫支出金等超過収入額返還金2億3,398万6,000円の増額で、令和6年度の国庫支出金等の超過交付分を返還するものでございます。

28、29ページを御覧ください。第3款 民生費です。右側説明欄を御覧ください。1点目は、障がい者自立支援介護給付事業費2,065万5,000円、2点目は、障がい者自立支援訓練等給付事業費1億

[速報版]

8,396万9,000円、3点目は、障がい児通所支援給付事業費6,331万2,000円の増額で、給付費が不足する見込みのため増額するものでございます。

4点目は、保育施設等物価高騰対策支援事業費436万2,000円の増額です。当初予算では保育施設等に対する食材費高騰分の支援を、6月補正では東京都の補助制度を活用して4月から9月までの光熱費及び燃料費の高騰分の支援を行うこととしましたが、補助制度の実施期間が12月まで延長されたことから追加の支援を行い、事業者負担のさらなる軽減を図ります。また、補助対象とならない幼稚園につきましても、市単独で支援を行います。

5点目は、保育施設等熱中症対策支援事業費1,260万円の計上です。東京都の補助制度の補助率が今年度に限り10分の10となることが9月に示されたことから、来年の夏への備えとして、保育施設、学童保育所、多世代交流センター及び親子ひろばにおける熱中症対策用品の購入や購入経費の支援を行うものでございます。

30、31ページを御覧ください。第4款 衛生費は、右側説明欄のとおり、物価高騰対策医療機関支援事業費9,359万9,000円の増額で、物価や人件費の上昇などにより病院経営が厳しい状況にあることから、市内6か所の病院に対して緊急的に助成を行うものでございます。

32、33ページを御覧ください。第8款 土木費は、右側説明欄のとおり、都市公園整備事業費2,420万円の増額です。本年度に設計を進めてきた連雀中央公園の水遊び施設につきまして、熱中症対策の一環として、スケジュールを前倒しし、令和8年8月の稼働に向けて整備工事に取り組むものでございます。

34、35ページを御覧ください。第9款 消防費は、右側説明欄のとおり、消防事務事業東京都委託関係費7,493万8,000円の増額です。東京都に委託している常備消防の負担金の確定に伴い、所要額を増額するものでございます。

36、37ページを御覧ください。第10款 教育費です。右側説明欄を御覧ください。1点目は、学校管理運営費30万円、2点目は、学校教育振興費70万円の増額で、第七小学校の図書館の充実を希望する教育費寄附金があったことから、寄附者の意向を踏まえ、図書及び管理用備品の購入費用を増額するものでございます。

続きまして、歳入予算について申し上げます。14、15ページにお戻りください。第15款 国庫支出金です。右側節欄を御覧ください。1点目の障害者自立支援介護給付費、2点目の障害者自立支援訓練等給付費、3点目の障害児通所支援給付費の各負担金は合計で1億2,051万3,000円の増額で、民生費で申し上げました同事業費の財源といたします。

16、17ページを御覧ください。第16款 都支出金です。右側節欄を御覧ください。1点目の障害者自立支援介護給付費、2点目の障害者自立支援訓練等給付費、3点目の障害児通所支援給付費の各負担金と4点目の障害者施策推進区市町村包括補助金は、合計で7,838万円の増額で、先ほど申し上げました国庫支出金と同様に給付事業費の財源とするものでございます。

5点目は、子ども家庭支援区市町村包括補助金1,302万9,000円の増額で、民生費で申し上げました保育施設等物価高騰対策支援事業費、保育施設等熱中症対策支援事業費及び当初予算に計上した歳出の一部の財源といたします。

6点目は、保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金772万5,000円の増額で、民生費で申し上げた同事業費のほか、当初予算に計上した歳出の一部の財源といたします。

[速報版]

18、19ページを御覧ください。第18款 寄附金は、右側説明欄のとおり、教育費寄附金を100万円増額いたします。

20、21ページを御覧ください。第19款 繰入金です。右側説明欄を御覧ください。1点目は、介護保険事業特別会計繰入金875万1,000円の増額で、後ほど御説明いたします同会計の補正予算に連動した対応でございます。

2点目は、財政調整基金とりくすし収入4億8,816万2,000円の増額で、今回の補正予算における最終的な財源調整として増額するものでございます。

22、23ページを御覧ください。第20款 繰越金は、右側説明欄のとおり、前年度繰越金1億806万1,000円の増額で、今回の補正予算における財源不足を補填するためのものでございます。

24、25ページを御覧ください。第22款 市債です。右側説明欄を御覧ください。1点目は、下連雀地区公会堂改修事業債2,400万円、2点目は、下連雀複合施設改修事業債4,700万円の減額で、後ほど御説明いたします下連雀複合施設の大規模改修工事の繰越しに伴い減額するものでございます。

続きまして、4ページにお戻りください。初めに第2表、繰越明許費補正についてです。1点目の地区公会堂維持管理費、2点目の下連雀複合施設管理運営費は、下連雀複合施設の大規模改修工事について、工事で交換する変圧器の需給逼迫により納品に遅れが生じ、工事の完了が翌年度となることから繰越明許費を追加するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正についてでございます。1点目の公会堂照明LED化事業は、順次製造が終了となる蛍光灯の照明器具を使用する光のホール及びさんさん館のLEDへの交換、2点目の市道路面整備事業は、市道第188号線の一部の老朽化に伴い舗装工事を行う内容で、この2点は、令和8年4月から6月の工期設定を可能とするため、余裕期間制度活用工事による年間を通した施工時期の平準化を図るための対応です。

次に、3点目の仙川水循環施設改修事業は、河川水を循環させるための3基のポンプが故障しており、既定予算対応により交換工事を発注している1基を除く2基分の取替工事に着手するもので、工事の完了が翌年度となることから債務負担行為を追加いたします。

次に、4点目の水遊び施設整備事業は、整備の完了が翌年度となることから債務負担行為を追加いたします。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。第4表、地方債補正についてです。コミュニティ・センター等整備事業債を2,400万円、社会福祉施設整備事業債を4,700万円減額するもので、繰越明許費補正で申し上げた地区公会堂維持管理費及び下連雀複合施設管理運営費の繰越しに伴い地方債の変更を行います。

続きまして、介護保険事業特別会計補正予算第1号につきまして御説明いたします。補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、第1条のとおり、歳入歳出予算に2億9,572万9,000円を追加し、総額を156億2,007万円とするもので、令和6年度の保険給付費等の確定に伴う精算となります。

補正の内容について歳出予算から申し上げます。16、17ページを御覧ください。第4款 基金積立金は、右側説明欄のとおり、介護保険保険給付費準備基金積立金1億7,776万3,000円の増額で、保険料等の余剰分につきまして、同基金への積立てを行うものでございます。

18、19ページを御覧ください。第5款 諸支出金です。右側説明欄の1点目は、国庫支出金等超過収入額返還金の増1億921万5,000円で、国・都支出金の超過交付分を返還するものでございます。

[速報版]

2点目は、一般会計繰出金の増875万1,000円で、一般会計で立て替えていた運転資金を同会計に繰り戻すものでございます。

続きまして、歳入予算について申し上げます。10ページ、11ページにお戻りください。第3款 支払基金交付金です。右側説明欄を御覧ください。1点目の介護給付費交付金637万6,000円と、2点目の地域支援事業支援交付金275万8,000円の減額は、超過交付額を精算するものでございます。

12、13ページを御覧ください。第4款 都支出金は、右側説明欄のとおり、介護給付費負担金過年度分を94万円増額いたします。

14、15ページを御覧ください。第7款 繰越金は、右側説明欄のとおり、前年度繰越金の増3億392万3,000円で、令和6年度決算の収支差額を今回の補正予算の財源とするものでございます。

補正予算書の説明は以上となります。続きまして、別途提出しております総務委員会審査参考資料について御説明をいたします。審査参考資料の1ページ、2ページ、令和7年度基金運用計画を御覧ください。

一般会計につきましては、2ページ左から1列目の当年度繰入予算額の1行目の財政調整基金3号として4億8,816万2,000円の取崩しを増額いたします。その結果、令和7年度末の一般会計の基金残高見込みは、その横の列、当年度末残高見込の合計欄3号として記載のとおり、194億9,339万3,000円となります。

また、下段の介護保険事業特別会計の介護保険保険給付費準備基金につきましては、1ページ右側の当年度元金積立予算額の列の一番下の行、1号として1億7,776万3,000円の積立てを行います。その結果、令和7年度末の介護保険保険給付費準備基金の残高見込みは、右側のページの当年度末残高見込の欄1号として記載のとおり、9億3,368万4,000円となります。

続きまして、資料の3ページ、国庫支出金等超過収入額返還金の増額についてを御覧ください。番号2に返還金が2,000万円以上のものにつきまして補助金や負担金の名称とその充当事業返還額を記載させていただいております。それぞれの補助金等につきましては、令和6年度におきまして、各充当事業の実績が申請時の見込みを下回ったことなどから、令和7年度におきまして国や都などへの返還金が生じているものでございます。

番号3の補正予算計上額ですが、今回の補正額は2億3,398万6,000円で、この額を加えた補正後予算額は4億9,316万1,000円となります。

私からの説明は以上となります。引き続き、その他の資料につきまして、順次所管課から御説明をいたします。

○総務部調整担当部長（田中博文さん） 総務委員会の審査参考資料の4ページを御覧ください。職員人件費の増額についてでございます。事業概要でございますが、改めての御説明になりますが、令和7年第4回の定例会で即決議案として議案を提出させていただき、御承認をいただいている内容から、予算措置が必要となってくるものでございます。令和7年10月17日付で東京都人事委員会勧告が勧告され、それに伴いまして、公民較差の解消から、給与表の引上げ、また期末勤勉手当の支給月数の引上げを行うこととなり、予算の不足が見込まれることから、本補正予算の予算措置を行うものでございます。

2点目、給与改定の内容ですが、例月給につきましては、給与表の引上げを平均改定額1万3,580円、改定率として3.24%の引上げを行うものでございます。

[速報版]

2点目、期末勤勉手当年間支給月数は0.05月分の引上げで4.85月から4.90月となるものでございます。

3点目、影響額につきましては、3億2,200万円余を見込んでいるところでございます。

続いて、4、経費でございます。こちらは、総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、細々節では、一般職の給与、職員手当、共済組合市負担金の3つの細々節になりますが、それぞれの金額は、補正予算額としては、一般職給与が500万円、職員手当が3,000万円、この引上げに伴いまして、共済費の負担金が増えることから市負担金として700万円で総額4,200万円を補正予算額として計上させていただきました。一般会計のほかの款及び他会計につきましては、流用により既定の予算で対応することとしているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 公会堂照明のLED化について説明いたします。審査参考資料の5ページになります。

公会堂につきましては、蛍光灯を使っている箇所がございまして、令和9年末までに蛍光灯が原則輸出入禁止となることから、LED化の工事を行うというものでございます。

工事内容につきましては、光のホール及びさんさん館の蛍光灯器具の交換でございます。

スケジュールといたしましては、今回の債務負担行為設定を行った上で、2月に契約、それから準備を行い、4月から8月に工事という予定をしているところでございます。

財源といたしましては、都支出金の900万円の活用を予定しているところでございます。

最終的な限度額としては2,613万円となります。

説明は以上になります。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 審査参考資料6ページの下連雀複合施設大規模改修工事の一部繰越について御説明させていただきます。

まず1点目、事業概要です。新都市再生ビジョンに基づき実施しております下連雀複合施設大規模改修工事の一部電気・空調工事につきまして、屋上キュービクル内のトランスを交換する予定であったはずですが、国の基準変更に伴って需要が高まったことから年度内の納品ができず、履行期間内の工事完了が困難となったものでございます。事業者から契約期間の延長を求める旨申出がありましたので、前払い金を除く工事費（電気・空調工事分）及び工事監理委託料につきまして、繰越明許費を設定するものでございます。

2点目、施設概要等です。1、対象施設ですが、1階、ワークセンターゆめ、こちらは障害福祉サービス事業所となります。

2回、障がい者就労支援センターかけはし、障がい者相談支援センターぽっぷ、3階が下連雀地区公会堂です。

工事内容です。建築・給排水工事と電気・空調工事になっております。

契約期間ですが、建築・給水工事につきましては、令和7年6月20日から令和8年3月13日まで、電気・空調工事も同じく、つきましては、令和7年8月8日から令和8年3月13日まで、工事監理業務につきましては、令和7年8月8日から当該対象工事の竣工検査に合格する日となっております。

3の繰越内容です。建築・給排水工事につきましては、繰越しは特にございません。

電気・空調工事ですが、事業費としては1億2,650万円で、年度内支出としましては5,060万円、繰

[速報版]

越分が7,590万円でございます。

工事監理業務につきまして、事業費ですが、1,947万円、繰越分が1,947万円になります。

4の地方債補正につきましては、記載のとおりとなっております。

5、その他でございます。工事の実施に伴いまして、令和8年3月末まで、1、2階の施設は移転、3階の施設は休館しておりますが、工期延長の影響はなく、令和8年4月からの再開を予定してございます。

説明は以上です。

○委員長（加藤こうじさん） 続いてお願ひします。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 続きまして、審査参考資料の7ページ目、障がい者自立支援給付費等の増額についてでございます。

1の事業概要です。障害者総合支援法に基づく障がい者自立支援介護給付費及び訓練等給付費、児童福祉法に基づきます障がい児通所支援給付費の予算が不足する見込みでございますので、所要の予算措置を行うものでございます。

2、不足理由です。1、介護給付費ですが、障がい者の介護を担う世帯の高齢化によります短期入所の増、2つ目としまして、コロナ禍の利用控え解消による生活介護の増となっております。

(2)、訓練等給付費です。障がい者の法定雇用率引上げに伴います就労移行支援及び就労継続支援Bの増、障がい者の地域生活移行の促進や親亡き後の対応などによる利用者増に伴う共同生活援助の増です。

障がい児通所支援です。発達に課題がある児童の早期発見、早期療育の取組強化や共働き世帯の増などによります児童発達支援及び放課後等デイサービスの増となっております。

3番目の経費です。歳入ですが、国庫支出金。障害者自立支援介護給付費負担金が4,438万円、障害者自立支援訓練等給付費負担金が8,390万円、障害児通所支援給付費負担金が3,217万5,000円。都支出金です。障害者自立支援介護給付費負担金が221万7,000円、障害者自立支援訓練等給付費負担金が4,194万9,000円、障害児通所支援給付負担金が1,608万7,000円、障害者施策推進区市町村包括補助金が1,812万7,000円となっております。

歳出です。障がい者自立支援介護給付事業費2,065万5,000円、障がい者自立支援等訓練給付事業費が1億8,396万9,000円、障がい児通所支援給付事業費6,331万2,000円の増となっております。

私からの説明は以上です。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 私からは8ページの保育施設等への物価高騰支援の追加について説明させていただきます。1番、事業概要を御覧ください。当初予算で計上しました食材費高騰分の支援に追加しまして、6月補正予算で都補助金を活用し、保育施設等に対して4月から9月分までの光熱費及び燃料費の高騰分の支援を実施したところですが、東京都の補助期間が12月まで延長されたことから、事業者負担のさらなる軽減を図るため、10月から12月分までの光熱費及び燃料費について追加で支援するものでございます。

支援する施設としましては、項番2の(1)のとおり、私立認可保育所、地域型保育施設、認証保育所、企業主導型保育施設及び幼稚園になります。幼稚園につきましては、東京都補助金の補助対象外となります。これまでの物価高騰対策と同様に市が独自で補助を行い、負担軽減を図ります。給付につきましては、4月から9月分の支援と同水準で行います。

[速報版]

経費につきまして、歳出につきましては、項番3の(2)の表のとおり、光熱費は全部で82園を対象に合計427万円を給付します。また、燃料費につきましては、スクールバスを保有している幼稚園が対象となりますですが、対象園は9園、バスは計16台で9万2,000円を給付いたします。

最後に関連する歳入ですが、(1)のとおり、私立認可保育所、地域型保育施設、認証保育所に係る事業費は、保育所等物価高騰緊急対策事業費補助金として、企業主導型保育施設に係る事業費は、子ども家庭支援区市町村包括補助金として計上します。

なお、いずれの補助金も当初予算で計上した食材費に係る事業費にも充当できることから、当初予算で計上した食材費に係る歳入分を合わせて計上いたします。

説明は以上になります。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 私からは、お手元の資料9ページの子ども・子育て支援施設における熱中症対策の実施について御説明申し上げます。

まず1番、事業概要です。補助率が2分の1から10分の10に拡充されました東京都の補助を活用いたしまして、次年度への備えとして、子ども・子育て支援施設における熱中症対策用品の購入及び購入経費の支援を行うものです。

2番、取組の内容です。まず最初に対象の施設ですが、まず保育園、こちらは公設公営9園、私立の保育園、認定こども園、地域型保育施設、認証保育所、企業主導型保育施設、合わせて64園、合計で保育園として73園、そのほか学童保育所43施設、東西多世代交流センター、こども家庭支援センターすくすく広場、親子ひろば7施設となっています。

次に、対象の事業ですが、子どもと子育て家庭が集まる場所において節電・熱中症対策、こちらは暑さ指数の計測器ですか、熱中症アラーム、ウエアラブルデバイス、飲料水の設置、冷却シートの購入、日よけ用のシェード、テントの購入等が対象となっています。

次に、3番、経費についてでございます。1施設当たり10万円としまして、公立の施設については、消耗品または備品の購入、私立保育園とそれから親子ひろばには補助金の交付という形で支援を行います。

歳入といたしましては、都支出金で、子ども家庭支援区市町村包括補助金で1,260万円。そして歳出は、保育施設等熱中症対策支援事業費ということで1,260万円、その内訳は資料に記載のとおりでございます。

私からは以上です。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 私からは市内病院への緊急支援の実施について、御説明をさせていただきます。審査参考資料の10ページを御覧ください。

まず1の事業概要です。地域医療を支える病院は、平時の地域医療や災害時における医療拠点としての機能を有するとともに、市の健康福祉施策を進める上で欠かせない医療資源となっています。令和7年度の当初予算では、市内高度急性期病院への助成について計上をしたところでございますが、一方で、診療報酬の改定が物価高騰の状況と乖離しており、医師・看護師等の人材確保が困難なっている状況がございます。また9月には6つの病院団体が国に対し財政支援について要望を行ったところでございます。

市内の病院におきましても病棟を一時的に閉鎖している病院があるなど、病院経営が非常に厳しいことが明らかになってきました。こうした状況を踏まえ、市民の健康維持や安全安心な暮らしに向けて、

[速報版]

市内病院への緊急支援を行います。

続いて2の病院への支援内容につきましては3点ございます。(1)としまして、病院全体への支援を行います。市内の入院病床を有する病院に対して、病床数に1日当たり290円に365日をかけて上限1,000万円を交付するものでございます。

対象病院は、病床稼働している6つの病院となります。

(2)としまして、二次救急医療機関への支援です。二次救急医療を行う病院に対して1,000万円を交付するものでございます。

対象病院は、救急対応を行う杏林大学医学部付属病院、三鷹中央病院、野村病院となります。

続いて(3)として、三次救急医療機関への支援です。高度な医療を提供する三次救急医療を行う病院に対して、上記に加えまして1,000万円を交付するものでございます。

対象病院は、杏林大学医学部付属病院になります。

なお、杏林大学医学部付属病院は二次救急と三次救急の双方の機能を有する病院となっています。

続きまして、3のスケジュールでございます。令和7年12月に補正予算計上、予算をお認めいただきましたら、令和8年1月に交付申請、2月の交付決定を予定しているところになります。

経費につきましては、4に記載のとおりでございますが、合計で9,359万9,000円、病院全体の支援が5,359万9,000円、二次救急医療機関への支援が3,000万円、三次救急医療機関への支援が1,000万円となっております。

私からは以上です。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 私から審査参考資料10、市道第188号線路面整備工事について、説明させていただきます。

11ページを御覧ください。1、工事概要についてです。市道第188号線は道路が老朽化しているため、舗装工事を検討、調整した路線です。

年度当初の工事閑散期（4月～6月）において、工事の施工が可能となり、施工時期の平準化が図られるため、余裕期間制度を活用し、市道第188号線舗装工事を令和7年度内に発注します。

2、工事内容についてです。工事件名は、市道路面整備工事（市道第188号線）。工事場所は、新川二丁目地内。工事概要は、工事延長約300メートル、舗装工1,000平米、交通安全施設工・付帯工・仮設工一式となります。

3、位置図についてです。新川二丁目仙川沿いの道路約300メートルになります。

4、補正予算の内容についてです。事項は、市道路面整備事業、期間は令和8年度、限度額は2,500万円となります。

説明は以上になります。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 私からは仙川水循環施設ポンプ取替え工事の実施について説明させていただきます。審査参考資料12ページになります。

1、事業概要でございます。現在、河川水を循環させるための仙川水循環施設ポンプ3基が全て故障していることから、既定予算対応により既に取替工事を発注している1基、こちらは3月完了予定で工事を進めております。残りの2基の取替えについて、債務負担行為を設定し、工事に着手いたします。

2、経緯でございます。令和6年11月に自動開閉バルブが故障してしまって、運転を停止しておりました。令和7年6月に修繕が完了し運転を再開するも、その後2基のポンプが故障して停止してしま

[速報版]

いました。その後、8月に、ナンバー1の取替工事に着手するも、その後、最後の1基が故障して停止してしまったものでございます。

3、工事内容でございます。ポンプの取替工事をするものでございます。

工事箇所は、新川四丁目15番地内です。

4、位置図でございます。こちらの水循環施設吐出口、野川宿橋から真ん中の稻荷橋、こちらが仙川の水がちょっとない状況でございまして、それから下流については湧水がございますので、水がある状況でございます。

5番目、スケジュールでございます。令和8年2月に契約し、3月から10月にポンプ製作、11月に設置を予定しております。

6、補正予算の内容（債務負担行為の設定）でございます。期間は、令和8年度、限度額は1,419万円になります。

続きまして、審査参考資料13ページ、水遊びができる公園の整備について説明させていただきます。

1、事業概要でございます。水遊びができる公園の整備については、当初、令和9年度からの運用予定であったんですけども、近年の猛暑や、市民から早期整備に整備してほしいという要望を踏まえて、スケジュールを前倒しし、令和8年度残暑時に利用できるよう債務負担行為を設定して整備工事を実施いたします。

2、工事場所及び水遊び施設のイメージです。場所は、連雀中央公園の北側、芸術文化センターの付近になります。右側がイメージ図でございまして、上流と下流で50センチほどの高低差がありまして、上流から水が流れてくるというような施設になっております。

3、スケジュール。令和8年2月に契約をいたしまして、3月工事着手、8月中旬から運用開始できる予定となっております。

4、経費でございます。1、今年度、歳出2,420万円、こちらは前払い金になります。

(2)が債務負担行為の設定、令和8年度、3,630万円になります。

私からの説明は以上になります。

○防災課長（井上 新さん） それでは、審査参考資料14ページ、御確認ください。消防事務事業東京都委託関係費負担金の増額でございます。

まず1番、事業概要でございます。東京都に委託している常備消防の負担金の当初予算は、前年度、令和6年度になりますが、前年度の基準財政需要額を基礎として算出しておりますが、今回、令和7年度の基準財政需要額が決定したことに伴いまして、三鷹市の負担金が確定し、当初予算が上回ることから今回の増額を行うものでございます。

次に、負担金の算出方法でございます。表のとおりでございますが、一番右側が市の負担金でございます。当初予算が20億412万1,000円ですが、変更後は20億7,905万9,000円ということで、増額分が7,493万8,000円となります。

増額の理由ですが、記載のとおりですが、主に単位費用が増額になったことによるものでございます。単位費用、端的に申し上げますと、消防費の場合、消防行政を行うための市民1人当たりの負担すべき費用のことございます。この単位費用の増額が、記載のとおりでございますが、その大部分が消防職員の給与の増と聞いております。また、装備品の価格上昇であったり、高度救急処置用の資機材の増強というところも影響を与えると聞いております。

[速報版]

3番、負担金の推移でございます。記載のとおり、単位費用、補正係数、委託割合によって決まる基準財政需要額の増減によって、年度によって増額になっている年度もございますが、減額になっている年度もあるというところでございます。

最後に4番、経費でございます。先ほど申し上げましたとおり、7,493万8,000円を補正予算額として計上しているところでございます。

説明は以上です。

○学務課長（久保田実さん） 私からは指定寄附を活用した第七小学校図書館の充実について御説明をいたします。審査参考資料の15ページを御覧ください。

1、事業概要、及び、2、寄附金額でございます。以前、第七小学校で学校図書館司書としてお勤めになられていた方の御遺族から、第七小学校の読書環境の充実を図るため100万円の指定寄附のお申出がございました。寄附者の意向を踏まえ、第七小学校の読書環境の充実を図ってまいります。

3、寄附金の活用についてです。第七小学校に希望調査を実施し、管理用諸備品の整備として、書画カメラを1台、ブックトラック2台を購入し、教育効果の向上や、より本に親しみやすい環境を整備いたします。

学校図書の整備として、購入時から時間が経過し、一部の情報が古くなっている百科辞典や図書館等の図書の買換えを行い、児童が自ら手に取り、効果的な調べ学習を行える学習環境の充実を図ってまいります。

4、経費についてです。歳入予算といたしまして、教育費寄附金に補正額100万円を計上いたします。歳出予算といたしまして、備品購入のため、30万円を学校管理運営費、管理用諸備品購入費に計上いたします。図書の充実を図るため、70万円を学校教育振興費、図書購入費に計上をいたします。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（加藤こうじさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（吉野けんさくさん） よろしくお願ひいたします。審査参考資料のほうから質問を順次させていただきます。

3ページ、国庫支出金超過分、ごめんなさい、次ですね、職員人件費増額についてのところで、影響額が3億2,210万2,000円ということでございますけども、それについて、ちょっとごめんなさい、何て言うのか忘れちゃいました。ごめんなさい。すみません。

続きまして、公会堂の照明のLED化のほうにちょっと移ります。すみません。LED化のほうで、電気料金の削減とか、そういう部分というのは、どのぐらいが公会堂のほうでは見込めるのか、もし分かればお伺いしたいと思います。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 概算でございますけれども、電気料としては約95万3,000円程度削減の見込みでございます。年間です。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。そうですね、LED化、大分昔から進めていらっしゃると思うんですけども、どうなんでしょう、この後、市の施設ではLED化というのはこれで大体終わるということでよろしいんでしょうか。

○都市整備部調整担当部長・新都市再生ビジョン担当部長（山中俊介さん） 市内の施設のLED化の状況なんですけれど、LED化の状況については完全に把握しているわけではないんですけど、基

[速報版]

本的に各所管課さんのはうで小さい施設の改修のときにやっていただくのと、あと、私のところ、公共施設課のはうで大規模改修等の工事をやりますので、その際に全館的には改修をしていきたいと考えております。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。電気料金が下がるということで、できるだけ早めに進めていただきたいなと思います。

続いて、下連雀複合施設大規模改修工事の一部繰上げについてです。事業者さんから変圧器の基準変更があったということでございますけど、具体的にどんな基準変更があったのか、もしお聞きできればお願ひします。

○都市整備部調整担当部長・新都市再生ビジョン担当部長（山中俊介さん） こちらの基準なんんですけど、来年度、2026年の4月から省エネ法に基づくトップランナー第三次判断基準の変圧器というような形の基準変更というふうな形になります。この第三次判断基準というのが、特に製造から20年以上経過した旧式の変圧器に対するんですね。それが57%程度国内にあるようなんすけれど、こちらのエネルギー効率の観点から向上させるためにそういった判断基準が変わったところです。

以上です。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。特に工期の延長はないということなのであれなんですけど、事業者が仕入れの値段が変わったりとか、そういった部分での工費の変更とかは特にないということでよろしいでしょうか。

○都市整備部調整担当部長・新都市再生ビジョン担当部長（山中俊介さん） 今回の工事において、受注者さんとそういった面もお話ししたところなんすけど、現行の工事の契約金額内で対応できるということでお話はしているところです。

○委員（吉野けんさくさん） 了解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、障がい者自立支援給付費等の増額についてお伺いしたいと思います。不足理由の件で、例えば短期入居所の増、生活介護の増、例えば、放課後等デイサービスの増ということだったんですけど、施設のはうのキャパシティーというか、そういった能力的なものに関しては、増えた分で賄うことには、特に余裕とか、そういった部分では大丈夫だったんでしょうか。

○障がい者支援課長（鳩根毅晴さん） 施設数につきましては、市内の施設数にはやはり限りはあるんですけども、近隣の都内の施設において通っていただくような形で対応しているところでございます。

以上です。

○委員（吉野けんさくさん） 了解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、隣、保育施設等への物価高騰支援の追加についてお伺いします。この金額については決まったものなんだと思うんですけど、この6万円とか3万5,000円の差というのは、規模感で金額というのは、それは計算されているものなんでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） おっしゃるとおりで、私立認可保育所、お子さん預かる施設としては、規模として少し大きめというところと、地域型保育施設ですか認証保育所につきましては、割と少人数の保育施設となっておりますので、その施設の規模に合わせた補助額とさせていただいております。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。市独自で幼稚園のはうも支援するということ

[速報版]

で、ありがとうございます。

続きまして、子ども・子育て支援施設における熱中症対策の実施について、お伺いしたいと思います。この事業概要のほうで、備品購入、購入経費の支援を行うということだったんですけど、先ほど御説明もありました、支援補助金というのも使えるということでよろしかったんでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） ただいまの御質問にお答えします。民間等で実施されているところについては、補助という形を取ります。市直営のところについては、予算を措置して物品等を購入するという形になります。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。物品購入だとかは、特に見たところ、市のほうで選んでお渡しするという形で、施設が独自に何かを選ぶとか、そういったことではないというふうな認識でよろしいんでしょうか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） ただいまの質問にお答えします。資料の9ページのところで、大きな2の(2)のところに対象の事業と書いてございますが、こういったものの中からそれぞれ現場で必要とするものをお選びいただける形です。

○委員（吉野けんさくさん） 了解いたしました。ありがとうございます。

続いて、市内の病院への緊急支援の実施についてお伺いいたします。病院全体の支援ということで、病床数掛ける290円掛ける365日と。対象病院それぞれの病床数というのをお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（白戸謙一さん） それぞれの病院の病床数でございますけれども、現在私どもで把握している数字でございますが、杏林大学医学部付属病院が1,055床、野村病院が133床、三鷹中央病院が122床、東京国際大堀病院が34床、井之頭病院が640床、長谷川病院が590床となっているところでございます。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。そうすると、大体の施設が1,000万円となって、東京国際大堀病院さんが少ないということで確認いたしました。ありがとうございます。

すみません。市道第188号線路面整備工事についてお伺いします。工事延長が300メートルということで、幅員4メートルで掛けると1,200平米になるんですけど、これはL字溝の部分が除かれるからということで、1,000平米ということでよろしいんでしょうか。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 議員さんのおっしゃるとおり、L型の部分についての除いたアスファルト舗装の面積が約1,000平米となります。私からは以上です。

○委員（吉野けんさくさん） すみません、ありがとうございます。続いて、水遊びができる公園の整備についてお伺いしたいと思います。イメージ図があって、分かりやすいんですけど、水遊び場の深さというんですかね、そういったものはどのぐらいの深さに、水の水深ですかね、なるんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 水のほうは、やはりためると危ないというのもございまして、上流側、左側のほうから南側の右側のほうに流れるような、そういったイメージでございます。

以上になります。

○委員（吉野けんさくさん） 流れる深さは？

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 深さは、もう本当に水が流れるという形なので、深さはほとんどないような状況でございます。以上です。

○委員（吉野けんさくさん） 分かりました。これは水が流れる期間というのは、何月から何月とか、年中やっているのか、あとは、どういった水を利用されるのか、あれば、確認したいと思います。

[速報版]

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 現在、ミストのほうを運用しているところでございますが、そちらについては5月下旬から10月中旬という形になります。

今回は8月の中旬運用開始なので、天候なんかも見ながらなんですが、10月中旬ぐらいまでと考えているところでございます。

次に、どういった水ということでございますが、こちら、衛生的な面も考えて水道水を使うような形で検討しているところでございます。

説明は以上になります。

○委員（吉野けんさくさん） 了解いたしました。ありがとうございます。

すみません。最後、指定寄附を活用した第七小学校図書館の充実についてお伺いします。どういった背景か伺いたかったんですけども、亡くなった方の遺志だということで、相続、遺言を執行したことによろしいんでしょうか。

○学務課長（久保田実さん） 遺言の有無については、今、私どものほうでも確認はしていないところでございますが、第七小学校の図書館司書としての御縁があったことから、三鷹市の第七小学校の図書館の充実にということの御希望で寄附があったと聞いているところでございます。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。以上で質問を終わります。

○委員（山田さとみさん） よろしくお願ひします。審査参考資料、順番にお伺いさせていただきます。

まず、国庫支出金等超過収入返還金の増額について伺います。当初予算計上時の見込みと差が出た要因についてもう少し詳しくお伺いしたいのですが、この補助金等の名称ごとに御説明をお願いしたいと思います。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） まず、この国と都の返還金につきましては、当初予算ベースで通常交付申請を、年度前半に申請を行うことから当初予算ベースで交付申請を行い、それに基づき交付決定を受けることになりますけれども、実際にそうした当初予算ベースで交付申請したものと実質的に差が生じるから返還が求められることになります。

そして実際に当該年度に返還をするものもあれば、精算するものもあれば、翌年度に精算するもの、これが比較的多いことからこののような返還金が生じることになります。

また、年度途中に変更交付申請なんかもタイミングとしてはあるんですけども、物によっては変更交付申請ができないものもございます。そういうことでこういうことで返還金が生じることになります。

そして1点目の資料の一番上の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、こちらは国の給付金事業と低所得者向けの給付金事業に充当しているものなんですけれども、実際、こちら給付金の事業費本体というよりは事務費の部分に主に返還が多くなりまして、給付金の部分については、隨時、変更の交付申請ができたんですけども、事務費の部分については、当初に交付申請をして、その後変更のタイミングがなかったため、実際に予算で計上した金額と実績、事務費で使った実績に差額が結構生じまして、その部分の返還が生じたものでございます。

私からは以上です。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。すごくいろんな計算をしながら丁寧に行っていただいているんだなというのが伝わってきました。ありがとうございます。

次に、公会堂照明のLED化について伺います。都支出金、総合交付金政策連携枠、ゼロエミッショ

〔速報版〕

ンの活用を予定しているとありますが、これは9,000万円を差し引いた額を計上しているという理解でよろしいでしょうか。

○芸術文化課長（井上 仁さん） その理解でよろしいと思います。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） 公会堂のLED化ですね、財源については900万円ということですけれども、ごめんなさい、それで債務負担行為で2,613万円、こちら翌年度に支出するものとなっておりますが、900万円については翌年度の財源ということで、支出から差し引いたものということで2,613万円ということになっているわけではございません。

○委員（山田さとみさん） すみません。ありがとうございます。

次に、下連雀複合施設大規模改修工事の一部繰越しについて伺います。ちょっと確認なんですけれども、屋上キュービクル内のトランスを当面の間、交換しなくとも、1階から3階のフロアで安全に再開が可能ということでよろしいのでしょうか。国の基準変更で、20年たったものを交換してくださいということに応じて変えるだけなので、別に工事が完了していなくても、対象の工事が終わっていなくても4月から再開を予定できるという、そういう理解でよろしいんでしょうか。工事の間、少し使えなくなったりとか、そういう影響についても併せてお伺いします。

○都市整備部調整担当部長・新都市再生ビジョン担当部長（山中俊介さん） 今回の下連雀複合施設のキュービクルの交換については、これは基準が変わったことでやるというわけではなくて、老朽化対策ということで工事を実施します。その中で、たまたまこの年度にトップランナーの制度で、省エネ法に基づく制度が切替えがちょうど重なってしまったというような認識にはなりますので、今回は、老朽化自体の対応になりますので、その制度とはちょっと切り離して考えていただきたいなと思っています。

ただ、今回、老朽化対策ということで工事を行いますけれど、実際に変圧器自体が今現時点で壊れているわけではないんですね。あくまでも老朽化、壊れる前の予防保全というような形で対応するところですので、4月以降なんんですけど、今回の工事の関係で若干電気料は増加することにはなるんですけど、施設の運営上は特には問題ないと考えておりますので、交換時期まで特に利用制限等が発生するようなことはないと考えております。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。次に、障がい者自立支援給付費等の増額について伺います。障がい者自立支援給付金等、この増額ですね、不足理由について説明がありますけれども、これらは今後も伸びが見込まれるとお考えでしょうか。そうであれば今後どのように事業の拡充を考えいらっしゃるのか、また、今後の予算編成において、本事業の伸びを勘案して当初予算を組むことは可能であるのか伺います。

○障がい者支援課長（鳶根毅晴さん） 補正をさせていただいている各種給付費なんすけれども、今後も伸びていく可能性は高いかと考えているところです。

ただ、かなり、見込むのが難しい給付費でございまして、例えば、利用者、受給されている方が施設に入所されたりとか、または死亡されたときにはかなりの額が余ってしまうすとか、また1人、かなり重度の方が給付を受けるようなことになりますと、その分、経費がかさんでいくというところになりますので、なかなか見込みとしては難しいものではあるんですけども、過去の実績等を踏まえて今後も適切に予算措置をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。次に、保育施設等への物価高騰支援の追加につ

[速報版]

いて伺います。当補助金が延長してよかったですと思っておりますけれども、対象事業者の物価高騰というか、光熱費、燃料費の高騰について、支援、継続してほしいというような御要望というのではあったのでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 4月から9月分につきましては、8月末に支給をさせていただいたところですけれども、やはり支給した施設からは今後も継続してほしいありがたい支援であるというようなお声を聞いております。

以上でございます。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。

次に、子ども・子育て支援施設における熱中症対策の実施について伺います。これ、2分の1から10分の10に拡充されてよかったですけれども、この対象施設から、どのような要望があつて、やっぱりこれは必要な予算だなと思って組まれたと思うので、どのような要望があつて補正を組まれたのか伺いたいのと、もう1点、以前もこういった物品、コロナの時期などに、物品、こういうのを買いたいけれども、少し外れてしまった。このリストの中からちょっと外れてしまっているけど、コロナ対策に使いたいみたいな、そういう御要望があつたりしたんですね。そういうちょっと分かりづらいけれども、効果的な物品というのが園によってはニーズがあると思うので、用途が合っていれば、説明がつけば使えるものなのか、それともある程度リストの中にあるものでないと使えないものなのか、その辺りお伺いできればと思います。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） ただいまの御質問にお答えします。現場のほうからは、やはり本当にすごい暑さで、日々、子どもたち、安全に使っていただくためにあの手この手いろいろ対策を立てています。基本的にはそれぞれの運営費等で手当てされているものの中でやりくりはされているようですが、今回こういうことで機会を得たということで、そこにさらに補完するような、上乗せをするような形で実施をされたいというところが、アンケートを取ったところでは手を挙げいらっしゃるという、そういう形です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。2番目にお伺いした用途が、すみません、お願いします。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 用途についてでございますけれども、これは都のほうで具体的に示しているものがこういうものになりますけれども、購入に当たってはそれれここにないものについては東京都のほうに問合せをして可否を確認するという形になります。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。

次、市内病院の緊急支援の実施について伺います。これちょっと一般財源なので、病院経営が非常に厳しいということ、議会でも結構話題になっているところなんですが、ぜひ中継を見ていらっしゃる市民に向けて、今、なぜ病院経営が非常に厳しいのか、市内の現状について分かりやすく説明していただきたいと思うんですね。結構な金額だし、一般財源でやるので、そういう説明、丁寧な説明というのは必要かなと思います。併せて、病院からの声、要望についても伺います。

最後に、重点支援地方交付金で病院にも活用できるという資料を確認していますので、今後、交付金、国からの交付金を活用する予定はあるのか伺います。

○健康推進課長（白戸謙一さん） まず、病院の現状、なぜ病院支援をするかというところでございます。事業概要にもお示しをさせていただいたところがございますけれども、やはり地域医療を支える

[速報版]

病院といいますのは、平時の医療体制の維持確保だけではなく災害時にも重要な拠点となるところでございまして、市の健康福祉施策、様々な施策がありますが、こうしたものにも非常に欠かせない医療資源となっているところになります。

ただ一方、診療報酬改定、これは2年に一遍でございますけれども、この状況が物価高騰の状況に追いついていないという現状がございます。

また、医師・看護師等の人材確保は非常に困難ということでございまして、例えば9月には6つの病院団体さんが厚生労働大臣に財政支援を要望するなど、非常に経済条件が厳しいということがございます。地域の基幹的な医療機関として病院というのは役割を果たすところが非常に大きいところではございます。そうしたところも踏まえまして、今回、病院支援をさせていただくところでございます。病院経営の安定化と、それをもって地域医療体制の維持確保を図るという目的で実施をしているところになります。

それから2点目の病院の声というところでございます。つぶさに詳細をお伺いしたわけではございませんけれども、非常に経営が厳しいということはお伺いをしておりまして、特に病院につきましては、やはり多くの医療資機材、光熱費等も非常に規模が大きくなるということで、物価高騰の影響が非常に大きいということは把握をしているところになります。

私からは以上になります。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） 私からは重点支援地方創生臨時交付金の活用についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員御指摘のとおり、当該交付金に係る国の通知、ただいま届いておりますけれども、推奨メニューの1つの中に、医療・介護・保育施設、学校施設等に対する物価高騰対策支援という項目がございまして、また、対象経費としても令和7年度予算に計上され実施される事業については、交付決定前に着手した事業であっても対象となる見込みであるといったことで、交付金の充当が可能な事業としてはまずは捉えております。

その上で、国の補正予算の動向や今後示される交付金の上限額にもよりますが、国の交付金がある程度の規模、交付されるのがあれば、当該事業の財源に振替を行うなどの対応も選択肢の1つとしては考えられるところでございます。

特に今回の補正予算では、繰越金の残もなく、多くの財政調整基金を取り崩して対応すると。4.8億円ほどの財政調整基金の取崩しも対応して行っているところでございます。

いずれにしましても、当該交付金を活用した市の支援について、国や東京都の対策なども踏まえながら現在検討を進めておりますので、こうした交付金の状況だとか、市の対策の検討を進める中で、当該事業の財源の振替についても検討してまいりたいと思っております。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。ぜひお願いします。市内の病院の状況についても、やはり防災の観点ですか、よく最近、看護師不足で病棟を閉鎖しなければいけない状況ですか、市民の健康を守るという観点から、最後にやっぱり頼りになる場所なので、ここに対して支援するというのはすごく大切なことだと思いますので、ぜひ病院からのお声を聞いていただきながら引き続き対策をお願いしたいと思います。

次、市道第188号路線なんですけれども、施工時期の平準化は以前から会派で求めているものであります、歓迎するものです。時期的に新入学の時期と重なるんですけども、やっぱり慣れない通学路、

[速報版]

ここへの影響、安全に関する配慮などにも意を用いていらっしゃるのかお伺いします。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 工事の路線、学区、第七小学校、もしくは第六中学校の学区域にはなっておりまます。ただ、通学路には指定しておりません。ただ、当然、議員さんのおっしゃるとおり、入学時期なので、そういう子もたちに配慮しながら安全に工事を進めたいと考えております。

○委員（山田さとみさん） ゼひ意を用いていただきたいと思います。

次、仙川水循環施設ポンプ取替工事について伺います。次々と故障が続いている状況というのが分かりました。ポンプ3基が全て故障している現状で、河川水にどのような影響が出ているのかまずお伺いします。

3点お伺いしたいんですけども、2点目として、この経緯のところの2行目、6月、修繕が完了し運転再開するも故障が続くということが書いてあります。なぜ修繕が完了して運転再開したのに3基故障してしまったのか、点検の体制は十分と言えるのか、この辺りをお伺いしたいです。

3点目は、点検の体制について、もし今回のことでの改善策など見いだせたことがあればお伺いします。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず1点目、河川への影響でございます。位置図の野川宿橋一番上のところから真ん中の稻荷橋までが一応水がない状況でございまして、鳥なんかがいつもだったら来ているのに、ちょっと水がないので来ないというような、そういう影響がございます。令和7年6月の修繕が完了というのが、自動開閉バルブという、こちらが壊れたのが修繕が完了して再開した。それでもちょっと別の部品のところ、そちらのバルブが3基が次々と故障してしまったという形になります。

点検は、月2回、異音とか振動とか、そういう点検をしていただいて、年1回はポンプを引き揚げて点検しているんですけども、なかなか見つからなかったというのが正直なところでございます。

3番でございますけども、点検については、より詳細な点検をするとともに、いろいろポンプ、水循環施設の施設を順次交換していくような計画、工事計画みたいなものを来年度は策定して、それに伴って工事をして予防保全的な対応という、そういうものをを目指していきたいと思います。

説明は以上です。

○都市整備部長（高橋靖和さん） 課長が言った内容にちょっと補足させていただきます。故障した経緯のところで、バルブを先に直した後に、バルブを止めた影響で、多少、中のさびとか、そういうものが止まって流れが変わったことによって、その影響でポンプのほうのところにもそういうものが多少影響したのではないかと。それが合わせて、ポンプ自体が10年以上たっていますので、それが3基ともに影響によって、今回、たまたまというか、故障の原因になったと考えているところでございます。

以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。今のちょっとさびのところ、ちょっと確認したいんですけども、自動バルブが故障して、直した。その過程でさびがポンプに落ちてしまって、それが影響してしまったということなんでしょうか。

○都市整備部長（高橋靖和さん） 今おっしゃるとおり、今まで順調に流れ、ポンプで引き揚げて、それ流していたというところが、止まることによってちょっと流れが変わってきたというところがありますので、その流れによって、さびがいろいろと流れた方向と変わってくる。それが影響して、川のあと、水、雨が降ったりとか、その量によってかき混ぜることによってそういうものも影響してきたのではないかと考えております。

[速報版]

○委員（山田さとみさん） お話分かりました。その影響、バルブが故障して修繕をした。流れが変わった。そこまでの、そのとき施工された業者の方がそこまで見通すことはできなかつたのでしょうか。難しいということなんでしょうか。ちょっと内容が分からないので、すみません。

○都市整備部長（高橋靖和さん） なかなか把握するのが難しいところがあります。器具、物自体も大きいので、なかなか簡単には水を変えるとか、いわゆるそういう把握をするというところが難しいところがあるので、そういうところも、あと、すみません、先ほど言いましたけれども、止めたということで、何か月間も止めてしまったというところもあるので、そういうところの総合的なというところがあります。ですから、ちょっと把握をしてというところはなかなかちょっと厳しいのかなと考えているところです。

以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。工事の影響で流れが変わって、故障してしまった。また何か月も止まってしまった。で、また工事をします。それでまた影響が出るということはないのか、その辺りもしっかり経過を見ていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市整備部長（高橋靖和さん） おっしゃるとおりです。実際に今ポンプを替えてはいるので、ただ、そのポンプ、実際には今度、ここはバルブはもう変わっていますから、ある程度影響するものは替えてはいるので、大丈夫だと思うんですが、今おっしゃられたように、実際ポンプを止めて、また替えて作動するときも、確認しながら、ちゃんと進めて、止まらないような形で確認していきたいと考えております。

以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。よく分かりました。よろしくお願ひします。

水遊びができる公園の整備について伺います。こちら、水遊びができる公園については、かねてより求めたものであり、また市民の声を受けて早期整備の決断をしていただいたことを歓迎します。ありがとうございます。先ほども御答弁ありましたけれども、やっぱり水深についてはすごく心配しております、やっぱり溺れてしまうというところを心配しているんですけども、水が流れる、つまり、たまらないということなんですね。この絵のところ、右側のところに多分水が流れるような四角い部分があると思うんですけど、これはたまらないでずっと水が流れ続けている、こういうイメージでよろしいでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） そのとおり、この四角いのが下水管のほうにつながっておりまして、水が隨時流れるような形になっております。水が流れるのは、ボタン式で、ボタンを押すと30秒水が流れるという形にはなっております。それとは別に上流のところで職員のほうが水を開けると常時、水が流れるというような、そういった仕組みでございます。

説明は以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。水が流れる仕組みについては分かりました。職員がとおっしゃっていたんですけども、ここには職員がつく、期間中、職員がつく予定ということなのでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） こちらには一応職員はつかない。普通の公園の一部として行う予定です。もし昼間だけ水を開けるとなると、朝行って、蛇口を開けて夕方閉めるような、といったような仕組みになるかと思います。

[速報版]

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。つまり、利用できる時間が、利用というか、水が流れる時間が決まっていて、例えば5月下旬から10月中旬、この間だけ水が流れますよと決まつたら、朝、その期間、毎朝水の栓を開けて夕方には閉めるみたいな、そういうイメージでよろしいでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 期間については、5月下旬から10月中旬と考えております。水については、毎朝するのか、ちょっと暑い時期だけするのか、その辺については今後検討してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。この絵のところの周り、黒くなっているんですけども、結構はだして遊ぶ子も多いのかなと思うのですが、ここはもしかしてゴムチップとか、安全に配慮したつくりになっているということでおよろしいでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 保育園の方にも、先生方にも聞いたんですけども、やっぱりここゴムチップで予定はしているんですけど、滑るのをとにかく気をつけたい、気をつけてほしいということで、そういうことを留意して設計してくださいということで、このゴムチップについては、エンボスといってちょっと凸凹しているような、といったもので設計をしているところでございます。

説明は以上です。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。安全の配慮ですか、そういったところ、近隣の保育園に聞かれたということで、すごく心強いですし、お散歩で使っている姿が見られるのかなと思うとすごく楽しみだなと思います。多分2基、ここに上のほうに出てているのは、ミストだと思われるんですけども、こちらのミストの使用時期と水遊びのできる大きい施設は同じ時期に使えると考えいらっしゃるんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず、この2つの出ているところは、ミストではなくてシャワーになります。時期については、同じ時期に使用できるというような形にしようと考えております。

説明は以上です。

○委員（山田さとみさん） シャワーなんですね。シャワーでは、思ったよりお水が出るなと思ったんですけども、すみません、シャワーにされた理由について、水遊びできる公園なので、やっぱりシャワーにした理由について伺います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 私どもも設計の中で、ミストとかシャワーですか、いろいろ検討したんですけども、やはり水遊びができる施設ということで、子どもたちが水が浴びれて楽しめるようなというところでシャワーとしております。

説明は以上です。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。すごく楽しみにしています。よろしくお願ひします。

次、消防事務事業東京都委託関係費負担金の増額について伺います。単位費用はこれから伸び続ける見込みなんでしょうか。来年度は、計算式変わらないのかなども思うんですけども、来年度はそれを見込んだ計算式になることはあるのかお伺いします。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 基準財政需要額は、国が決めるものなので、ちょっと我々のほうでどうこうすることはできないんですが、昨今的人件費の増額を見込む感じだと、増える傾向にあるの

[速報版]

かなと考えているところでございます。

また、この計算式はどうなのかというところなんですが、一応基準財政額が100%で委託費を計算するというような取決めになってございますので、式に関しても従前のまま続くのかなと考えております。

以上です。

○委員（山田さとみさん） 市ではちょっと、国で決めることなのでと、分かりました。ありがとうございます。

最後に、指定寄附を活用した第七小学校図書館の充実について伺います。以前、七小の司書だった方の御遺族からの寄附ということで、大切な気持ち、大切に使っていただきたいなと思うんですが、寄附者の意向をしっかり反映することと、やっぱり児童のニーズというのがマッチするとすばらしいなと思うのですけれども、どのようなニーズ調査を行ったのかお伺いします。十分なニーズ調査ができたのかという観点で伺います。また、配備完了時期についてお伺いします。

○学務課長（久保田実さん） 今回、指定寄附のお申出をいただいたときに、第七小学校のほうにアンケート調査を行っております。もちろん現在の第七小学校の図書の司書の先生にもお話を聞いて、まず用品を挙げていただきました。

続きまして、寄附者の方に学校からこのような寄附があってこのような活用させていただきたいと考えているんですということで御説明を差し上げて、寄附者の方からもぜひそうしていただきたいということでの確認を取っているところでございます。

また、実施の時期につきましては、今回補正予算をお認めいただきましたら、年内に整備を完了したいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（加藤こうじさん） 年内？ 年度内？

○学務課長（久保田実さん） 年度内に整備を完了したいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○委員（山田さとみさん） 御遺族にしっかり確認もしていただけて、それで御納得いただけたということでしたら、もうそれ以上のことはないと思いますので、ぜひ年度内の配備についてぜひお願ひしたいと思います。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（加藤こうじさん） 質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

○委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。

○委員（高谷真一朗さん） よろしくお願ひします。それでは、審査参考資料のほうから質問をさせていただきます。

まず、国庫支出金の超過収入の返還金の件なんですけども、先ほど山田委員からもお話がありましたが、差が出た要因というのは、子どもの減少ということの理由のほかに、事務費に返還金が生じたということがありましたけれども、全ての事業においてそういう認識でよろしいでしょうか。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） 今の御質問の件なんですけども、全ての事業ではなくて、申し上げたのは、申し訳ございません、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございまして、それ以外につきましては、例えば施設型給付費負担金、2番目の項目になりますが、こちらは例えば私立保育園だとか幼稚園の給付事業に出ている負担金になるんですが、利用者数が想定より少なかったこ

[速報版]

とで、給付の実績が当初見込みを下回ったということでの返還金でございます。また、その下の例えは生活保護費の負担金も、こちら医療補助費だと生活扶助費の利用実績が交付申請時の見込みを下回ったということでの返還でございます。

説明は以上となります。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。そうすると、当初の見込みがどうだったな、どうだったんだということになると思いますけども、どういう方針で取り組まれたんですか。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） それぞれの事業で状況はまちまちなんですけども、先ほどもちょっと答弁させていただきましたとおり、こちら負担金だと補助金の申請につきましては、年度の前半に交付申請を行うものが多くございます。そうした中で利用実績が出るのが年度末になりますので、場合によっては年度の途中に変更交付申請で軌道修正するものもあるんですけども、そうしたことがないようなものもございまして、結果的にそうした差額が結果的に生じた結果、やっぱり返還金が多くなったということでございます。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。事務費を返還するということでございますけれども、この事務費というのは、人件費とか、そういうことなんでしょうか。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） 国の物価高騰対応地方創生臨時交付金につきましては、事務費の部分、主に委託でやっている部分が多くございます。事務の部分。そうしたところの返還金が多くなった。あと、郵便料ですね。郵便料に関しても若干差額が出て、そうしたものとの差額で、事務費の返還が生じたものだと認識しております。

○委員（高谷真一朗さん） 委託費での返還ということなので、例えばこういう事業というのは、本当に人手が足りないとか、事務作業が煩雑で大変だとかということもあるうかと思うんですけども、委託先に対して、が、これでやってくれるならそれは安ければいいのかもしれませんけども、何か迷惑がかかるようなことってないんでしょうかね。これだけの金額ですから。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） 今回、返還金になるのは、基本的には委託の、例えば委託契約の金額と予算との差額ですので、業者さんに迷惑をかけるということはないです。

また、ほかのいろいろ先生方、失礼しました、生活保護費とか、コロナワクチン接種事業費も、事業費自体が、ごめんなさい、交付申請よりも実績が伸びなかつたということで下がっていますので、なかなかやはりワクチンの接種事業とか、なかなか見込みが難しいところがございます。我々としては、より多く打っていただきたいという思いで予算を組んでいます。

また、生活保護等につきましても、やはりこの冬の時期、やはりインフルエンザ等によって医療補助は大きく影響しますので、なかなか見込みが難しいところでございます。私どももできる限り実績値に近い形ではやりたいと思っていますけど、やはり万が一足りないということになると、大きな問題になるので、その辺はいろいろと我々も悩みながら予算を計上しているところでございます。以上でございます。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。今コロナのお話がありました。国のはうでも、今、CMなどで接種を勧奨しているわけですけども、打ちたい人には打っていただくということで、それなりの予算を取っていらっしゃるということだと思いますけれども、やはりちょっとコロナを忘れかけている部分もあるようなところもありますので、市としても、打ちたい人にはぜひワクチンをということで、取組を進めていただければと思いますし、打ちたい人にはね。打ちたくない人は打たなくていいと。ほ

〔速報版〕

かにも生活保護の件ですとか、市民の方に迷惑がかかってないということであるのであれば、もうこれは了承いたします。

次が公会堂のLED化です。いろいろとお話をありました。他の機材とかを見ると、例えば、何かが足りないだとか、需要が高まっていて物が入ってこないだとかということありますけども、LEDに関してはそういうことはないという見通しでよろしいですか。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 今回、この予算を出すに当たって事業者の方と相談して、その確保については大丈夫であろうというふうなお話は伺っているところでございます。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。ほかの部署でもいろいろとLED化が進んでいないところもあるようですので、順次進めていただければと思います。

下連雀は分かりました。次の次の8ページの保育施設等への物価高騰対策なんですけれども、先ほど吉野委員の答弁で、規模感に合わせて6万円とか3万5,000円とか決めているというお話をしたけれども、規模感に合わせるよりも実態に即してあげたほうがより効果的なのではないかと思いますが、そういった検証はされたんでしょうか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 今回の光熱費、燃料費につきましては、まず基本的には公定価格と呼ばれる、各園で必要な運営経費、こちらのほうで一定の増額はされていると伺っております。そうした上で、東京都の補助が追加されたということで、こういった補助をさせてもらっていますけれども、各施設ごとのこれで足りているか足りてないかというような検証までは行っていないところです。規模感によって、本当に子どもの数によってというので、実際にかかっている部分、物価高騰の影響を受けている部分というのはあるとは思うんですけども、そこについて今後各施設の意見をいろいろ聞きながら検討していきたいと思います。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思います。幼稚園でも、大きいところ、中規模程度なところ、様々ありますので、やはり実態に即した形でというのは取るべき姿勢なのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

子ども・子育てのほうは、分かりました、先ほどありましたリストから外れたようなもの、でも、都に問い合わせれば買えるということで、実際、園が何していいか分からなくなっちゃうのが一番困ると思うので、そこはしっかり連携を取りながらやっていただければと思います。

次の市内病院への緊急支援の実施についてなんですけども、2の(1)の病床数掛ける290円のこの290円の算定基準というのは何なんでしょう。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 290円の算定根拠でございますけれども、東京都も物価高騰に関しまして、令和7年度に地域医療確保に関する緊急臨時支援事業交付金、支援金というものがございます。こちらが入院1日1人当たり580円をしていくということがございました。こうした都の補助に対してもまだ不足が生じる部分について市が支援をするという考え方の下、半額の290円にさせていただいたというところと、近隣市における支援内容も参考に290円にさせていただいたというところでございます。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。ありがとうございます。足りない部分の補助というのは多分病院にとってはありがたいものだと思いますので。これを見ると、杏林大学には3,000万円が行くということでおろしいですか。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 資料の審査参考資料2の(1)から(3)を足しますと3,000万円とい

[速報版]

うことになります。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。大病院にとって3,000万円というのがどれだけの規模感の金額なのかちょっと僕は分かりませんけれども、それなりに助けにはなっているのかなと。ただ、やはりこの病院の大切さというのは、先ほど来お話がりますように市民にとっては重要なものであるにもかかわらず、やはり国がしっかりとやらなければいけないというのはそのとおりだと思います。病院のほうも、財政支援ということで行っておりますけども、三鷹市として何か国に対して要望するだとかということはあったのでしょうか。というのは、お隣の武蔵野市で、御承知のとおり、南病院というものが閉院に追い込まれたというのは大きな衝撃を持って報じられておりますので、やはり市でも支援をしてほしいということは言うべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 国や東京都への支援の要望というところでございますけれども、例えば市長と知事の意見交換の場でもこういった病院の現状について訴えて、さらなる支援みたいなところもお話をさせていただきましたし、必要に応じまして、市長会等の機関を通じまして要望してまいりたいと考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。今、補正予算が国のほうでも審議されておりますので、その中にも入っているということですから、ある程度の話題性を持った支援というのも期待できるのかなと思いますけれども、もう一つ心配なのは、ちょっと外れてしまうんですけども、いわゆる町の診療所に対してもやはり支援が必要な場面が出てくるのではないかなど。先生の高齢化ですか、様々な薬価の上昇ですか、いろんな問題がやはり市内の診療所でも起こっていると思うんですが、その辺の状況把握と今後の何か支援が考えられるのかというところをお尋ねいたします。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 今回、病院に対する支援といいますのは、やはり規模が大きいところで、例えば物価高騰の光熱水費だったり、医療材料費等の影響を非常に大きく受けやすいということで支援をさせていただいたところではございます。

今後の医療機関、例えば診療所等への支援というところには、今後の検討課題かなと思っておりますので、例えば医師会等と情報共有を図りながら検討を進めていければと思います。

以上です。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。御答弁いただいたとおり、全部のお医者さんにどれだけの支援ができるかというのは、悩ましいところではありますけれども、やはります町のお医者さんにかかってからじゃないと中核病院に行けないみたいな、そんな感じになっていますよね、今。だから、近所のお医者さんが閉院に追い込まれると、それはそれで困ることですので、御答弁のとおり、医師会等と意思疎通を図りながら市民に影響が出ないように、悪影響が出ないように取り組んでいただければと思います。

次、12ページかな、仙川の水循環施設のポンプの取替工事なんですけども、今、お二人の委員からお話が出て、ああ、そういうことなんだということは分かりましたけども、ふだんの点検といふのは市の職員の人がやっているんですか、それとも業者がやっているんですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） こちらのほうは業者のほうに委託して点検していただいているというような状況になっています。

○委員（高谷真一朗さん） 今回の点検もやってさびが出て止まっちゃった。プロの方がやっているわけですよね。そうなってほかのものが壊れたんだとすると、いわゆる業者さんほうにも責任がある

[速報版]

んじやないかなと思うんですが、損害賠償までは行くのか分かりませんけども、そういったところはどうなんでしょう。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） なかなかさびが出てというところも、それが証明できているかというのはある程度推測な部分でございますので、なかなか業者のほうに損害賠償というのはなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

○委員（高谷真一朗さん） 確かに損害賠償はまた難しい。でも検証はするべきだと思います。やはりふだんの月2回、年1回のポンプを揚げる、引き揚げる点検のときに、きちんとさびを取っておくだとか、そういったメンテナンスをやっぱり業者さんがやっているんだったらしっかりやっていただからないと、立て続けにポンプが止まってしまうような事態というのは今後許されないと思うんですが、いかがでしょう。

○都市整備部長（高橋靖和さん） おっしゃるとおり、うちのほうも、市としても、3台一遍にポンプというところは想定してないところがあります。今回、あくまでもバルブを止めて直してというところが大きな原因かなというところは考えているんですが、ただ、今、点検は定期的にやっているところもあります。ただ、こういうことが二度と起きないような形では進めていかなくてはならないと思いますので、今後、検証等、その原因は何かというところと、故障になるおそれがあるものについては、それは解決、修繕、今後そういうところで対応しながら、そういうことが二度と起きないような形で進めていければと思っています。

以上です。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。多分3台同じ時期に入れているから、同じ時期に壊れてしまうというのは、家庭の電化製品でも同じようなことがあると思うんですけども、ふだんのメンテナンスというのはしっかりやっていかないと。特殊なポンプをこれから作るんですよね。特殊なものであろうと思いますので、なかなか既製品とは違う難しさはあると思うんですけども、こういった事態が二度と起こらないように取り組んでいただければと思います。

続きまして、水遊びができる公園の整備についてです。都市計画審議会のほうでも一般の市民の方からこういった水遊びのできる公園が欲しいというような御意見をいただいてからなかなかぱぱぱっと進んできたかなと。市民の意見は強いんだなと思っているんですけども、この図を見ると絶対に水たまっていますよね。これね。丸いところ、だって立体的になって、水たまるように見えてしまうので、流れしていくだけだというんだったら、もうちょっと分かりやすい図にしていただければありがたいなと思います。

それで、僕もこれミストかと思ったらシャワーだということで、驚いたんですけども、こここの公園はて広くて、水遊びができる場所の周りに木陰とか、そういうのはあるんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず、ちょっとイメージ図は今後検討していきたいと思います。こここのところは、一応木々がかなりあるところで、木陰等があるような、そういった場所になります。説明は以上です。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。子どもたち、水で遊んでいて、冷たいからということで、夢中になって遊んじようと、そのまま熱中症になってしまうということもあると思いますので、そういったことがないような注意喚起と、あとは衛生面ですよね。赤ちゃん、赤ちゃんは遊ばないか。おむつをはきながら遊ぶような子たちもいると思うんですけども、そういった衛生面に対しての注意喚起みた

[速報版]

いのは考えられていますでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 衛生面にかかわらず、そういういた看板なりで周知させていただきたいと考えております。

説明は以上です。

○委員（高谷真一朗さん） 水がたまらないということで溺れるという心配はないのかなと思いましたけれども、ぜひ私も完成が楽しみです。ただ、ここだけじゃなくて、今後の水遊びができる公園の整備に対しての市内への展開の展望というのがあればということと、井の頭の恩賜公園、西園の都が整備してくれた公園ありますよね。ちっちゃい子とそれなりの子が遊べるようなスペースがあるんですけども、あそこにもできたらいいなと思うんですけども、そういうた都に対する折衝みたいのも今後考えられるんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今のところは、今、連雀公園に水遊びの施設を整備するということで、課内で一生懸命行っているところです。できてからいろいろ検証して、本当に御利用が多くて、市民の声もお褒めの声をいただいている、そういうところになれば、今後展開していったり、都に折衝していったり、そういう方向になろうかと考えております。

説明は以上です。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。絶対に評判はいいと思います、これは。ですので、ここだけ、ここに来るのも結構市外の方々は大変な方もいらっしゃるので、できれば点在するような形であってくれると、夏場、子どもたちが楽しい思い出をつくれるんじゃないかなと思います。

併せて、先ほど申し上げました熱中症対策や衛生面での対策もしっかり取っていただければ、東京都にも働きかけやすい、よいものになると思いますので、ぜひとも御検討いただければと思います。

続きまして、消防事務費の関係です。基準財政需要の決定ということなんんですけども、増額の理由で、3つ目の高度救命処置用資機材の増強とありますけども、これ具体的にどういったものを買われたんでしょう。

○防災課長（井上 新さん） 聞くところによると、心電図のモニターであったり、除細動器、AEDみたいなやつですね、あと、自動心肺蘇生器、そういうた医療機器を増強したと聞いております。以上です。

○委員（高谷真一朗さん） 恐らく救急車に載っけるようなものだと思うんですけども、増強されたということで、それはよかったなと思いました。

続きまして、指定寄附を活用した第七小学校の図書館の充実についてです。亡くなった方の御意向でということで、本当にありがたいお話をなと思います。七小のほうで図書館が整備されてということはうれしい話なんんですけども、これによって他の学校との差が出てくるのか、それとも、それともじゃないな、他の学校と差が出てはいけないと思うんですけども、状況はどのようになっていますでしょうか。

○学務課長（久保田実さん） 今回の指定寄附を受けまして、第七小学校のほうでは確かに図書のほうの購入をいたします。ただ同時に古い図鑑等につきましては廃棄をするという形になっていますので、増冊の分については一定の範囲内に収まるものと考えております。

また、ほかの学校との比較に関してですが、令和7年9月の時点で各学校、小学校のほうに蔵書のところの国の基準達成割合を調査しております。小学校の平均が100.4%、その中で第七小学校だけを抜

[速報版]

き出してみると104.6%という形になっていて、確かに100%を割っている学校もある中、第七小学校は100%をちょっと超えているところなんですが、全体的に小学校、平均になると100%に近い数値となっておりますので、ほかの学校との著しい差異については生じていないものと考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。そういったことも調査されてということですけども、やはり100%に達していない学校もあることは事実なわけですね。やっぱりそういうところにもしっかりと支援をしてあげて、学びに差が出ないような形にしていただきたいと思いますが、それはいかがですか。可能ですか。

○学務課長（久保田実さん） 令和7年度の予算におきましては、令和6年度に引き続き、150万円の予算の拡充を図書購入費でお認めいただいております。調査を基にして、100%に達していない学校を重点的に学務課のほうでも支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。安心をいたしました。よろしくお願ひます。

以上です。

○委員（野村羊子さん） それでは、すみません、予算案総括表に従って順番が、すみません、参考資料が来るのはちょっとぎりぎりなので、そっちの順番で頭が整理ができないということで申し訳ないんですが、予算案総括表の1ページ、これが下連雀ですね。参考資料の6ページになります。今、一定の質疑がありました。事業費そのものの増減はなく、期間中も福祉施設が移転していますが、それも当初の予定どおりいくということで、それはそれでよかったです。

ただ、実際に交換するタイミングというのが、要するに納品がされてからいつになるのかというふうなことになると思うんですけども、そのタイミングで、施設の休止とか、3階の施設の休館とかというふうなことを予定しているのか、その見通しはどうなっているのかを確認します。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 交換の際は、施設の休みに合わせていただくよう、ちょっと調整いただくような形でお願いをしているところでございますので、調整がつけば特段大きい影響はないかと思っております。

以上です。

○委員（野村羊子さん） ということは、1日で交換ができてしまう、休日でできてしまうというふうな作業だということでよろしいですか。高所作業所とか、そういうのなくてできるんだというふうなことでいいですか。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 委員おっしゃるところで私も聞き及んでおりますので、そのとおりかと思います。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。安全確保してやっていただければと思います。

それで、金額的には、だから、来年度の地方債、これに関わる地方債、コミュニティ・センター整備事業と社会福祉整備事業、今年度マイナスした分が来年度上乗せになって来年度の起債になるというふうなことで、起債のマイナス額、幾らだったかな、7,100万円の起債をマイナスしていると思いますが、それが来年度の当初予算に乗るというふうなことでいいでしょうか確認します。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） こちらの大規模改修事業に係る市債につきましては、一応

〔速報版〕

今、現在ですが、想定では東京都の振興基金の資金区分により借入れを計画しておりましたが、基本的に繰越し事業費については市債の借入れができないということになっています。要は、令和8年度に繰り越す部分については市債の借入れができないということになっておりまして、こちら市債の合計7,100万円分につきましては、次年度、繰越事業の執行見込み9,537万円に対しまして一般財源で穴埋めをするといったことで、基金の取崩し等で対応することを予定しているところでございます。

○委員（野村羊子さん） そうですか。残念ですね。頑張って。来年度予算がさらに厳しくなるという話だと捉えました。大変ですね。

じゃあ、次行きます。総括表の4ページの頭、上から歳出のほうから行きたいと思います。歳入はそれに対応してというふうなことで聞かせていただきたいと思います。まず、職員人件費、これ総務費の対応ですけれども、今回の4,200万円の増というのは、これ何人分の対象者。それ以外は既定予算の流用でというふうな話で説明が、参考資料の4ページにあります。例えば民生費など職員の人数が多いと思いますが、それで大丈夫なのかという、ちょっとどういう範囲でこの総務費の中に入っていて、民生費、流用でいいのかというのをちょっと確認したいと思います。

○総務部調整担当部長（田中博文さん） 今回、補正のところは、総務費の人件費のところになりますが、全体の各款のところで職員構成での変動で執行が残る部分もございます。それ以外に育児休業になりますと、給与の支給がなくなりますので、その分の執行残が各課のほうに発生をしてきます。逆に総務費のほうにつきましては、例えば育児休業の代替えを正職員で充てるということになりますと、総務費のほうの職員課のほうの予算で計上しておりますので、そこからの執行が増えてきます。それに加えて、今回育児休業のニーズが多かったりとか、代替えが、弾力配置のニーズが多かったことも加えて、給与改定のこれだけの引上げがありましたので、いろいろと調整はしているんですけども、4,200万円余につきまして、3月までの執行のところで不足が見込まれました。ほかの課につきましては、冒頭の説明のとおり、流用等で対応ができるということで、今回は総務費だけの補正の計上となってございます。

○委員（野村羊子さん） 育休代替えの人たちは、いろんなところにいても、総務費で対応するから総務費が上がってしまうということが1つと、ほかは流用でいろいろなことを含めて、人件費という、一般管理費となるのかな、人件費という枠の中での流用で済むんだというふうな理解でいいですか。

○総務部調整担当部長（田中博文さん） 人件費のところ、給与と、あとお手当等もございますので、その範囲の中で一応各款のほうでは対応をできるものと見込んでいるところです。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。毎年最近上がり上がっているので、常にこういう対応が必要になってくるというふうなことで、大変ですけど、対応をきちっとしていただきたいと思います。

国庫支出金の話に行きますね。だから、3ページか。今、一定質疑がありました。物価高騰に対しては、給付、実績も若干あれですけど、むしろ事務経費、委託費の当初の予定と実際の委託料の差額だというふうな話でした。これ、でも、実際に低所得者支援というところで、低所得者の給付そのものがやっぱり申請より実績が低かったというふうなところもあるのかどうかというのを確認したいと思います。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） こちら、給付費につきましても、当初予算で計上した人数に対して、世帯数等に対しまして、実績についてはかなり下回っているという状況がございます。

○委員（野村羊子さん） 最後に残っていたのが、変動によって非課税世帯になるみたいなところの人たちに、追加で申請してくださいよみたいな呼びかけをやっていたと思うんですけども、それが予想

[速報版]

よりも下回った、つまり、そうなった人が少なかったという、そういう理解でいいですか。それは答えられる？ 答えられないんだらいいです。

○企画部長（石坂和也さん） 今回の給付金、いろいろ複雑な内容があって、例えば4万円の範囲内で翌年度調整とかというところでございます。4万円の調整については、令和7年度の執行ということなので、この中については、影響についてははない。まだこれからと捉えています。

以上です。

○委員（野村羊子さん） ありがとうございました。いろいろあって私も混乱するので。まだ最後まで終わっていないということですね。了解しました。そうすると、来年の今頃にこれの実績の差額みたいな話が出てくる可能性はあるということですね。分かりました。

次、施設型給付は、先ほど言ったように利用率。だから3歳児が少ないと何か、子どもたちの数が減っているとかって、そういう人口的な動態的なことがこれ絡んでいると見ていいのか。そうすると今後、実態として、予算そのものが減少していくというふうなところでの対応を検討している、せざるを得ないというふうなことなのかというのを確認します。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 施設型給付費につきましては、先ほど御質問にもありましたとおり、1年間のお子さんの人数を見込んで申請をしているところです。どうしても実績の人数によって返還が毎年生じておりますけれども、今後の見込みですけれども、公定価格が例年上がってきております。確かに入所している児童は微減傾向にあるんですけども、公定価格の動向によってはまだ給付費のほうも増える見込みがございますので、そういう動向をしっかりと踏まえた上で予算計上していきたいと思っています。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 足りなくなるよりはいいので、やっぱりしっかりと対応できるようにしていただきたいと思います。

生活保護費、毎年これ入り繰りしていると思うんですが、これも利用実績が低かったということですが、この間、裁判があったりとか、他市の水際とも言えないひどい対応があったりとかってしています。本当にちゃんと利用したい人が利用できているからというふうにきっちと言えるのかどうかというのをちょっと確認したいと思います。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） やはり生活保護費、先ほども少し答弁させていただきましたけれども、やはり足りなくなるというのは非常に市民生活に影響ありますので、そういうことがないように予算は計上させていただいているところでございます。そうした中で、しっかりと必要な人にはしっかりと支援させていく結果でこういう数字になったというところでございます。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん） ゼひ柔軟な対応をしていただきたいと思います。いろいろお声は多少いただくのでね。

ワクチンについて先ほども話がありましたが、ワクチン価格を引き上げて、東京都が追加で出してというふうなことがあったので、ここは国と都と両方返すという話だと思いますが、ワクチンを打っても発症してしまうというような話があるので、無理する必要はないって、逆に、ワクチンを打って発熱するとかいうこともあるので、その辺りの情報提供というのも含めて、接種事業の在り方というのを見ていかなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが、これはやっぱり金額的には結構返還は大きいと

〔速報版〕

思いますが、それも含めて、ワクチン行政の接種事業の在り方というのを見直さなくちゃいけないんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（白戸謙一さん） ワクチン接種につきましては、希望される方が希望できるような環境を整えるということでやっておりますけれども、予算編成に向けましては、しっかりと根拠等を確認して進めてまいりたいと思います。

以上であります

○委員（野村羊子さん） ありがとうございます。それで最後の障害者施策推進区市町村包括補助金、これは中身的には障がい者の全体の給付の増とかというふうなこととの関連になるのか、全く別に返還をするという、事業の同じと違う、ここにどうしてこれが出てくるのかというのは、やっぱり返還しなくてはいけないもの、昨年度分だから返還しなくてはいけないとかというふうな理解でいいのか、ちょっと確認します。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 障害者施策推進区市町村包括補助金につきましては、各種給付費に充てている補助金になってございますので、利用が少なかった分、返還するというような形になっております。令和6年度はそうです。

○委員（野村羊子さん） 令和6年度の決算によって差が出たものをここで返すということですね。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） そのとおりでございます。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。それで、次の、だから、すみません。知っていることを聞かなくちゃいけない。次の障がい者の自立支援給付金の増というのは、だからこれは今年度、利用が増えているからこれだけ給付事業費が必要だというふうな、つまり、そこが違うんだというところをもう一回確認をしたいと思います。お願いします。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 今回補正させていただいている金額につきましては、令和7年度、やはり少し給付費が足りないということになりますので、そこの増額の補正ということでございます。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 最終的には、また結局、来年の3月までの利用実績で入り繰りがあってというふうな、また、その次、だから、ひょっとしたら返さなくちゃいけないかもしれないみたいなことは発生し得るということですよねというのを、もう一回確認。

○障がい者支援課長（鳴根毅晴さん） 委員おっしゃるとおり、交付額が確定した後、返還する可能性もございます。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん） 毎年毎年、ほとんど毎年のように増えて増額補正しなくちゃいけないという事態になっていると思います。やっぱり障がいをお持ちの方がちゃんと暮らすために、その方の利用に合わせてサービスが提供されることは大事なことだと私も思っています。ただ本当にそれが足りているのか、ニーズに合った支援が本当に足りているのかという辺り、放課後デイサービスとかね、本当に今後の地域生活の移行とか、グループホームの在り方とかいろいろ課題はあると思うんです。その辺りで、本当に年々増えていく中で、実際に受皿の拡充みたいなことも検討する必要があるなど、それは意見として言っておきます。

保育施設の物価高騰ですね。参考資料8ページです。一定、今、いろいろ質疑があったので、大体分

[速報版]

かりましたが、この、8月末に4から7月分は給付をされたということで、今回の分は、じゃあ、12月、10月、11月、12月の3か月分と考えて、1月に支給されるというふうな形で見ていいのかというのを確認します。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 4月から9月分につきましては、8月29日に支給しておりますけれども、今回の10月から12月分につきましては、1月中に申請をしていただいて、2月の支給を今考えているところです。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 申請をしないと対応しない。ある意味、実際やっているんだから、はい、はいというふうな機械的ではなくて、申請していただいてということですね。ちょっと確認します。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） おっしゃるとおりで、申請をいただいた園に対して支給しております。全ての園から申請はいただいております。

○委員（野村羊子さん） 情報をちゃんと提供して、申請漏れのないように対応していただきたいと思います。中身はいいかな。次が、だから、子ども・子育てですね。だから9ページになるのか。ここ、すみません、8ページと9ページで園の数が違うんですが、保育施設ね、8ページで認可、地域、認証、企業型を足すと67園あると思うんですが、こちらの子ども・子育てのほうでは64園という書き方がされていて、この違いは何なのか、もし分かれば教えていただきたい。対象、何が違うのか。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） こちらのほう、熱中症のほうにつきましては、事前に各施設に意向調査をさせていただきまして、例えば今年度末で閉園を予定している園ですとか、そういった園は申請の希望がありませんでした。

以上になります。

○委員（野村羊子さん） 3園も申請がなかったと見ていいんですねという確認。

○子ども育成課長（萩原潤一さん） 3園申請がなかったんですが、1つは認定こども園が1園、もう一つは地域型保育施設が1園、認証保育所からも1園申請はございませんでした。

○委員（野村羊子さん） 実際に子どもが少なくなっている中で、本当に一生懸命増やしてきた園がこうやって減っていくというふうなところが、子どもたちの暮らしを支えるに当たってどうなのかというの、どういうふうな形で、廃園の在り方というのがほかのところで議論になっていましたけども、そこはまたそれで丁寧に見ながら一つ一つ対応していただきたいと思います。

先ほど、対象事業、どういうものが対象になるかというのは東京都の例示によるので、東京都に問い合わせるという話でしたけど、ウエアラブルデバイスは、これ何のために熱中症対策になるのか、もし分かったら教えてほしいんですが、何か説明されていますか。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） 東京都のほうから特に詳しい部分についての説明はございませんけれども、この物自体が、例えば腕に巻くような時計のような形をしているもので、脈拍数とか体温とかというものをそれが計測することができて、異常を検知すると光ったり音がしたりしてアラームが鳴るというようなことを聞いておりますので、そういう形で遊んでいる子どもの健康の変化を視覚的、聴覚的に捉えることはできるのかなと思います。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 何か子どもにつけるのはどうかなと。何かどうなんだろうとかって、何かすごく不思議な、使い方として私は非常にどうなんだろうと思いましたが、それはそれ。園が選ぶかど

〔速報版〕

うか、どうやって活用するかは園が考えるということですね。分かりました。

これ補助率が2分の1から10分の10に拡充されたとなっていますが、三鷹市当初予算にこれ当初から入っていたのか、10分の10になったから今回補正に入れたのか、この事業の三鷹市の当初のあれはどうだったかちょっと確認します。

○子ども政策部調整担当部長（清水利昭さん） こちらについては、9月に都のほうから通知がございましたので、これが2分の1であったものが10分の10ということで今回のこの申請になっています。基本的には、先ほどの御質問にありましたように、通常の運営費等に対する補助の中で皆さんやりくりをしていただいているという理解でございます。

○委員（野村羊子さん） だから、通常の中に入っていただけで、こうやって1つの事業的な形では見える形ではなかったという理解でいいですね。分かりました。そういうふうに理解します。都のほうがちゃんと出すという中で、都が出すというものをちゃんと活用するということは、それはそれなりなので、ちゃんと各園で使えるものを対応していただければと思います。

病院の支援ですね。だから、10ページはいいのか。先ほど病床数の話が質疑で出てきました。その補助の在り方も、これ、定例記者会見の資料に入っているんですよね。それを見ると、こうやってちゃんと、全体が、病院全体に出されて、二次救急、三次救急と3階建てですよということが分かりやすく出ているんですよ。でも、この審査参考資料にはそこは書いてなかったなという。さっきの質問で確認で分かったというふうなところなので、そこは、書きぶり、もう少し審査参考資料、ほか、この後もう1件、言いたいことあるところがありますが、御検討いただければと思います。

それで、本当杏林さんに対しては3回分全部というふうなことで、ただ、本当に病床数が大きいので、病床数で計算すると290円掛ける365日だと1億超えるんだよね、杏林さんね。だから3,000万あってもなあというふうな気分になってもしようがない、しようがないというか、そこで何とか対応していただかなくちゃいけないというふうなことで、それはそれで、金額的には、計算してみて納得はしたんですけども、やっぱり東京都が支援をしている。今、国も12月補正でかなりの額を出そうとしている。そういう中で、三鷹市、本当厳しい状況の財政状況の中でここまで出すというふうな決断というのは、そこは結構大きなものだと思うんです。今後も、結局、今の病院の大変さというのは、去年、2024年度の診療報酬改定から端を発して、それが実勢に合ってない、人件費高騰で対応できていない、だから、入院病床を持っているところが赤字になっていると。クリニックはまだ黒字だというふうな現実があって、背景があって、今の状況があって、病院団体さんからの国への要望も出てくるというふうなことです。

なので、実際には、本当先ほどあったよね、国や東京都の要望という話がありましたけども、本当に国の制度の問題として、病院が成り立つような制度の在り方か、あるいは、そうでなければ入院しないいい地域医療の在り方というのを国が制度設計しなければ、病気になった人は置いてけぼりになっちゃうだけなんですね。

というふうなことを考えたときに、本当に厳しい状況の中で市単独で追加支援する必要性というのをもう一回ちゃんと確認をしたいと思いますし、国に対して、今の制度の在り方というものを、知事に話をするのはいいんですけども、やはりちゃんと制度の在り方、地域医療をどう支えるかという在り方。吉祥寺のほうは大きいところが入ってきて、今、それこそコミュニティ・センターを動かして建て替えるという話になっているんですよ。何かすごい、さすが武蔵野市の考えることはすごいなと思いますけ

[速報版]

ども。隣のコミュニティ・センターまで含めて大きい病院にして、コミュニティ・センターは道路の向かい側の元駐車場のところに行くんだというふうな、それぐらい大きいことを今やっていますけども、それぐらいの形で入れていかないと、また救急病院の維持はできないというのは、やはり国の施策としておかしいと私は思うんだけど、それはそれも含めて、今やらなくては、市がこれだけの金額かけて支援するということについてもう一回ちゃんと確認したいと思います。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん）　先ほど別の委員さんにも答弁させていただきましたけれども、やはり診療報酬は2年に一度の改定ということで、今度は来年度予定されているところでございます。そうした中で、なかなか物価高騰等に診療報酬改定が追いついていないという部分がありますので、やはり市としてもしっかり支援していく必要があるだろうということで、今回、補正予算ということで緊急的に対応させていただきました。

やはり病院もそうですし、例えば介護や障がいの施設もそうですし、やはりなかなか、保育園の関係もそうだと思いますけど、やはり国の公定価格等があって、その中で報酬が支払われます。そうした中で、やはり収入の部分で一定程度決まっていますので、こういうなかなか経営等が厳しいときには、基礎自治体として一定程度支援する必要性があるものと考えて今回こういう形にさせていただきました。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん）　今、苦しい状況の中でさらに病床が閉鎖されるのも困るので、そこは対応せざるを得ないですけども、国に対してきっちと言って、先ほど交付金、活用できるかどうかみたいな話もあったので、しっかり活用していただきたいと思います。病院についてはこれで。

○委員長（加藤こうじさん）　現在、野村委員の質疑の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

○委員長（加藤こうじさん）　委員会を再開いたします。

野村委員の質疑を続けます。

○委員（野村羊子さん）　それでは、次の項目ですね。水遊びができる公園の整備です。これも審査参考資料は13ページですが、先ほど来幾つか質問があって、内容が分かってきていますが、実はこれも、記者会見、定例記者会見の資料でイメージ図が出され、その中に、まずは整備する中身ですけども、上流と下流に円形の水盤を設置する。上流から水が9メートルの水路を通り、下の水盤に流れる。上流には立水栓とシャワー、下流にはシャワーを設置し、ボタン式で随时水道水が給水される仕組みだと書いてあるんですよ。この説明が全然ないよね。話してもなかったよね。というので、記者会見の資料にあるんだけど、議会には資料としてこれ必要ないのかというと、私はやっぱりこれ具体的に欲しかったなと思います。契約案件であればこういう中身も割と図面でちゃんと何メートルの大きさ、何メートルでというふうなことも書かれた図面が入ってきたりしますけども、残念ながら補正予算の場合はほとんどそれがなくて、でも、今回一応入れていただいていますけども、これ実際に大きさ全然分からんんですよ。立ち上がっているものも、高さこれ何メートルなのとかいうのが分からないわけですよ。

なので、これちょっとやっぱり、まず最初に、審査参考資料の在り方、記者会見で、先ほどの病院でも出したように、病院のほうは3階建てというのが分かりやすく図面、図示されていましたけど、毎回、こういうことがあるので、私も見ていますけど、一応、毎回毎回、定例記者会見の資料を見に行きますけど、でも、それとやっぱり審査参考資料の説明があまりにも落差があるというのは、質疑で補えばいいという、そういう問題かとちょっと思うので、その辺りの資料の作り方というのをちょっと、これ企画部長になるんでしょうかね、ちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

[速報版]

○企画部長（石坂和也さん） 審査参考資料には、やはり常任委員会の中で、より審議に資するような形で、資料を見て分かるといったことがやっぱり原則なのかなと思っています。そういう意味で、プレスのところでいうと、対象も記者さんと違うというところありますが、いずれにしろ、やっぱり分かりやすい資料、御理解いただくといったようなところの資料に資するというのは非常に大事かなと思っています。

この間も、例えば昨年度から国庫返還金の内訳を資料に入れたりとかって日々アップデートしているというところがございます。こういった関連とかを捉えながら、あんまり細か過ぎてもかえって今度分かりにくくなるかなと、その中庸なところって非常に難しいんですが、いずれにしても議員の皆さんも含めまして、分かりやすい資料になるように心がけて対応してまいりたいと思います。

○委員（野村羊子さん） 国庫返還金の内訳が入ったのは今回初めてだったかなと。私、すごいと。それ言うの忘れた。偉い、偉いというか、よかったです。うれしかったです。やっぱりそういう具体的な中身があって初めて、本当に予算、補正の具体的な金額が妥当なのかというのを私たちも確認できると思うので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、じゃあ、上の小さい円盤の大きさが、水盤、どれくらいで、下がどれくらいで、全長どれくらいになるのかということと、さっき高低差、上から下への高低差が50センチある、つまり、斜面に造られるという理解になるわけですけれども、真ん中の白っぽいところは、アスファルト的な、そういうものなのか、周辺の黒っぽいところはゴムチップだとさっき言いましたけど、そういうものなのか、それから、取りあえず、まず大きさ、あと深さですね、水盤の深さというのかな、さっき水深の話が出たけども、水盤の深さ、水路の深さというのがどれくらいの設定になっているのか、もし分かればそこもお願ひいたします。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず、上流の円盤の直径は約2メートルですね。水路の幅が約40センチ、約、ちょっと曲がっているので、9メートルぐらいですね。下流の水盤の直径が約3メートルという形です。イメージ図の一番丸くなっている長短から長短までが17メートル、直線のところの幅、そこは6メートルという形になっています。そして白っぽいところは、豆砂利洗い出し仕上げ、ちょっとモルタルみたいな、コンクリートっぽい滑らないような仕上げにしているところです。

水盤の深さにつきましては、ちょっと深いところ、浅いところあったりするんですが、下流でいいますと大体約10センチぐらいですかね。そういう形になります。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） それで、水道水が給水される仕組みということで、先ほどボタンか、あるいは蛇口を開けるか、蛇口かな、みたいな話でした。暑いときは毎日朝から夕方まで流し続ける方向なのか、それともそれは例えば週末だけとか、そういうようなことなのか、運用についての考え方は、暑いときは流し続けるのかなと先ほどの感じだと思うんですが、それどういう感じで考えているんでしょうか。あるいは冬場は流さないで、でもボタンを押せば流れるというふうな形になるのかというのを確認します。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず、ボタンを押して水が出るというところは、5月の中旬から、ちょっと天候にもよるんですけども、10月の中旬から下旬までというのを運用しているところでございます。

水を流し続けるところについては、その中でも、すごい暑いところ、すごく気温が高いところを想定

[速報版]

しております。現在、細かい運用については、今検討しているところで、大まかではそういった方向になろうかと思っております。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。流し続けた場合でも、そうじゃない場合でも、ボタンを押せば流れる、あるいは水栓を閉めてしまえばボタンを押しても流れないということになるのか。

清掃ですね。水盤とか排水口、この一番下のところ、下流のところ、先ほど言ったように、水が排水口に流れて下水管のほうに入っていくんだと思いますけども、ここの清掃とか、周辺、木があるので、落ち葉とか、枯れ草とか、いろいろ砂利とか、砂ぼこりとかあると思うんですけど、その辺はどういうふうなメンテナンスをする予定でいるのかというのを伺います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まずは1つ目、水栓を止めてもボタンのほうは出るような形になっています。

次に、維持管理の清掃についてですけども、こちらは委託を検討しております、週3回程度の清掃を考えているところでございます。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。冬場も流れる、ボタンを押せば流れるんですか。さっきの話だと、5月から10月がボタンを押せば流せて、もっと暑いところは流し続けると言っていたけど、だから11月から翌4月まではボタンを押しても流れない、それともそのときもボタンを押せば流れちゃう？

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） すみません、ちょっと説明が悪くて。ボタンが出るのが5月中旬から10月中旬、下旬ぐらいです。その中でもすごく暑い日に関しましては、水を流し続けるという、といった形の運用を考えております。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） だから、冬場は出ないんだね。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 冬場は水は出ないです。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。そこをちゃんと確認したかった。ありがとうございます。

ということで、本当に冬場の間の枯れ葉とか汚れとかというのが、学校のプールなんかも落ち葉がたまつたりして、本当に最初に使うときの清掃は大変だけど、その辺りは、水を流さなくとも清掃し続けるという、年間通した維持管理というのがなされるということでいいですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 清掃に関しては、運用期間中のみと考えているところでございます。運用を開始する前については、もう一回清掃するというような、といった維持管理というのを考えております。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。じゃあ、冬場は状況をよく確認していただいて、清掃が必要かどうかというふうなこと。これはこれで落ち葉のプールみたいなったら面白いかもしくないと勝手に思いますが、その辺はどういうふうに使われるかということも含めてしっかりと確認をしていただければと思います。

それでシャワーですけれども、これ高さ何メートルで、ボタンを押すと、これも30秒流れるみたいな、そういう構造でいいかというのを確認します。

[速報版]

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん）

高さは約2.5メートルという形です。ボタンを押すと約30秒水が流れるというものでございます。

説明は以上になります。

○委員（野村羊子さん） 子どもたちが遊んで、シャワーを浴びて、ちょっときれいにして着替えて帰るみたいなことができれば、それはそれで使い方としては、親としてはうれしいかなと思ったりするんだけど、どういうふうに使われるかというのは1つあるかなと思います。

この周辺はやっぱり木立があって、これも記者会見の資料のほうに、近隣にヒアリングして、樹木をあまり伐採しないでほしいとか、下流にもシャワー設置してほしい、道路側には設置しないでほしいといった御意見をいただきと書いてありました。樹木の伐採に関しては、これ、結構大きいものですけど、長さが17メートルの幅が6メートル、工事のためにその周辺も必要となると思うので、一切伐採しないのか、それともこれ幾らか伐採せざるを得ないのか、ここ結構木立があったように思うんですが、どうなのか確認します。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 中高木で伐採するのは今2本と検討しています。1つは、ハクウンボクといいまして、樺円形の実が成ってしまって、落ちるとちょっと滑って危ないというのもございます。工事するのに2本を伐採する予定でございます。説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） その工事について、3月着手とされています。それについての説明、周辺住民への説明というのは特に考えていないのか、看板立てるだけでやるのか、その辺りちょっと確認します。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今のところは、周知ビラと看板等で周知するというような形で考へているところでございます。説明は以上になります。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。こういうものができるという、やっぱりイメージちゃんと見せて、これだけの大きさで、だから木を2本切らなくちゃいけないんですけどみたいなこともちゃんと説明しないと、伐採の工事が始まった瞬間に苦情が来るみたいなことになるので、そこはちゃんと丁寧に、特に周辺のお宅には分かるような説明のチラシを入れるなり、必要に応じては、問合せにちゃんと応じるなりしてほしいんですが、大丈夫でしょうか。

○都市整備部長（高橋靖和さん） 委員今おっしゃられたように、やはり周辺の方にも御理解いただきながら、何が造られるかということは前もってお知らせしながら進めたいと思いますので、先ほど言いました木の伐採というところもありますから、そういうところも含めて周知等をちゃんと丁寧にして、また、その対応等も含めて、丁寧にやりながら、早い段階でどんどん周知しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。3月に工事着手だから、これは余裕期間ということではなく、今年着手をして、実際には債務負担で来年度に完成すると、そういう捉え方でいいですか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 委員さんがおっしゃるとおり、今年度着手するような形になります。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。丁寧な工事と、この工事、公園のこの区画だけ囲う、工事の期間ね、というふうなことで、北側の道路から工事車両が出入りするというふうなことでいいでしょうかね。ここ、結構隣のすぐそばの公園でも、含めて、子どもたち、小学生だけで遊んでたりしていた

[速報版]

と思うので、その辺りはどうでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 工事期間中は保護柵等で囲って入れないような状況の予定です。運搬経路については、まだちょっと検討中でございまして、北側からするか、西側からするか、工事業者とも調整しながら進めていきたいと思います。その際には、安全面には配慮して工事を進めたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。本当に丁寧に安全にやっていただきて、運用のほうも本当にちょっと丁寧に見ていただきて、これ本当に御要望が多いものではあります、場合によっては事故にもなる可能性もあるというところで、丁寧な運用もお願いしたいと思います。

次に行きます。総括表の6ページに行きたい、まずは上のほうの消防ですね。先ほど、一定質疑があったので、基準財政需要額は総務省が確定する、補正係数や委託割合は東京都が確定するということで、市はいかんともしがたいというか、言われた額を対応するしかないというふうなことで、そういうことですよねというのをまず確認したいと思います。

○防災課長（井上 新さん） 委員おっしゃるとおり、国が定めて、都が定めてというところで、自動的にといいますか、額が決まると認識しております。

○委員（野村羊子さん） 一応、増額の理由、単位費用の増額はこういう中身だということで示されています。市内での例えば火災の発生とか、出動回数とか、配置される署員の方とか、そういうようなものは関係なく、都内一律での数字で来るというふうなことでいいですか。補正係数というのが、人口に掛ける補正係数とありますが、そこでそういうようなことが何か、三鷹市ならではの勘案されるみたいな、ような、そういうようなことはないのかどうかを確認します。

○防災課長（井上 新さん） 補正係数はいろいろ種類がございまして、例えば段階補正だと、人口が少ないと割高になったり、あるいは密度補正といいまして、例えば、人口密度の大小によって補正が変わったりというところで、この補正係数につきましては、他の自治体の中でも、三鷹と例えば檜原村では違いますし、地域特性を勘案して補正係数がつくられていると認識しております。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。それでもこちらはどうこう言えないということで、これは致し方がないというか。でも、東京都が担っていただいているおかげで、全体、本来の消防、本当に自分で持つに比べればずっとというふうなところでやっていると思いますので、これ、その昔、東京都に確認したことがあって、3倍、4倍かかるんだよみたいなこと、もっと10倍とかかかるよみたいなぐらいのことも言われたことがあったので、しっかり負担をして、きっちと対応していくというしかないんだなとは思います。

学校図書ですけども、先ほど来もいろいろ質疑がありました。参考資料は15ページか。御意向に従って、こういう内容でやりますよということで、確認もいただいたということで、丁寧な対応はよかったです。ただ、蔵書、学校図書館図書標準か、蔵書の率というとやっぱりちょっと足りない部分があってというふうな話があって、今年度対応していますというふうな話がありました。実際に全国学校図書館協議会というところが学校図書館整備施策に関するアンケートというのを全国的に悉皆でやっているんだけど、残念ながら三鷹市はこれに回答していなくて、私、ここからちょっと確認したいと思ったら確認できなかったという実態があって、やはりこういう、これは公益財団法人かな、なんかでやっているところというのはちゃんと確認をして、他市と比較というができるので、きっちとこれ対応

[速報版]

し、その中で、国の標準だけではない図書館の在り方、司書さん、早くからちゃんと入れていますけど、三鷹市は、でも、だからこそ、ちゃんと中身も整っているのかというのを確認していく必要があると思うんです。書画カメラとかは司書さんの要望というふうなことでしたけども、使い切れるのか、司書さんが万が一替わっていったら、これ使えなくなってしまうみたいなことはないのか、ちょっとその辺り、本当にこれを入れて十分活用できるかということも含めて確認したいと思います。

○学務課長（久保田実さん） 今回購入する備品につきまして、第七小学校のほうに事前にヒアリングを行った際、書画カメラにつきましては、学校にありますモニターやプロジェクトと接続をすることによって、例えば、図鑑の使い方や辞典の使い方の指導、本の読み聞かせ、読書週間で取り組んでいる読書カードの書き方指導など、広く活用が図られるものという形で回答いただいております。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。ほかの学校にはないものをここにあるという、先ほどちょっと格差みたいな、地域差、学校差が出たらという話もありましたけど、やはりあるとしたらちゃんとそれが使いこなして、そのことが逆に言えば、標準化してほかの学校にも広がっていくほうがいいとは思いますし、図書費、何とかやってはいるというレベルの金額なので、これからも維持していただきたいし、やっぱりそういう思い、もっと充実してほしいという思いだった。その上の指定寄附だったと思うので、やはりそれに応えるには、金額、頂いたものをしっかり使うということだけじゃなくて、それ以上に学校図書館を充実させていくということが必要だと思うんですが、受け止め方としてちょっと確認したいと思います。

○学務課長（久保田実さん） 今回の寄附につきましては、特定の、失礼いたしました、指定寄附という形ですので、御遺族の方、また生前、七小で学校図書をしていた方の思いが強く表れた寄附だと認識しております。学校にもしっかりとそのことはお伝えしておりますし、今回購入する備品、また図書につきまして、しっかりとその意思を反映した活用を図って、子どもたちの学びにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん） よろしくお願ひします。本当に司書さん入れてもう20年かな、やってきていると思うので、丁寧な対応としていっていただきたいと思います。

じゃあ、次ですね。5ページの財調の取崩しという話で、審査参考資料でいえば、1、2ページになっていきますが、前年度繰越しが1億ちょっとしかないというところで財調を崩さざるを得なかったという、そういう関係にあると理解していますが、それでいいでしょうかというのをまず確認します。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） 委員御指摘のとおり、令和6年度決算では11億4,900万円余の実質収支が生じまして、比較的少なかったところでございまして、9月補正で4,100万円余の活用を図ったところで、残りの残が1億806万1,000円ということになっております。まず、前年度繰越金を財源にして、今回の収支の差額分については、それを上回りますので、財政調整基金とりくずし収入を4億8,800万円余取り崩すことで収支のバランスを取ったところでございます。

○委員（野村羊子さん） 基金について、ここのところずっとずっと積み上げ続けてきていることがあります。繰越金が多かったので、本当に割と気楽に使えた時代、そういう言い方も違うのかな。でも、20億円くらいあった。数年20億円ぐらいあったものが今回11億円というところなので、やりくりは大変だと思いますけど、実際には、財調がこれだけあるという、残高がこれだけあるということは、

[速報版]

あまり、最近はこれくらい一生懸命ためているという感じがあります。標準財政規模の10から20%程度というふうな言われ方をしていて、でも以前は、だから、30億円前後、財調はあるというところから、リーマンのときにこれじゃ足りないよという方向で、とにかくためよう、ためようと来ていると私は理解しているんですが、今回、取り崩さなくちゃいけなくなる。来年度以降の見通しとして、これ、どう考えていくのか、どこまで取り崩せるかと変な言い方ですけども、どういうふうに考えているのか、財調の残高、取崩しの在り方とかというふうなことで、今、今回のこの状況を踏まえて、考えていることがあればお願ひします。

○企画部調整担当部長（伊藤恵三さん） そうですね。今回の財政調整基金の取崩し、5億円弱ということで比較的多くなりました。そして資料にもありますとおり、当年度末残高見込みは、3号で記載のとおり、61億5,900万円余ということになっております。それで一方で、基金の残高目標につきましては、第5次基本計画のほうで定めておりまして、財政調整基金については60億円ということで、それほど差がないところでございます。

ただ一方で、令和7年度予算では、市税や交付金が堅調であるものの、物価上昇だと労働力不足により調達コストの增高などにより、歳入の伸びが財政的な余力に直結しない状況で引き続き30億円を上回る取崩しを計上しています。

また、今回の補正を含めると36億円を上回る取崩し。これ令和6年度決算時点での予算の取崩しより大きな額になっております。

また、現在進めている令和8年度予算でも同様の状況で、収支の差額が一定程度ございまして、やはり基金残高ちょっと猶予できない、楽観視できない状況にあるかなと思っております。

そうしたことから、行財政改革に取り組みながら、今後の将来負担も見据えながら、一定程度基金については確保していきたい、そう考えているところでございます。

○委員（野村羊子さん） 活用せざるを得ない状況と、だから本当に何にお金を使うかというところのバランスというのが本当に重要になってくるんだなと思います。60億円というレベルは、そうだよねというふうには思っているので、今の時点でぎりぎり保っていられるけど、本当に来年心配だなという気持ちだけはちょっと伝えておきます。

次行きますね。あんまり時間がなくなってきたちゃったので、ばたばたと。公会堂、その下の債務負担行為に行きますね。総括表の5ページの債務負担行為の話で、LEDの話はさっき幾つか出てきました。これ6月の休館中にフロアを、5ページか、参考資料の5ページ、6月から休館日を中心にフロアごとに実施し、4週間で完了予定と書いていますけども、実際に月曜日だけの工事で間に合うのか、そうじゃなく休館せざるを得ないとしたら、光のホールは1年前だったかな、会議室は10か月前からの予約でもう既に予約が入っている、6月には、いうふうな形になっていくと思うんです。その辺り、予約停止をするとか、そういう日にちを押さえるとかいうふうなことは考えなくていいのかというのを確認します。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 今予定しているところですと、フロア単位で、休館日の月曜日と、あと、火、水を工事するような予定をしておりまして、一気に全部の建物を休むのではなく、フロアごとで工事を進めていきたいと考えております。

○委員（野村羊子さん） 今の予約状況でその日程を確保できる。つまり、これで予算が決まったら工事契約になっていくわけだけども、そうすると来月までまた予約がいろいろ入ってくる可能性がある。

[速報版]

それは大丈夫なんですかね。予約した人にごめんなさいと言って解除してもらうみたいなことにならないのか。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 今のところ、使用頻度が少ないので、仮に予約ができないような形でちょっと押さえさせていただいているところでございます。

○スポーツと文化部長（大朝攝子さん） 課長の答弁、少し補足をさせていただきます。光のホールでもさんさん館も、特に週末にくつついで、土曜日、日曜日や祝日にはついては大変使用頻度が高いですけれども、ウイークデーについては、必ずしも空いているフロアもあるという状況で、既に予約で埋まっているところをぞいでいただくとかいうことではなく、今の時点で予約が入っていないところを中心に、予算お認めいただけましたら、仮押さえをする形で対応していくということで、お使い予定の方に御迷惑をかけるとか、そういうことは当然ございません。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。これはこれでやはり使いたいという方々、言われる場合もあるので。

じゃあ、次ですね。市道路面整備工事ですけども、これは、だから11ページか。先ほどありました、通学路にはなっていないということで、それはよかったと思うんですが、川の脇の道ということで、路面下空洞、路面の下に空洞があったりとか、陥没の可能性があったりとか、何かそういうようなことはないのか調査しているのかというのを確認したいと思います。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 当該路線においては空洞調査は行っておりません。ただ、現場循環パトロールですとか、日々の現場確認等で、空洞があれば予兆がありますので、そこは確認しながら、そこを素早くキャッチして、何かあれば掘削して穴埋めをするというふうな対応を随時していますので、そういう対応で今後も引き続きやりたいと思っています。

私からは以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。4メートル、幅員4メートルですが、通行止めをして工事をせざるを得ないのかなと思うんですが、迂回路としてちゃんとここに面した住居等はちゃんと大丈夫なのか、その辺、対応していると結構やりくりが大変なのかなと思ったりはしますが、どういうふうに見ているでしょうか。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 全ての工事において、周辺にはお知らせのビラを配って通行止めする際にはお知らせを事前にさせていただいて対応しておりますので、ここの場所に限らず、対応はやっております。

私からは以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。余裕期間制度で行うということで、季節的には大丈夫な、雨がそんなにない時期かなとか、いろいろ思ったりはしますが、無事に行くように丁寧に進めていただきたいと思います。

じゃあ、次、その下、仙川の水循環施設ですね。先ほど来いろいろありました。確認ですが、これ、このポンプ、導水開始、3台設置して導水を開始したのが1989年でした。その間、ポンプの更新、取替えというのはどれくらいやっていたんでしょうかね。今の先ほど10年以上みたいな話をしていましたけども、これまで計画的な更新というのをしていなかった。壊れたから何とか対応するというだけで、きっちとした新しく取り替えるみたいなことはしてなかったのかというのをちょっと確認します。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 平成2年に設置、開始しまして、平成10年にポンプ2台、平成

[速報版]

11年にポンプ1台を替えております。次が平成24年にポンプ1台、平成26年、27年に1台ずつと交換しております。

先ほど点検をしているという説明をさせていただきましたけれども、点検して不具合等があれば交換をしたり、故障して交換をしたりというような形を取っているところでございます。

説明は以上になります。

○委員（野村羊子さん） そうすると、前回はやっぱり十数年たったときに交換が必要だねという判断になった。その時々の判断で、今回のように、だから、故障しちゃうということではなく交換したことですか、それともやっぱり故障して交換した。いつもだからそういう意味では、事が起こってから対応しているみたいなように見えるんですが、どうなんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） ちょっとそのところは、正直そこまでのデータがなくて、故障してからやったのか、ちょっと点検の中でやったのかというのは、一つ一つはちょっと分かりかねている状況でございます。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。先ほど、計画を立てて、順次更新していくというふうな予定を立てたいということだったので、そこは丁寧に、それこそファシリティーマネジメント正在っていんだから、故障する前に何とか対応していただけるといいなど。でも、やっぱりちょっと早かったかもしれないですね。でも、そうか、十数年たっているんだね。やっぱりそろそろ、やっぱり10年以上たったらチェックをして交換することを検討しないといけないというものなんだなという、機械というのはそういうものだなというのを改めて思いますが。

今、ポンプが作動していないということは、上のほうは水が流れていなくて、下の丸池のちょっと上辺りですかね、稻荷橋から下だけ水があるという状態ですが、魚とか、動植物、鳥は飛んでいくと言つていましたけど、魚たちとか、その辺は大丈夫だったんでしょうかね。水が通っていないところで干上がっちゃっている生き物がいたりとかというのはなかったかというのをちょっと確認したいと思います。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 幸運なことに、魚が亡くなったりですとか、そういったところは調査してもなかった状態でございます。

生態系に全く影響がないかと言われますとちょっと難しいところでございますが、やはりどうしても鳥のほうが、水がないところから今出ている稻荷橋より下流側のほうにちょっと移動しているというような状況は確認しているところでございます。

説明は以上です。

○委員（野村羊子さん） ネット上で見ている方のお話を読むと、魚たちもそっちのほうへ移動しているようだというふうな話もあったので、それはそれでよかったです。

じゃあ、次、介護保険のほうに行きたいと思います。介護特会ですね。今回、やはり精算ということです。入り繰りがあります。基金の積立てが今回多いように思います、最終的に基金のところは、参考資料の1、2ページの一番下にありますが、9億円まで積み上がるという状態になりました。これやっぱり過去最大じゃないかと思うんですが、基金の積立てについてちょっと確認をしたいと思います。

○介護保険課長（竹内康眞さん） 委員おっしゃるとおり、今年度末見込みということで、9億3,000万円積み立てことになります。これにつきましては、過去最大の金額と思われます。

以上でございます。

[速報版]

○委員（野村羊子さん） これだけ余る、余って、つまり、保険料をもらい過ぎていると言えるのか、支払いが少な過ぎ、給付が少な過ぎると言えるのか。こういう状況、今のこの状況というふうな、一般会計にもだから繰り出して少し戻すというふうな話にもなるんですよね。昨年度の状況、利用状況等々がこれに影響していると思いますが、その辺りどのように分析していますか。

○介護保険課長（竹内康眞さん） 基金につきましては、おっしゃるように、保険料の入りが計画を立てた見込みよりも多いと。それに対しまして給付費が見込みよりも低いと。その分を保険料の剩余ということで積立てをさせていただくところでございますが、令和6年度の状況といたしましては、この見込みも非常に難しいところではあったんですけども、大分意識としては薄れてきているんですけども、やはりまだコロナの影響が残るところがありまして、施設系を中心に、やはり事業所のほうから市のほうにもコロナの報告があります。中にはクラスター的な動きがまだ出ているところがありますので、そういったことも一因として、給付が見込みどおりに伸びなかつたということもあるのではないかなど市としては考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん） 訪問リハが減少しているという全国的な、訪問看護のほうのリハも回数を抑制して、基本報酬の対応でそういうふうな方向性があるみたいな話もあって、そうすると、やっぱり利用者の方の本当ニーズに応えられていないんじゃないかという、そういうこともありますので、その辺りの給付の在り方と、一方で、保険料が余るということは、保険料を上げ過ぎたんじゃないかな。もっと上げ幅を抑えるべきじゃないかという。この次、これだけの大きいものをどれだけ取り崩して、まだ先の話になりますけども、その辺りのこれだけの大きい残高を基金として抱えているということの問題というのはあるんじゃないかなと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○介護保険課長（竹内康眞さん） おっしゃるとおり、基金の性質からあまりため置くものではないということは重々承知しております。この基金の今後の使い道なんですかけども、期中に、今、第9期ですけども、第9期計画期間中に当該年度の令和6年度は給付と保険料の関係で取崩しがなく積み立てるという結果になりましたけども、場合によっては逆の場合もありますので、その場合には取り崩していくというようなこともあります。

また、今ちょっと詳細な情報はまだつかんでおりませんが、国のほうで、この計画期間中に臨時の介護報酬の改定を行うやに情報も入っておりますので、そういったところにも活用したいと思います。あと、残りの残額につきましては、次期の保険料の設定の際に、保険料の低減に向けて有効に活用させていただこうと思っております。

以上でございます。

○委員（野村羊子さん） 本当に期中に取り崩すということはあまりない、今までになかったと思います。改定のときに使うということはやっていましたけど。なので、本当にこれだけ常に常に必要なのかというと、そういうことではないと思うので、残高幾らということが、きちんと国とも協議をしながら、しっかりと保険料引下げとか、これから利用料負担、利用料を上げるという話もあるので、ダブルで利用者さん、高齢者の方、特に負担増になる可能性があるので、その辺りはしっかりと考えて、基金の使い方、取崩しの仕方というのを検討いただきたいと思います。

終わります。ありがとうございます。

○委員（大城美幸さん） 質問させていただきます。初めに、参考資料に沿って。ほとんど皆さん質

〔速報版〕

問されたので、絞って質問します。最初の3ページ、国庫支出金のところですが、新生児の見込みが下回ったという答弁で、しかも、答弁の中で、万が一足りないときは大きな問題だというお話をあったんですが、大きな問題ということで、少なく見積もって足りなくなったら、国からの補填がないということなんでしょうか。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） すみません。私が足りなくて市民生活に影響が出るというのは歳出の部分ですね。歳出の部分をまず計上します。それに応じて国や都の負担金、補助金等を頂きますので、歳出を見るということです。場合によっては国の補助金を翌年度の精算で返還する場合もありますし、追加して交付いただく場合もございます。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん） そうすると、今回、もちろん見積りするのはすごく難しいとは思うんだけど、新生児の見込みが下回るような、多く見積もってしまった原因というのはどこにあるんでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） ちょっと総括的な話になるんですが、いわゆる地方財政の基本的なところなんですけど、歳出というのは予算が上限なんですね。歳入というのは予算以上もらえるというところがまず前提にあるんですけど、歳出が上限となったときに、大体交付申請するときに、先ほどのインフルエンザのこともありました。大体予算額で申請することが多いんですね。そうすると年度内で交付が下がる。となると、その分がもらい過ぎていたということで翌年度返すという枠組みになります。

そういう意味でいくと、じゃあ、少なく申請した場合どうなのかというところになると、例えば国の負担金とかであれば追加交付というのがあるんですが、いわゆる一般的な補助金となると追加交付という制度がないんですね。逆にもらい過ぎたら返すという枠組みになっています。

やっぱり近年、この20年ぐらい見ているんですが、そういう意味でいくと、補助金を翌年度に返還するような枠組みでの経理がよく行われているというところで、やはり構造的にこういった対応にならざるを得ないのかなと、今、捉えているところです。

○委員（大城美幸さん） となると、これからもこういうことがあり得るということでしょうか。確認します。

○企画部長（石坂和也さん） これからも恐らくそういうところはあるだろうなと捉えています。ただ、それはいっても、ただ予算のところで、先ほど予算を上限と言いました。執行の見込みを一定程度立てて、そこについては一定程度手堅く見ると。翌年返すという話になりますので、そういうところの意識の徹底というのはやっぱり必要なのかなとは思っていますが、大きな傾向でいくとこういったところは続くのかなと思っています。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。じゃあ、次、人件費のところ、職員人件費のところで、大体分かりましたが、1点だけ、先ほど来質問あったんだけど、御答弁されていなかったんじゃないかなと思って、影響額が出ていますが、何人分なのかということについては具体的な人数は言わなかったんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部調整担当部長（田中博文さん） 今回の積算のところでは、1,080人で再度試算をした形で全体の影響額というのを組み立てているところでございます。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。それはそれでいいです。

LEDのところですが、ほぼいろいろ質疑されたんですが、結局、令和9年までに順次、製造と輸入が禁止になるという。それは全国的に同じで、なので、全国的な公共施設がそういう状況でLEDに替

[速報版]

えなきやいけないとなっているということを考えると、先ほど需要は高まっていないのかという答弁で、高まっているけど、当該事業者に聞けば大丈夫だみたいなことを答弁されていたと思うんですが、このLEDの工事が予定どおり発注され進むのかという危惧が残るんですが、いかがでしょう。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 実際の交換すべき場所についても、全てのフロアを回って、台数も確認させていただいております。事業者のほうも、この器具であれば用意ができるというような話を伺った上で今回補正予算を計上させていただいたので、今回で足りると考えているところでございます。

○委員（大城美幸さん） では、今回のについては問題はないという理解でいいのか。あと、先ほど来、フロアごとに工事を行うということとか、その他のところで、令和8年6月については、施設のフロアごとに2日間休場予定ということあります。そうですね、6月なんだけど、工事期間は4月から8月となっています。公会堂ホールさんさん館で、平和の月間で展示したりとか、平和カレンダーの何か審査したりとか、市がイベントするものは、平和祈念式典だとか、いろいろあると思うんですが、当然そこを外すのかなあとも思いつつ、そういうイベントが少ない6月からとは書いてありますが、8月にかかる事はないのか、イベントへの影響がないのか、再度お伺いします。

○芸術文化課長（井上 仁さん） 委員御指摘のイベント等については、実際に例年行われているものを調べまして、工事にかかるないように現在予定をしているところでございます。

8月までかかるというのは、最終的な検査と支払い等も含めた期間でございますので、実際工事するのは6月の行事のイベントが少ない時期に作業すると御理解いただければと思います。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。ぜひ市民の利用とかイベント等に影響がないようにしていただきたいなと思います。

障がい者自立支援のほうですが、見込みが甘かったんじゃないかと思っていますが、これからも、先ほど来質問もありましたが、介護給付にしても、訓練の給付等にしても、共同生活援助の増とか、障がい者通所支援の増は、これからも増、増えるという、高齢化は、家族介護をするにはやっぱり短期入所も必要だし、というようなことを考えると、この給付負担金は増になる見込みだと思いますが、今後の見込みというのは、精査するに当たって、どのような考え方、方針があるのかお伺いします。

○障がい者支援課長（鳩根毅晴さん） 今後の見込みについてですけれども、予算編成時に、やはり前年度の実績を踏まえまして、さらに社会的なこういった背景というか、情勢も含んだ形で精査を今後もしていきたいと思っております。

以上です。

○委員（大城美幸さん） 今までそうしてきたんですよね。それでこういう状況なんだけど、増の幅をどう見るのか、見るに当たって、どういう計算の仕方、根拠、基準みたいなものをお考えかどうかをお伺いしています。

○障がい者支援課長（鳩根毅晴さん） 委員御指摘のとおり、毎年度、予算編成時には、実績と、あとは社会的な情勢について含んだ形で積算をしているところではございますけれども、やはりなかなか、介護給付費はじめ、なかなか利用される方の状況ですとか、そういうものにかなり影響されるところもございますので、今後も、ケースワーカーですか、あとは相談事業所などから、個々具体的な利用の状況、支給量を含めて確認しながら、もう少し精緻な予算計上に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

[速報版]

○委員（大城美幸さん） 分かりました。ぜひ精査して、実態をよくつかんで、予算等、反映してほしいと思います。

あと、病院は後にします。

仙川のほう、1点だけ質問します。今回、取替工事を行ったら、やはり耐用年数は10年なんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） バルブについては、やっぱりちょっと特注で、現場に合わせたバルブの形をしているので、耐用年数という形では、メーカーのほうからお答えいただけませんでした。ただ、メーカーとしては、推奨交換時期は10年とおっしゃっておりますので、やっぱり10年以内には何とか交換していくような、今後、そういった計画を作成したいなとは思っております。

○委員長（加藤こうじさん） 今回、ポンプの交換だけど、今、バルブって言った？

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） すみません、ポンプ。

○委員長（加藤こうじさん） ポンプのことですね。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） ポンプです。すみません。申し訳ございません。

○委員（大城美幸さん） そうすると、3つ同じ時期に行われるって、また同じようなことが起こるということで想定されるんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今年度1つ、来年度2つという形なので、10年以内にできれば1年に1つずつ変えていきたいなとは思っているところでございます。

今後、来年度、計画については、いろいろな面から検討して、本当に事業費もなるべく平準化して、また水を止めないように何とか進めてまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

○委員（大城美幸さん） この点で1点聞きたいんだけど、例えば庁舎とか建物だと、耐用年数を延ばすために、いろんな補修とか、いろいろあるんだけど、これはそういうことはできないんでしょうか。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） それもちょっとメーカーと話し合ったんですけども、実際に主要部品を替えるということはできるそうなんです。ただ、ポンプを持っていって、工場に入れて、そこで分解して新しく部品を直すとなると、新しくしてしまったほうが金額が安いと言われてしまいまして、そういうこともあって、今後は10年以内に新しいポンプを早めに発注して交換していきたいなと考えているところでございます。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。じゃあ、水遊びができる公園について、1点だけ。利用するときの、子どもたちが利用するときの安全確保という点から、先ほどちょっと黒じゃない、ちょっとグレーっぽいところは、モルタルみたいなことをおっしゃっていたんですが、50センチの傾斜で水が流れ、この途中に丸い柱、円柱のが、真ん中、上のほうに1つ、下の大きい円の前に3つあるんだけど、それは滑ってくるのを止めるためのものなのか、どうしても傾斜があると子どもは滑りたくなると思うんですよね。しかも水が流れていれば、寝転んで滑るか、座って滑って頭を打たないかというのがちょっと心配なんですが、モルタルのその部分がどうなのかというのと、この円柱は何なんでしょうね。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） まず円柱のほうは、ちょっと飛び石で、石のところをちょっとどんどん歩けるような形にしております。水路については、下のほうもモルタルみたいなもので流れるような、角は丸くなっているんですけども、そういった形です。ただ、傾斜のほうは、水路上盤で1%、水路のところでは3%、また下流のところも今検討中なんですけども、1%か2%で計算している。さ

[速報版]

ほど勾配は、1メートルで1センチ、3%と1メートルで3センチぐらいなので、すごく傾斜があるというわけではございません。

説明は以上になります。

○委員（大城美幸さん）　　頭を打ったときとか大丈夫なのかなというのが一番心配なんだけど、傾斜で滑って後ろに倒れるみたいなことはあり得ないかなって。

○緑と公園課長（奥嶋　亮さん）　　そういったことは絶対あり得ないかというと、ちょっと答えにくい部分ではあるんですけども、なるべく保育園の方からも滑らないようにということで、豆砂利洗い仕上げ、ちょっと凸凹しているような、そういった仕上げにしていることと、角は丸くしているというような、そういった安全対策をしているところでございます。

○委員（大城美幸さん）　　利用するに当たって、利用しながら、ちょっと危険なこととか気づいたら、ぜひ修正するなり、そういう対応は迅速に行っていただきたいと要望します。

それで、最後は、最後じゃないのか、病院と介護保険をやりたいんですが、まず病院のほうです。先ほど病院数掛ける290円の算定根拠はお尋ねがありました。そもそも、病院の経営困難の原因について、事業概要のところで市のほうの診療報酬の改定が物価高騰の状況と合っていないとか、医師、看護師等の人材確保が困難というふうなお話もありましたが、去年は杏林にも支援しています。今回、6つの病院に支援をするわけですが、結局、一過性で終わるわけですよね。この補助金で根本的な解決につながるとは思えないんですが、市のほうの考え方をお伺いします。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん）　　やはり今回は、あくまで物価高騰の緊急支援という形でやらせていただいている。令和7年度当初、杏林大学には高度急性期病院という、今年度1,000万円という計上させていただいているけども、よりやはり厳しいだろうということで、他の病院も含めて今回させていただいている。

やはり抜本的、根本的には、国が診療報酬改定やその他の方法で、国がしっかりと根本的に対応すべき課題だと認識しています。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん）　　今、抜本的には国がやるべきだと。国も検討はしているようですが、医師会は医師会でいろいろ国に要望していると思いますが、市からもやはり地域の医療を守る、市民の命を守るという点で、国にこの病院経営の問題については、他の自治体とも連携した、国への要望、都への要望を行う必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（白戸謙一さん）　　今回の補正予算は、緊急の対応ということでございますけれども、今後、国の動向、あるいは東京都の動向なんかも把握しながら、また医師会等とも意見交換、情報共有をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○委員（大城美幸さん）　　ここでも医師、看護師の人材確保が困難になっているとありました。医師が不足したら診療科目が減って、その分、患者も減るから収入も減ってという悪循環になると思うんです。患者のほうも、この物価高騰で、病院控え、診療控えというのがあると聞いています。医療にかかりやすい環境整備をするのが自治体、公の役目ではないか。このように入院ベッドを持っているところに相当な金額を支援するのももちろんですが、診療報酬を増やすという点で、一過性ではない支援というのを考える必要があるんじゃないのか。つまり、通院するためのバスとかタクシーとかの費用の一部を助成するとか、今、三鷹市がやっているデマンド交通を拡充して病院へのアクセスをよくするとか、

[速報版]

そういう自治体が一過性で終わらせないための病院を支える、支援というのを考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） やはり市内で病院、クリニックも含めてですけど、病院、クリニックがしっかり経営をしていく中で、市民の健康を守っていただくということは非常に大事なものだと思います。

そうした中で、今回の経営困難が、我々も物価高騰というのは影響しているだろうと思っていますけど、患者数がどう影響しているかというのはなかなかまだ分析できていないところでございます。

そうしたところ、やはり地域でしっかりと診療必要な方の受入れの体制は引き続きつくっていく必要があるだろう、守っていく必要があるだろうと考えています。そういったところでどういったことができるかというのを改めて今後研究していきたいなと思っています。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん） ゼひ研究して、市民が医療にかかりやすい環境整備を考えていただきたいし、国や都に対しての病院経営の維持のために自治体からも要請をしてほしいと思います。

最後、介護保険のほうなんですが、つまり、先ほど来も質疑がありました。市民が保険料を納めたけど、サービス利用給付が少なかったから余ったということですが、保険料を払っているのは市民ですよね。市民が納めたお金なので、これがやはり市民に還元する。つまり、介護保険料の減額に使われるべきものではないのか。それを国に返還したり、三鷹市が積立てにしてしまうというのはいかがなものかと考えますが、どうでしょうか。

○介護保険課長（竹内康眞さん） 基金の関係について御質問ありました。基金、市民の方にということでお話ありましたけれども、先ほどもちょっと申し上げたんですが、基金の使途につきましては、期中の取り崩し、そしてさらにはその先に、次期の保険料を改定する際に、その基金を取り崩して保険料の低減を図るという目的もございますので、そういうことからしますと、そういったことで市民の方への還元というか、活用ということもなると思っております。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん） 高過ぎる保険料が給付と見合わない形で余ったたわけで、今、期中の取崩しや次期の取崩しというお話でしたが、じゃあ、最後に確認しますが、今回、すごい9億円という額を考えると、保険料の減額をきちんと検討していただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） やはり介護保険の基金の関係ですけども、やはり介護保険、基本的に3年をスパンとして考えています。令和6年度は1年目ということで、保険料というのは3年間固定です。そうした中でやはり、2年目、3年目はどうしても給付費が伸びる傾向がございます。そうした点で、やはり1年目はある程度余力がないと、2年目、3年目もたないので、そういう3年間で見ていくので、なかなか1年目というのはやはり積立額が、申し訳ないんですが、増える傾向にあるのは御指摘のとおりだと思います。

改めてこの基金に関しましては、今回令和8年度までが第9期です。第10期の保険料を改めて計算する際には、この基金の活用も含めまして、しっかりと検討させていただければなと考えています。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん） 今の部長の答弁だと、改定後の1年目だから多かったんだという答弁に聞

[速報版]

こえるんですが、それで間違いないんでしょうか。3年後は減額も含めて検討しますか。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） やはり最初の質問ですけど、3年間がありますので、1年目というのは比較的、一般的な傾向としてはやはり積み立てる、2年目とんとん、3年目取り崩すみたいな形で3年間トータルで合うような制度設計にはなっています。

改めて、第10期に当たりましては、また来年度検討していくわけですけども、高齢者人口の伸び、給付費の伸び、また、当然保険料ですので、収入によっても異なっていますので、市民の方の収入状況、そういうのを勘案しながら保険料は決定させていただくことになると思います。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん） おっしゃっていることは分かるんです。でも、私が聞いているイエスかノーで答えていただきたい。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） やはり計算しないと分からないので、理屈上は下げる可能性もないわけじゃないんですけど、過去の例を見ていく限り、それはなかなか厳しいんじゃないのかなというの、私としての、私、ずっと何年も関わっているわけですが、印象としては、やはり過去の例を見れば、高齢者人口増えていく、給付費、例えば介護従事者の待遇改善、当然そういったことも介護給付費に跳ね返る、跳ね返るということは保険料にも跳ね返っていくわけですから、なかなか下がるというのは現実的には厳しいのかなという印象を持っています。

以上でございます。

○委員（大城美幸さん） 現実的に厳しいということの答弁の言葉は分かります。でも、例えば好転して、2回目変わらなかった、3回目も変わらなかった、だから9億円の基金がそのまま残ったとかってなったら、保険料減額の額がそれをずっと上回るからできないんだということもあるかもしれないけど、取り過ぎた分について減額についても検討するか否かと聞いているんです。検討の余地があるかつて聞いているんです。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） 可能性としてはあります。ただ、今まで三鷹市としては、やはり私どもとしては、基本的には低所得者をなるべく上げないようにという形でやっています。やはり収入の多い方、少ない方いらっしゃいますので、全体的なバランスも当然必要なんですが、やはり低所得者へはより配慮した保険料の設定が必要ではないかなと感じています。

以上でございます。

○委員（赤松大一さん） すみません、よろしくお願ひいたします。まず、市内病院の緊急支援の実施について伺います。先ほど課長からも御答弁あったとおり、東京都が、今回、民間病院に対して入院患者1人当たり1日580円の給付の地域医療確保緊急臨時事業費を、これ都政始まって以来の民間病院への給付ということで、いよいよ危ないということで始めたんですが、その条件の中で、東京都は入院患者1人当たりに対して1日580円ですけど、今回、本市に関しては、病床ごとにということで、これ違うんですけど、病床ということは当然、枕文の中にあるとおり、使っていない病床もありますので、休ませているところ、そこに対しても補助するという、支援するということなのか、それともやっぱり東京都のように、入院患者に対する、入院患者1人当たりに対してのという、これ、ここを変えたというか、違うところは、三鷹市として病床にしたのかということをちょっと聞かせてください。

○健康推進課長（白戸謙一さん） まず病床につきましては、例えば重い病気とかがのときには必ず必要になるものでございまして、やはりここには多くの医療資源が必要になる。ということからコス

[速報版]

トも非常にかかるということでございまして、病床数につきましては、医療サービスを提供するに当たっての一定の規模ですか、あるいは医療サービス提供の能力といったものも表すものだと思っているところでございます。こうしたところを勘案しまして、患者1人当たりということではなくて、病床に着目をして今回は支援をさせていただくとしたところでございます。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。ありがとうございます。そうしますと、病床は4種類ありますよね。これ全部の病床に対応しているという認識でよろしいんでしょうか。一般病床とか、救急病床とか、様々、その辺お聞かせください。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 今回の支援につきましては、一般病床と精神病床も含めまして、そうした病床も含めまして支援をするということでございます。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。ありがとうございます。本当に今、東京都も踏み切ったというところで、かなり厳しい状況がありますので、先ほど、本当大規模に関してどこまでという声もありますけども、やはり市としてはここまでしっかり支援していただく大事なことだと思います。

また、併せて、今回、6病院、国に対して出されたところの6病院が対象の6病院かと思うんですが、本市の中には長期療養型病院から転換して介護医療院になられた病院も、病院というか、今でしたら、今、介護医療院ですが、あそこが129床を持っていらっしゃっていて、そこに今、要介護4とか要介護5の方が入院をして治療、療養されているところもあるんですが、ただ今回、市内病院、病院じゃなくて、本来は療養院というのは、介護保険事業の中のものなので、この病院というくくりの中では非常に難しいかと思うんですが、ただ、現状129床もあるところがあって、昔は病院だったんですけど、そこがもし経済的な負担で閉園しますとなったときに、129人の方が出されてしまうというか、行く場所をさまよってしまうということを考えると、やはりここの療養型の介護医療院もひとつ支援するべきではないかと思うんですけれども、国庫と介護保険と違うところもあると思うんですが、支援するという視点からすれば両方とも守らなければいけないところだと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康推進課長（白戸謙一さん） 今回、緊急の対応ということで、病院の支援ということでございます。ただいまの委員の御指摘、介護医療院へはどうするかということでございますけれども、今回、非常に経営が厳しい、物価高騰の影響を非常に大きく受けている病院の支援ということで御理解をいただければと思っております。

○健康福祉部長（小嶋義晃さん） やはり今回は今答弁させいただきましたように病院という形で支援させていただいている。介護医療院を含めまして、市内には介護施設もございます。障がい者のための施設もあります。そういうところは、今回は緊急ということで病院支援をさせていただきましたけど、私どももそういう施設に対してやっているところですので、引き続き、介護、医療、失礼しました、介護、障がい、医療を含めて、今後も基礎自治体としてできる支援は行っていく必要があるものだとは考えています。

以上でございます。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。今、部長答弁いただいたとおり、そういう施設にしっかりと補助をしていただきながら、ただ、ちょっと今申し上げたとおり、介護医療院、ちょっと規模数が129床持っているらっしゃるということで、ここがもし飛んじゅったら大変なことになるので、ちょっとその辺またいろんな角度で支援できればと思いますので、一応これは要望として挙げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

[速報版]

あと、すみません、188号でございますが、当該の工事区域でございますが、入り口のところがビッグ・エーさんがあるところだと思うんですが、これ、入り口ところ、ちょっとびっくりしたので、搬入口にかかるところではあるんですけども、これ、搬入の影響とかというのはどういう御配慮されているんでしょうか。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 委員さんのおっしゃるとおり、ビッグ・エーの搬入口がちょうど工事範囲に入っていますので、そこは業者さんと決まりましたら、お店のほうとよく調整して、お店の営業に影響しないような形で工事を進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○委員（赤松大一さん） ありがとうございます。あと、こちら仙川のちょうど沿いのところで188なんですが、ここ、川の沿いがちょうどがくっと上がって歩道みたいになっているんですけど、あそこは関係ない、あそこもがたがたなんんですけども、あそこはきれいにならないですかね。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 議員さんのおっしゃるところは、道路ではなくて、遊歩道として整備を、管理をしているというところなので、今回の整備の範囲ではありませんので、状況を確認して、補修が必要であれば対応していきたいと思います。

私からは以上です。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。ありがとうございます。今おっしゃるとおり、ちょうど口がビッグ・エーのところなので、ただ、南側の住居の方は左には逃げられないです。要は、行っちゃうと天神のどんづくになるので、こっちには道路に出れなくなって、全部右しか出れないかと認識、ビッグ・エーのほうからしか道路に出れないですね。南側の住宅側の皆様、大きな滑り台がある公園の辺りとか、あの辺の方、だって右には出れないで、要は天神にぶつかっちゃうので、どんづく、すっごい急な坂ですよね、あそこ。あれ車切るのは難しいと思うんですが、その方々がもし工事中にお出かけしたいとなった場合に、もう封鎖されてしまうということで、車の出入りができなくなってしまうと思うんですけども、その場合、代替えの駐車場を用意するとか、狭い道路なので、2車線とかではないので、逃げ道もないかと思うんですが、その場合、ここの住居の方々、工事中の駐車場の確保とか、その辺の考えはどういうふうにお考えをされているか、お聞かせください。

○道路管理課長（古賀 豊さん） 工事の工程をよく近隣の皆様に事前にお知らせして、どういうケースができるのか、どういう対応ができるのかというのは、施工業者と検討して、スムーズに工事ができるように進めていきたいと思っております。

私からは以上です。

○委員（赤松大一さん） よろしくお願ひいたします。通勤とかですと、工事前に出してもらって、終わる頃帰ってくるのだといいんですけど、日中の移動のときに非常に御不便になる方もありますので、その辺御検討いただければと思います。

最後、水遊びです。こここの公園は、本当に暑い夏は子どもたちにとって非常に憩いの場になるかと思うんですが、今、仙川平和公園に水遊びができる。ただ、あそこは水遊び公園ではないんですね。市民の方が自分の発想で水遊びをしていただいているところなんですが、実はあそこ、毎朝、ボランティアの方が、夏使っている間は掃除していただいているんですね。よく見るのが、要は、ガラス片を非常に心配されて、子どもたちがはだしで遊ぶところなので、もしガラスとかがあった場合に、本当に大きなけがにつながるということで、地域の方があそこ毎朝、ガラスとか瓶とかないかなということで掃除を

〔速報版〕

していただいているんですが、それは本当に公園ではないので、管理が市がどうするというところでもあるんですが、これ正式に水遊びができる公園という形で整備をされるので、ある意味で公の水遊びを認められる公園になるということですので、その辺の、夜、本当心ない方があそこに瓶を投げ捨てて、割れて、破片があって、それを知らないで子どもが遊ぶとなると、これ大けがにつながるので、その辺の管理は非常に重要ではないかと思うんですが、運用に関しては今後検討されるということなんですが、その辺の御検討もしっかりとしていただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

○緑と公園課長（奥嶋 亮さん） 今、委員さんがおっしゃったような事故とかにならないように、ガラス片とか、そういったところを運用の中でしっかりとケアしていきたいと考えております。

説明は以上です。

○委員（赤松大一さん） 分かりました。普通の公園と違って、子どもたちがはだしで遊ぶ場所でございますので、しっかりとその辺のガラスとか、けがにつながるようなところがないような運営をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○委員長（加藤こうじさん） 以上で議案第71号及び議案第73号に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 休憩いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 議案第48号 三鷹市公契約条例、本件を議題といたします。

なお質疑時間について、1議題につき、委員1人当たり原則として片道30分以内となっておりますが、議案第48号 三鷹市公契約条例の審査に当たってはこれを40分以内とすることが確認されております。

それでは、本件に対する市側の説明を求めます。

○総務部長（齊藤 真さん） 議案第48号 三鷹市公契約条例につきましては、市が締結する公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにし、受注者等の経営環境に配慮した取組及び公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、一層の公共サービスの質の向上を図ることを目的として新たに制定する内容となります。

詳細につきましては、審査参考資料に基づきまして、担当課長より御説明いたします。

○契約管理課長（立花省二さん） 議案第48号 三鷹市公契約条例について御説明いたします。審査参考資料1ページをお開きください。右上に資料1となっている資料でございます。

条例を逐条的に御説明する前に最初に特徴点を御説明させていただきます。四角で囲ってありますが、1つ目としまして、これまで先行している自治体の公契約条例においては幾つか型がありますが、三鷹市は、理念型ではなく、労務環境確保における実効性を確保する観点から、賃金条項型といたします。

2つ目としまして、この取組を進めるに当たりまして、事業者への配慮と労働条件確保の取組、これらを同時に進めるものとしております。具体的には、事業者の事務負担に配慮するとともに、不断の見直しを行うこと、労働条件の確保を図るため受注者の連帯責任や労働者の申出など、実効性確保策を盛り込んでいるものでございます。

3つ目としまして、事業者及び労働者からの申立ての仕組みをつくりまして、制度の運用の改善を図っていくものとしております。

[速報版]

続いて条文に沿って御説明いたします。送付されている議案のほうも適時御覧いただければと思います。

まず、1、目的・基本方針です。(1)、目的ですが、条例の第1条に当たります。市が締結いたします公契約に関し、市及び受注者の責務を明らかにし、受注者及び市内事業者の経営環境に配慮した取組等を行うことにより、公共サービスの質の向上を図り、市民福祉の増進に寄与することを目的といたします。

続いて(2)、基本方針です。条例の第3条に当たります。ここではここに掲げる5つの事項を基本方針と定めております。

次に、2、市と受注者の責務になります。(1)がまず市の責務、第4条になります。4点規定しておりますが、2点目の受注者の事務負担軽減への配慮につきましては、これまで事業者とのヒアリングを行うなどの中で、事業者側からの強い要望があったことを踏まえて規定しているのと、4点目の制度の周知については、条例制定後、特に意を用いて運用を図っていきたいと考えております。

この第4条の規定につきましては、9月の骨子案の段階では2項目となって少し抽象的な表記となっていましたが、パブコメでの御意見なども踏まえまして、不断の見直し、受注者への配慮として具体的に事務負担の軽減、労働環境の確保、制度の周知と、具体的に4項目で記載することといたしました。

次に、(2)、受注者の責務、第5条になります。こちらは記載のとおりとなっております。こちらは骨子から特に変更はございません。

ここまでが章立てでいきますと、第1章総則となりまして、いわゆる理念型の公契約条例の場合は、ここまでを規定しているケースが多いものとなっております。

2ページに進んでいただきまして、続いて3、労働報酬下限額を適用する公契約の対象範囲及び適用事項です。ここからが賃金条項型の実効性確保のための規定になっているところでございます。

まず、(1)、対象範囲、第6条です。ここで対象として3つの種類の契約を掲げております。1つ目が予定価格が5,000万円以上の工事または製造の請負契約、2つ目が予定価格2,000万以上の業務委託契約で、規則で定めるもの、3つ目が指定管理協定のうち、規則で定めるものとしております。

次に、(2)、対象となる労働者です。上記対象の公契約の受注者に雇用された労働者のほか、当該受注者の下請事業者に雇用された労働者も対象といたします。また、いわゆる一人親方やフリーランスで従事した労働者も対象といたします。

次に、(3)、適用・約定事項になります。労働報酬下限額の支払いを確保するため、まる1からまる8の事項を適用または約定することとします。この中でまる2の労働環境等の報告につきましては、受注者の新たな事務負担となることからも慎重に検討してまいりました。負担軽減の視点を持ちながら、先行する他団体の取組を参考にしてまとめたもので、いわゆる賃金台帳型ではなく、チェック方式、チェックシート方式としているところでございます。

これにつきましては、受注者を含みます、事業者さんですね、市民の方々からの御意見もいただきましたに、先般のパブリックコメントにおいても骨子案とともにお示ししたところでございますが、御意見はございませんでした。

具体的には、本資料のこの後の4ページから7ページまでがその案となっております。条例本体に附属させる書類ではございませんが、本報告書、様式にて進めていきたいと考えております。

また、特に労働者団体から要望がありました事項として、まる3の連帯責任。これは下請事業者が適

[速報版]

正な労働報酬を支払わなかった場合に、受注者が連帶して責任を負う事項となります。約定事項として位置づけることで実効性の確保につながるものと考えております。

続きまして、4の労働報酬下限額の決定と公契約審議会になります。まず(1)、労働報酬下限額の決定、条例の第8条になります。下限額の決定に当たりましては、国等の公的機関が示す業種別の労務単価や地域別最低賃金などを参考に審議会に諮問し、答申を受けた上で市長が決定することになります。

次に、(2)、公契約審議会、第16条から18条関係になります。まる1、まず構成ですが、学識経験者、事業者団体関係者、労働者団体関係者から各2人以内、6人以内といたします。

まる2、機能ですが、労働報酬下限額に係る事項を調査、審議するとともに、条例の特徴の1つでもあります、受注者、労働者双方からの意見の申立てにつきまして、内容を審査するといった機能がございます。

概要の最後、5、今後のスケジュールになります。まず令和8年4月1日、こちらで条例を施行いたしまして、審議会の設置、労働報酬下限額の諮問、答申を行います。また、事業者や労働者に向けた条例の周知なども取り組むところでございます。

次に、令和9年4月1日、全部適用となります部分ですが、令和9年4月1日をもちまして対象公契約に適用をしてまいります。5,000万円以上の工事または製造の請負契約、2,000万円以上の業務委託契約、これは対象は規則で定めるものとなりまして、後ほどちょっと御説明いたしますが、施設の総合管理、清掃、給食調理の各業務としております。

最後に3つ目として、新たに協定を開始する指定管理協定。こちらでは、この令和9年度、令和9年4月1日からの更新も含みますが、対象は規則で定める公の施設とさせていただいております。

最後、令和11年4月以降ですけども、施行後3年間の実績を踏まえた見直しを行いまして、必要に応じて改正等の対応を行っていくということになっております。

続いて4ページの労働環境の報告書に関するものになります。先ほど少し触れさせていただきましたが、受託者の事務負担、ここは増加する部分になりますので、負担軽減の観点から、チェックシート方式としているところでございます。

4ページ、5ページが工事の様式、次の6ページ、7ページが委託等指定管理用となっております。ほぼ同じで、工事の部分で含まれるものだけが、工事側に書いてあるというようなしつらえになっております。

続きまして、8ページ御覧いただきまして、三鷹市公契約条例施行規則(案)を御覧いただければと思います。この施行規則では、条例から委任されている事項、これが必要な事項を定めているものでございます。

ポイントとなりますのが第3条の適用範囲です。まず、条例の第6条第1項第2号、委託の関係の部分でしたけども、この対象に関しまして、1つ目として施設の総合管理業務、2つ目、清掃業務、3つ目として給食調理業務をここで掲げております。

委託につきましては、非常に多種多様な業務形態、契約形態、内容がありますが、労務費の割合が高くて、かつ最低賃金に近い賃金での役務提供が想定される業務、これらの中から全体の事業効果や事務負担、こちらを勘案しながらこれらの業務を対象としたところでございます。

次に、同じく条例の第6条第1項第3号関係、指定管理の対象に関してでございます。こちら、規定を4施設としております。こちらの総合スポーツセンター、生涯学習センター、中央防災公園、福祉L

〔速報版〕

a b o どんぐり山とさせていただいております。

指定管理につきましては、条例の附則にもありますとおり、令和9年4月から基本協定が始まる施設、協定から適用いたします。令和11年度以降の見直し、3年経過後の令和11年度以降の見直しを前提とする中で、今回のスタート時は、この令和9年度と令和10年度に協定が始まる施設のうち、一定規模以上の施設から始めることといたしまして、この4施設を対象としたところでございます。

このほか、この規則におきましては、労働環境の報告や審議会の運営等に関することなどを規定しております。

最後にパブリックコメントに関してでございます。資料の12ページを御覧ください。ちょっと組み方が横になりますが、こちらは令和7年9月16日から10月6日まで実施いたしました本条例骨子案に関するパブリックコメントの実施結果となります。これ、市民意見の対応を取りまとめたものとなります。

12ページの右上、「パブリックコメント提出状況」という四角で囲まれたところありますが、全体で23名の方から延べ84件、同様の意見をまとめさせていただきますと54件の御意見をいただいたところでございます。

資料上段に御意見に対する対応の方向性の凡例が6つ記載しておりますが、延べ84件の御意見のうち、まる1の条例案に盛り込むものが3件、2の規則を制定する中で対応しますが5件、3の事業実施の中で検討しますが8件、4の既に条例案に盛り込まれていますが25件、5の対応は困難ですが8件、6のその他が35件となっているところでございます。

この中で条例で盛り込みました3つの御意見を紹介させていただきます。

1つ目が、ページ番号13ページの番号4、制度を絶えず検証し発展させてほしいといった御意見になります。御意見を踏まえまして、附則のほうでも、この条例の施行後3年経過した後に、施行状況についての検討を加え、必要があると認めるときは適切な見直しを行うものとするという規定を設けました。

また、事業者、労働者の方からの申出による、申立てによる運用の改善につきまして、必要があれば審議会での審議も行うものとしております。

2つ目としまして、同じページの6になりますが、条例が労働者の待遇改善はもとより事業者にとつても有効な条例となることを要望しますといった御意見でございます。

御意見を踏まえまして、条例の第4条第2項、市の責務におきまして、事業者の負担軽減に配慮した運用の文言をより分かりやすく表現を改めたところでございます。

最後、3つ目の御紹介ですが、18ページ、失礼しました、19ページですね。失礼しました。32番、番号32、労働者等から申出があった場合の市の対応、是正措置について、できる規定ではなく義務規定に改めてほしいといった御意見ございまして、こちらについても、御意見のとおり、講ずることを「求めなければならない」というふうに義務の表現に修正したところでございます。

私からの説明は以上です。

○委員長（加藤こうじさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（吉野けんさくさん） よろしくお願ひいたします。以前からありましたけども、受注業者の下請、孫請まで公契約の内容は求めていくということかと思うんですけども、今回、その報告書ですか

[速報版]

ね、見させていただきまして、恐らく受注者も回答しやすいような内容になっているなと思ったんですけども、下請、孫請さんから報告を受けるような、そういう書類みたいなものというのは考えたりされているんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 市からはあくまでも受注者さんとの約束の中で報告書を出していただくということで、その後は、受注者さんと下請、一次下請、二次下請の方との趣旨を盛り込んだ契約をしていただくというところまでを求めておるところで、具体的に報告書までは求めないという形になっております。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。この中でも、不斷の見直しをということだったので、施行して、実績の中でもし必要性があれば御検討いただきたいなと思います。

続いて、今後のスケジュールで、3年間の実績を踏まえた見直しとなっております。令和9年から2年間やるわけですけど、令和8年度の実績というのは大体具体的にはどういった内容の実績になるんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 令和8年は、条例自体は施行しますが、契約に適用するのが令和9年4月からということで、令和8年度は、公契約条例の審議会、こちらを立ち上げまして、下限額の諮問、答申、こちらを行うということが1つ大きな取組になります。

また、令和9年4月からの契約に適用をしていく前段として、事業者、労働者の方への条例の周知というのもしっかり取り組む必要があると考えていますので、この2つが中心の取組となっております。

あと、ちょっとこの条例のところで、概要のところでもちょっと触れさせていただきましたが、令和9年度からの契約に向けて、市側の予算の中できちんと報酬下限額以上の積算をして予算が組んであるということが事業者さんにとっても非常に重要なポイントになりますので、こここの部分についても新たな予算編成の方法になってくる部分がありますけども、財政部門とも連携してしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。最後なんですけど、これから金額、下限額が出てくるわけなんんですけども、そのほかの部分というのは、今、現状で事業者のほうでは、どのぐらい達成といいますか、遵守されているのかというのの調査みたいなのはあるんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 御質問は事業者さんの現状の支払いの状況を把握しているかということですか。

○委員（吉野けんさくさん） 報告書のはい・いいえで、はいがつくような内容になっているか。

○契約管理課長（立花省二さん） 現状、こちらの今報告書にある内容を回答してもらう、報告してもらうというようなことは特にございません。なので、事業者さんにとっても初めての、私どもにとっても初めての確認になるところでございます。

○委員（吉野けんさくさん） そうしますと、これが今の現状では内容によってはあると思うんですが、例えば、健康診断を実施していたとか、そういったところのチェックみたいな確認みたいなのはされていないということでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） こちら、市が発注する契約の相手方のそういう細かいこと、労務環境を細かく報告してもらうということは今までの手続上もございません。そういう点では、関係の労働安全の法律とか、雇用契約の関係の法律等は一定程度遵守されていると市としては考えておりましたけども、今回、この取組によってそこを明確にクリアに確認をさせていただくということになるとい

[速報版]

うことでございます。

○委員長（加藤こうじさん） グリーンファイルに入っているんじゃないの。いわゆるグリーンファイルという労働環境のやつは出させてないんですか。それに入っていますよね。健康診断1年に1回受ける。だから今まで確認していると思いますよ。

○委員（吉野けんさくさん） すみません。ありがとうございます。ごめんなさい、ちょっと質問が悪かったんですけど、公契約条例をつくる上で、そういう調査をした上で内容を検討しているかどうかというところで質問したかったんですけど、大体分かりましたので、ありがとうございます。

○委員長（山田さとみさん） よろしくお願ひします。まず、公契約条例の特徴のところで、事業者の事務負担に配慮した運用、不断の見直しを規定、ここがすごく事業者さん、御要望が多かったと認識しておりますし、過去からの経緯で、なかなか市に言っても、ここの部分が改善されないというところで、私たちの会派も見直しを求めてきたところなんですけれども、電子化に関して、試行を今、事業者さんとされていると思うんですけども、それでうまくいきそうなのかという手応えと、事業者さんと事務負担の簡素化、要らない書類をなくしていって負担軽減をするですか、電子化に関しても、対話しながらつくり上げていってほしいと思うのですが、不断の見直しをする中で、なかなか市に伝えても直らないよということが起こらないようにしてほしくて、これ2ページのところなんですけれども、公契約審議会の中で、そういう事務的な負担軽減ですか、電子化に関して、公契約の受注者または当該公契約の業務に従事する労働者等から、当該公契約の適正な履行に係る意見の申立てがあった場合は、市長は当該申立ての内容を審査し、妥当と認めるときは審議会諮問と書いてあるんですが、これの中に緩く入ってくるものなのか。この辺り、審議会でしっかり事業者の意見をもんでもらえる機会があるのかなというところをまず確認したいと思います。

○契約管理課長（立花省二さん） まず1点目、デジタル技術を使った工事情報共有システムというのを今年度、試す意味での試行をしたところでございます。事業者さん、初めて、これを機会に初めて取り組んだという事業者さんもいらっしゃると聞いておりますが、それほど煩雑でもなく、かつ、こちらに来る手間がなくなったというところはメリットとして感じるとはおっしゃっていただいております。決して大きい事業者さんではない事業者さんですけども、メリットは実感していただいたと考えておりますので、次年度以降、ぜひ拡大をしていければなと考えております。

こちら、工事の情報共有システムというのと、いわゆる公契約条例の契約とか、といった、入札とか、契約とかという部分との業務上の区切りというのは少しちょと違う部分もございます。ただ、事業者さんにとっては、その負担というのは市との関係のところでの負担になりますので、契約の部門と工事の部分が連携して今回の工事情報共有システムの試行もしていますけども、この取組は府内で連携して進めていきたいと思っています。

それと、2つ目のところにかかるところでちょっとお話をありました、府内の徹底のところでの御意見。これは、やはりぱらぱらと聞くところがやっぱありますので、今回、この条例できるところで、特に理念の部分は、対象の契約に関係なく、ここの部分については、金額の大きい少ないに関係なく、事業者へのこの配慮の部分はするというところが含まれてきますので、ここの部分についても府内の徹底を図っていきたいと考えております。

○総務部長（齊藤 真さん） あともう1点、意見を申し立てるという部分については、この条約が施行されてから運用を図っていく中で、多分事業者、それから労働者からいろいろ御意見が出てくると

[速報版]

思います。当然事務負担につながるような実態になれば本末転倒になりますので、そういった声については、しっかり意見の申立ての規定もありますので、そういった申出が出れば、審議会のほうでもしっかり審議してまいりたいと思います。

○委員長（山田さとみさん） それが聞けてよかったです。ありがとうございます。

パブコメの13ページの中で、制度を絶えず、趣旨に基づいて検証し発展できる内容にしてください。これ条例案に盛り込みますと書いてあります。条例案では施策について不断の見直しを行うことを規定します。先ほどの御説明の中で、これで3年後の見直しにつなげたというようなことを説明されていたように思うんですけども、不断の見直しでございますので、3年後の見直しの後はどうするのかというところをまずお伺いしたいのと、併せて、3ページのところ、「施行後3年間の実績を踏まえた見直しを行い、必要に応じて改正等の対応」というところで、議会への報告というのが、令和11年度のあたりにあるのかなというところ、あと、第3条のところ、施設が増える可能性についてお伺いいたします。

○契約管理課長（立花省二さん） こちら、見直しを3年経過後という形で期限を切って、きちんと設定をしておりますので、令和8年度、令和9年度、令和10年度とたてば、令和11年度からの見直しというのは当然行うことになると考えております。

ただ一方で、実際の契約の適用も令和9年度から始まります。事業者さんや、該当する事業者さんや労働者の方からの申立て、御意見というのは、いろいろ令和9年度も令和10年度もあるということは想定されますので、事務レベルといいますか、所管で改善できるものというものは適時臨機に対応していくということになると思います。当然、審議会で市長からきちんと諮って、第三者的な立場からの御意見をいただくというものをいただいて改善していくこともあると思います。その後、条例の改正までなるのかどうか。そこはこの3年間の課題の整理とか洗い出しの結果によるのかなとは考えております。

ただ一方で、規則で委任しております委託の業種ですとか、指定管理の施設の部分につきましては、規則で定めるとさせていただいているので、規則で追加をするということは、当然、金額なり業種の対象なりを増やすということが1つ基本的な方向性だと考えております。これら、当然、規則の改正を行えば、議会のほうにもきちんと報告していきたいと考えています。

○委員長（山田さとみさん） ありがとうございます。あと、3年後、条例見直しということなんですけども、その後については運用の中で考えていくということで、改正等の対応などは特段考えていない？ 3年後以降の見直しについてです。

○契約管理課長（立花省二さん） 改正が必要であれば、当然改正のお諮りもさせていただきます。この3年間の課題の洗い出し、どういう課題が出てくるのかというところで、条例に関わる部分で、改正の必要があれば、条例改正の議案をまた出させていただくということになるかと思います。

○委員長（山田さとみさん） ありがとうございます。次にチェックシート方式にされるということで、負担軽減、書類は増えてしまうけれども、負担軽減、はい・いいえで答えられるようなものにしたということは高く評価しておりますけれども、これは毎回契約ごとに出していただくものになるのか、それとも何か申立てがあったときに提出していただくものになるのか、いかがでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） このチェックシートにつきましては、契約ごとに必ず出して、この対象の契約であれば必ず出していただくというものになります。これにつきましては、契約して事業

[速報版]

が、業務をお願いをして間もなくの段階でまず1回これを出していただいて、要は業務のスタートに当たってのチェックを1回させていただく。少なくともその後、終了する前に、もう一度、同じものを出していただくと。場合によってはだから最初にチェックで出していただいたときに、足りていないというものがあれば、事業の中でも必ずそこは改善していただきたいということで、事業の実施中に改善が図られるようにということで運用させていただきたいと考えています。

逆に言うと、終わった後に全て出していただいて、対応が後手になるというような形にならないように運用中に改善が図れるようにということで運用していきたいと考えております。

○委員長（山田さとみさん） ありがとうございます。最初と最後に出すということですね。最初に、これが全て適用されてなくても進めてしまうということなんでしょうか。ちゃんと守られて、望ましい姿でこの報告書が出てこなくても、この契約は進んでいってしまって、でも最後まで改善が図られればいいよという、そういうことなんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 当然入札の告示に当たっては、こういった仕様でチェックをさせていただきますと。それを前提に入札、応札をしていただいて決まるという点では、かなりここ部分については対応してもらっていることは想定されるんですけども、本当に詳細に事業者さんのほうでチェックをしていただいて、この部分足りてなかったということがあれば、そこは正直に報告をしていただいて、速やかに対応してもらうということをしていただければ、そこは例えば、賃金の支払いが報酬下限額、例えば1回目低かったということであれば、そこは事業者さんがきちんと認識をされるのであれば、その時点できちんと対応をしていただくという形で運用していきたいと考えております。

○委員長（山田さとみさん） 分かりました。満たされていることが前提なんだけれども、チェックしてみたら違ったよというのも正直に書いていただけるようにしているんですね。それで最後まで守られなかった場合、審議会で諮られますし、しっかりと雇われているほうは、ちゃんと報酬を守られる、こういう仕組みになっているという理解でよろしいでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 即、審議会に報告という形ではなく、やはりこちら契約の担当がきちんとそこは履行してくださいということで指導していくと。契約の約定の項目として、契約の中でこの部分については、報酬下限額、例えば支払っていただくということは約定していますので、きちんと払ってくださいということを契約を守ってくださいという趣旨で履行をお願いしていくという形になります。

○委員長（山田さとみさん） 分かりました。これで最初、明らかになった場合は、理想と離れている、守らなきやいけないことが守られていないというのが分かったら、しっかりと市も関わっていただけるようお願いします。

最後に、パブリックコメントの23ページのところなんですかけれども、審議会の公開についてのパブコメがありました。原則公開と書いてありますけれども、審議内容によって非公開とすると書いてあります。個人情報とか、そういうものに配慮したものと推察しますけれども、非公開とする審議内容についてお伺いいたします。

○契約管理課長（立花省二さん） 委員お見込みのとおり、審議会の条例に基づきまして、非公開が必要というふうなものについては、非公開にできます。想定されるのは個人情報とか、ちょっとどういうこの後審議の内容になっていくか分かりませんけども、例えば入札に関わる情報とか、何かそういうものによっては非公開とするものというのもあり得るかもしれないなというのは想定しています。で

[速報版]

も、一番大きいのは多分個人情報ではないかなと考えています。

○委員長（加藤こうじさん） 質疑の途中ですが、しばらく休憩いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。

質疑を続けます。

○委員（高谷真一朗さん） よろしくお願ひします。やっとここまでこぎ着けていただいたという思いで非常にうれしいんですけども、やはり今回の特徴というのは、理念型じゃなくて、労働報酬下限額の支払いを義務化したという点は本当に先進的で評価されるところだと思います。

また、ここに至るまでに事業者と市と労働団体、3者で協議を経たこの策定でありますので、改めまして、本条例が他の自治体と比べて先進的である点はどこかということと、3者協議の成果というのはどこに表れているのかというところをお示しください。

○契約管理課長（立花省二さん） 先進的、なかなか自分から確かに先進的と言うのはなかなかはばかられる部分もありますけども、控え目ではなく、やはり1つ特徴なのは、特徴の3つ目に掲げてあります、事業者からも、労働者からも、対象の条例、対象の契約の関係者であれば申立てができると。それについては制度運用の改善につなげていくということでつくったところが一番特徴かなと思います。

それと事業者と労働団体との意見交換をする中でまとめてきたのがこの2つ目のところにやはり表れているかなと思うんですけども、事業者に配慮しながら、かつ実効性確保もしていくというところのある意味2つの別々の目的をきちんと調整しながら進めてきた。この後もやはりその2つの考え方を持ってこの条例の運用をしていくんだというところが1つ成果かなと考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 三鷹市としても初めての取組ということで、入り口からしっかりとやっていただきたいと思いますけども、今回の条例では適用の対象が5,000万円以上の工事と2,000万円以上の業務委託ということで、これを将来的にもっと小規模な契約にも波及していくということは考えられるんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 今回3年間の見直しの期間を設けておりますが、やはりこの3年間でこの辺の負担がどのくらいなのか、そこをさらに減らすことができるのかというところの見極めをこの3年間きちんとやっていく必要があると思っています。それらを行うことで、場合によっては事業者さんに慣れていただいて、負担としてそれほどでもないと認識してもらえば、さらにこれの拡大というのはつながっていけると考えておりますので、この3年間のそういった周知もそうですし、細かい微調整でも、負担が軽減できるようなことがあれば、そこを積み重ねていくと。その上で、やはりこれの効果を少しでも広げていくには、対象を広げていくというところが必要なってきますので、そこに向けて取り組んでいきたいなと思っています。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。ぜひ今おっしゃっていただいたような方向性で、少額のほうでもこういったことがきちんと周知されて徹底されていけば、より労働者にもよいものになっていくと思いますので、お願ひをしたいなと思います。

それで、労働者から申立ての制度がありますけれども、これは非常に重要なことだと思うんですけども、窓口体制というか、どこに行けばそういう申立てを受けてくれるのかということが、それはやっぱりすぐに分からないとよくないことですし、あとは、信頼性の確保ですよね。言ったから何か事業者から報告されちゃうんじゃないかなみたいなことがないようにしないといけないと思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

[速報版]

○契約管理課長（立花省二さん） 労働者からの申立て、特に、賃金の報酬下限額未満であるといった場合のお申しにつきましては、労働者向けにも、報酬下限額以下であれば、どこに連絡をしてほしいというようなカード、カードのような、携帯できるようなカードのようなものとかも今後検討していくたいと思っていますが、そういうところにきちんと明記をしたいと思います。

制度上は、事業者にも申出できますし、市にも申入れができるという形になっていますが、市の窓口として、契約の窓口、場合によってはそのメールアドレスとか、そういった細かい連絡の方法も可能な限り記載して、心配があればちゅうちょなく相談ができるような申出ができるような仕組みにしていければなと考えております。

それと、申出した場合の不利益禁止、不利益取扱いの禁止につきましても、条例できちんとうたいますし、約定もしますので、ここについてはきちんと事業者さんに認識していただいて、当然ながらこれを理由にしたような解雇とか、そういったことはないように取り組んでいきたいと思っています。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。すぐに分かるような形のものにしてほしいなと思っていて、これは結構重要なことですので。今、結構市からもプッシュ型でLINEとかでもお知らせ出たりとかいろいろしているので、あるいはホームページですとか、そういったところでもしっかりとこういう制度があるんだということは周知していただきたいと思います。

やっぱり不安ですよね。自分の、なかなか事業者に給料安いじゃないかと言うのは、言いづらいことだと思いますので、やはり相談の主体は市になってくると思いますので、その相談体制の充実というか、確保というか、そういったところも拡充してというか、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

今回、試行して3年間の実績を踏まえた上で見直しをするということですけども、この3年間の間に見直しの方向に向けた評価指標というのかな、そういうのというのはどこに置くんですか。

○契約管理課長（立花省二さん） ちょっとまだそこまで具体的な検討はできておりませんけども、やはりまずは事業者さんの負担感というものをきちんと聞いていくというところが1つポイントになるのかなと思います。

ほかにも、労働者の方からも、場合によっては、新たに例えばこういうところに掲示してもらったほうが制度の周知につながるとか、そういった御意見もいただければ、ぜひ対応していきたいと思います。

○委員（高谷真一朗さん） 事業者の方とは、役所側も折衝は、頻繁にというか、できるんでしょけど、やはり労働者となるとなかなかそういった声を上げにくいというか、どこに届けていいのか分からないということもあるかと思いますので、その声をすくい上げる仕組みみたいなものもやはり1つ、一定考えていかなければいけないのかなと。いかがでしょう。

○契約管理課長（立花省二さん） そうですね。今回の審議会の新たに三鷹の特徴としてつくった制度を利用していただくというのも1つのルートかなと思いますし、審議会には労働団体も2者入っていただくことを予定しております。

審議会でどういう運営、議論ができるかというところも、これからつくっていかなきやいけませんけども、労働者の方の御意見の反映というのも、一定程度そういった審議会でも受け止めができるんじゃないかなと思っております。

○委員（高谷真一朗さん） 審議会に労働者がどのような形でアクセスができるのかというところが、やはりちょっとまだ私の中で見えてこないというか、という部分があるんですよね。そこを1つ確保していくことが今回の肝にもなってくるのかなと。ちょっと答弁の繰り返しになっちゃうかもしれません

[速報版]

し、まだ見えてこない部分あるんでしょうかけども、そのところいかがでしょうかね。

○総務部長（齊藤 真さん） 議員おっしゃるように、窓口、分かりやすい窓口というのは多分この条例の実効性を確保する肝の部分だと思いますので、まずは窓口をどこにするのか、どれを周知するのか、それは非常に重要な取組だと思います。そこはしっかりと想えていきたいと思います。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。よろしくお願ひします。

それで、そうした労働者からの申立てがあった場合、先ほどの答弁では審議会の中でしっかりと議論をされるということありますけども、それが、その答申というものが、審議会からの答申が市長の決定というか、今後のものにどのように反映されていくんですかね。しっかりと条例改正に向けてとか、あるいは、その場で時点修正が加わるだとか、そういったことでいいんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） その答申の内容によるとは思います。それをやはり市長が受け止めて、条例改正が必要であれば、条例の改正につながっていくと。規則や運用上の改正、改善で対応できるものについては、適時、時機を捉えて改善をしていくということになるかと思います。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。その労働者から申立てを受けた場合というのは、全ての事案についてこの審議会で諮られると考えてよろしいでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） こちら、まず、市のほうで受け付けた後、やはり内容の精査というのは事務局、契約係のほうでさせていただきます。ただ、どういう意見があったかというのは、基本的には市長に全部報告をするものと考えております。事務レベルで対応できるものは対応しますし、市長がやはりそこは審議会に諮って、きちんと第三者性を持ったところで意見を聞いて、答申、諮問して答申してほしいということになれば、審議会に諮られていくという流れになると考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。ちなみに、ちょっとどこかに書いてあるかもしれませんけど、審議会というのはどのぐらいの頻度でやられるんですか。

○契約管理課長（立花省二さん） まず報酬下限額を審議して、市に答申するという手続、これは必ず毎年必要になります。ですので、諮問と答申で必ず2回は必要になってくると。プラスアルファ、この運用が始まった後、実際に契約の適用が始まった後にそういった申出等が出てくることも考えられますので、2回プラスアルファというふうな回数が想定されると考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。臨機応変にということで考えてよろしいですね。分かりました。

あと、労働者の労働環境の報告書、これで先ほどからお話があって、やり方は分かりました。これは新たなものなので、この部分に関しては、はいかいいえだけですけども、事業者の負担になるという、これだけだよということでよろしいですか。あの今まで出していった労務単価がどうのこうのというの今までどおりということでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） この公契約条例で新たに追加で事業者さんに提出していただくのはこの報告書になります。それ以外の既存の契約、あるいは、例えば工事であれば工事に必要な書類等は引き続き必要になります。ただ、先ほど委員とのお話にもありましたとおり、見直し等は進めていきたいと考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました。あまり考えたくないんですけど、これ、うそつかれた場合、これは多分、いいえにしたらお仕事もらえないなんていうので、全部はいにしてしまっているというのは、それは役所のほうでチェックするんでしょうか。

〔速報版〕

○契約管理課長（立花省二さん） この内容の裏づけを確認するという作業は、今は想定しておりません。ただ、そういった仄聞等があれば、あるいは労働者の方から、報酬下限額もそうですけども、申出があれば、きちんとそれの確認は、これに基づく報告、立入調査等でさせていただくということになります。

○委員（高谷真一朗さん） 労働者が、これは合ってないんじゃないかというのは、これを労働者に見せるということでよろしいんですか。どこでこの企業はうそをついているというのが労働者にとって分かるんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） ちょっとそこまでの今チェックの流れといいますか、というところは今まだ想定をしておりませんので、ちょっと今後検討させていただきたいなと考えます。

○委員（高谷真一朗さん） 個人に関わることですので、やはり監査委員会の工事監査というのが1つポイントになってくるのかなと思うんですけども、そこでこの資料を頂ければ、工事監査の中で洗い出しができるということですけども、これはそういった横での情報提供、共有はあるんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 契約に付随する書類というところでいくと、いわゆるその範囲での公文書という形の扱いになるかと思いますので、文書として、先ほどの質問でいえば、公開するかどうかというところも整理する必要があるかなと思いますけども、これを具体的に監査の流れの中に活用するかどうかというのは、ちょっと別途確認をさせていただきたいなと思います。

ただ、ちょっと、観点としましては、この書類の目的が、労務環境の確保に係るチェックの項目というところになりますので、ちょっとその辺を踏まえながら、監査の対応のほうについてはいま一度確認をさせていただきたいなと思います。

○委員（高谷真一朗さん） 見ていると、大体工事監査が入ると、必要な項目が多いので、工事監査は専門の人が来てやってくれるので、これがあると、実際ちゃんとやっているかどうかというのが一目瞭然に分かると思いますので、御答弁ありましたように、検討していただきて、私としてはこれがあれば非常にやりやすいのかなと考えますので、よろしくお願いします。

それでちょっと話が戻ってしまうんですけども、今回、この条例のまた1つの特徴として、一人親方だとかフリーランスの方への適用がうたわれているんですけども、その報酬実態の把握、報酬実態の把握だと契約形態の多様性が今いろいろありますから、その把握というのはなかなか難しいのかなというところがあるんですけども、どのようにそれを把握しようとお考えでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 今回の条例で約定してもらうところにおいては、元請から下請にこの条例に基づく報酬下限額の支払い、労務環境の確保、こちらについては、条例の趣旨を遵守すべき項目として約定してもらうというところまでをお願いをしているというところになります。その具体的な実態、そこにつきましては、今の段階では市で、発注者としての市が、一次下請、二次下請、あるいはフリーランス、そういう立場の方の個別の確認をするということはちょっと想定をしておりません。

○委員（高谷真一朗さん） やっぱりそれも肝で、そういう人たちがしっかりと最賃が守られて働いているのかというのを、保障というか、確保していくのが公契約条例なわけですから、そこを知るすべの工夫をやっぱり加えていかなければいけないんじゃないかななど。

ですから、労働者、下請、孫請、ひ孫さんたちからフリーランスの方々からもきちんと、アンケートじゃないけども、そういうのを取るとか、そういう手法をやっていかないと、ちょっと難しい部分もね、末端までのことを考えれば難しいんじゃないかなと思うんですが、今後御検討としてはどうでしょう。

[速報版]

○契約管理課長（立花省二さん） 報酬下限額に限れば、この今つくろうとしている仕組みであれば、二次請け、三次請けの方、それが一人親方やフリーランスの方でも報酬下限額以上の支払いをしなきゃいけない。それは受注者が連帯責任を負うという仕組みになっておりますので、もし報酬下限額以下であれば、申出をしていただければ、市のほうで必要な調査をして、連帯責任として受注者にもそこは対応してもらうという仕組みになっておりますので、報酬下限額については、この仕組みで確保はされていると考えています。

ただ、細かい労働環境とか、その余の部分につきましては、御指摘のような、かなり今度、逆に言うと、手間をかけながら調査をしていかないと、なかなかそこの確認というのは難しいかなというところで、課題かなと考えております。

○委員（高谷真一朗さん） 確かに市役所だけでやろうと思ったら、なかなか厳しい部分はあるんですけども、いろんなところの組織もあると思うので、そういったところから聞き取り調査をするだとかってしていくこともできると思うんですよね。報酬下限額でやっているよと言いながらも下回っているというパターンもあろうかと思いますので、そこら辺の工夫がやっぱり必要だと思うんですよ。なので、自分たちだけでやろうと思わないで、ほかの力も利用しながらやっていくことが一つ肝要かなと思うんですけど、どうでしょうね。

○契約管理課長（立花省二さん） 想定されるのは、例えば、労働基準監督署さんとか、そういった組織というところかなとは思いますけども、ちょっと今の段階でこの公契約条例で連携するということはちょっと検討しておりませんでした。ただ、例えば、職業安定所とか労働基準監督署に三鷹市の取組についてきちんと情報提供して、場合によってはそういったアドバイスをもらうような関係づくりというのを検討していきたいと思います。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。ハローワークさんですとか、あるいは建設業組合だとか、いろんなところがあると思いますので、こういった条例に対するパブリックコメントとしてはなかなか多い回答をいただいているのかなと。市民の方の関心も高い件数なのかなと思いますので、ぜひいろんな組織を巻き込んだ取組をしていただいて、三鷹の先進的なモデルを他市へも、東京都内中に広げていただきたいという思いなんですけども、どうでしょうね。

○契約管理課長（立花省二さん） そういう点では、今やっとスタートできるかどうかというところまで来ましたので、これやはり一つ区切りつけさせていただいている3年間、ここできちんとどういう成果が出せるかというところにかかるかなると考えますので、しっかりその取組をして、おのずと三鷹の方式がいいなと言ってもらえるように取り組んでいければなと思います。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。大いに期待をいたしますし、これで他市から視察が殺到するぐらいになっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひます。ありがとうございます。

○委員（野村羊子さん） それでは、お願ひします。今、大分いろいろ出てきたので、私も自分の質問を整理しないと混乱しそうな、ちょっと大丈夫かなと思いますが。本当に私たちのところも長いこと公契約条例、求めてきたので、本當にようやく形になってうれしいですねという感じです。本当に、今言ったように、賃金条項型と言いますけど、ただ、それが規則でというか、実際の金額はまだどこにも出てこないというところで、実効性というんですかね、最低賃金や労務単価、公のね、ものを参考にしてと言っていますし、審議会で審議をするとなっています。この実効性というんですかね、下限額の確

[速報版]

定の在り方ということで、今、毎年これ確認をしていくんだという話でしたけど、初回のままず最初の考え方として、最低賃金に幾らか上乗せするという単純な考え方と、ほかのものを含めて、労務単価とか、そういうのを含めて検討するとかという、3パターンぐらいあるという話を、調べたらあったので、三鷹市として基本的には、両方ここに書いていますけど、基本的にはどういう方向で検討、決定していくと思っているのかというのをまず確認したいと思います。

○契約管理課長（立花省二さん） 報酬下限額の決定の考え方という御質問でしたけども、まず、最終的には審議会に委ねて審議をしていただくというものになりますが、他の自治体の事例等を勘案しますと、やはり工事につきましては、農水省、国土交通省が出す公共工事設計労務単価、これが1つ目安になってくると考えております。

それと、その以外の委託と指定管理につきましては、やはり最低賃金が1つ、一番低いラインになってくると思います。そこにやはり市のほうでの会計年度任用職員とか、そういった単価と、あと、場合によっては賃金の伸びとか動きとかということも勘案しながら、最低賃金という基準のラインをそこからどう加減をするのかというところが基本的な調整の方向かなと考えております。

○委員（野村羊子さん） そうすると、人事院勧告なんかの方向性などもある程度勘案しながら数字を考えていくということになるのかなという感触を、感触は感触で、実際に諮問をして、しばらく時間をおいてもう一回答申するためのという2回協議をするという形での、その日に出てそれで決めちゃうんじゃないくて、というふうな形でしっかり議論していただくということでの審議会での確定というふうなことでいいでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 報酬下限額を審議する、公契約審議会の進め方、スケジュール感というところかなと思うんですけども、今委員からもありましたとおり、人勧、こちらも非常に重要な基準の額になると考えております。それと、その直前には最低賃金についても、公表される、定例的に公表されるというところがあるかと思います。

ただ、予算編成にきちんとそこを織り込ませるというところでいきますと、やはり夏ぐらいに諮問をして、隨時そういった最低賃金や人勧等の参考情報を収集したものを委員さんに提供しながら、予算編成の調整の最後ぎりぎりまで実勢の価格が調整できるように、ぎりぎりのところでいくと、11月とか12月が1つ答申の目安になってくるかなと考えております。

○委員（野村羊子さん） 実質的な非常に妥当だとは思います。分かりました。

本当に妥当性のあるもので動かしていくということが1つ、実際に金額がそこで決まって、それが、その金額を公示するんだったかな。ですよね。その金額を示していかなければ、実際に労働者の方は自分が以下なのかどうか分からぬわけだから、答申されて決定されたらそれを公示する、公示はいろいろ周知の仕方があるでしょうけど、そういう理解でいいかというのをもう一回確認します。

○契約管理課長（立花省二さん） そうですね。今、仮に11月に確定をしたとすれば、公表しますけども、例えば、令和8年の12月に答申を受けたものが、令和9年度の単価としての、を審議していただきますので、令和9年度分の報酬下限額はこれですということをその後、公示をさせていただくという流れになるかと思います。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。次に行きたいと思います。実効性確保ということで、労働者からの申出というのは先ほどからいろいろ出ています。窓口のこととか、まだ具体的なことは決まってないというような答弁がありました。流れとして、労働者から事業者ってなかなか言い難いから多

[速報版]

分市のほうへ直接来るでしょうと。契約かな、とにかくここが窓口ですよと言われる。そうすると、受けた担当が、市の窓口担当がそれを確認するために事業者に問い合わせるとか、事業者のところに聞きに行くとか、そういうことをまずはする。その後に12条のところでは立入調査するというような話が出てきます。それが立入調査という形になるのか、立入調査というと結構権限があるもののように受け取られるんですけども、そういうようなところで、権限を持って調査しに行っちゃうというところまでの間は結構いろいろやり取りをした挙げ句に行くのか、一定、賃金台帳を出せ、出勤簿を出せ、大丈夫かみたいなことをやるような話にイメージで出ちゃうんですけど、そういうような実際の立入調査というのとその手前のやり取りというふうなことは、やっぱり幾つか段階があってということを想定しているでしょうか。まずそこを確認します。

○契約管理課長（立花省二さん） 今委員からも具体的に出ましたが、申出を受けた場合、後、第12条で報告、立入調査を求めることができることが規定されております。今、具体的なケースとしてどうかというところで御質問だったかと思うんですけども、やはりそういう申出があれば、まずは事業者に状況がどうかということの報告を求めるということがまず行われると想定しております。その中で、具体的に賃金台帳と、本来なら法定できちんと整備されていなければいけないもの、そういう根拠となるもの等を確認をさせてもらう。そのために場合によっては立入調査という形で事業所に入らせてもらうということが出てくる可能性があると思っています。

ただ、とにかく申出があったら、何というんでしうね、権力を振るってというふうに接触をしていきたいと考えているわけではありませんので、きちんとそこはお互いに契約に基づく、契約の相手方として必要な書類ですということで提出を求めるというやり取りを想定しているところございます。

○委員（野村羊子さん） 居丈高にいくんじゃなくてということですよね。そこは日常的に多分付き合いのある関係の中でやっていくという話になってしまって、丁寧に対応すると同時に、でもやはりきっちと調べていくということが必要だと思います。それでこれで最初に報告を求める段階なり立入調査までして確認した段階で、やっぱり払ってないよねという話になったときに、分かりました、すみません、ちょっと直しますとなれば、それでよしとなるわけですよね。いやいや、払っているんだよ、あいつが変なこと言っているんだみたいな、わけ分からぬ、そういう話になっていっちゃったときに、是正されなかつたときにという、それも、でも、逆に言えば、担保としてそれ決めているわけですよね。きっちとここに書いてないけど、別表で公契約の解除という話があったりとか、その前に連帯責任があつたりとかと知っているわけですね。つまり、この段階で修正がちゃんとされなかつたら、あるいは虚偽な、虚偽とか何とかいろいろ書いてあったけど、そういうようなことがあれば、この契約解除しますよみたいなくらいのところまで一応見て、そういうものを担保しながら是正を求めるというふうなことでいいのかと。

その場合に、その手前で審議会に諮るなり報告なりというふうなことが、ちょっとこの辺あたりの順番というか、流れをどのように考えているのか。もちろんこの中で、公契約の解除のところではまずちゃんとやっていないんじゃないのって言ったら、いやいや、やっていますよと言って、事業者からちゃんと書類を提出したり報告したりというふうなやり取りをするんだというふうな読み取れることがあるので、その辺の流れ、具体的にどういうふうに想定しているのかということもう一回確認したいと思います。

○契約管理課長（立花省二さん） 具体的な流れというところでしたけども、まず、例えば12条の

[速報版]

報告立入調査から14条の公表まで、こちらは条例で定めることになりますので、これは、契約の所管がこれに基づいて事業者にいわゆる行政指導のようなことも含めて行っていくという形になります。

それと第15条に基づく約定として、これは別表のところに出てきますけども、これらをきちんと約定することで、契約の相手方に、これは合意した上でこれを契約をしますので、これについてきちんと果たしてもらうということがまず前提になると。その上で、具体的な事例ということでしたけども、先ほど少し事例で、実際には払っているけど、払っていないと言っているんだというようなケースがもし仮にあれば、やはりそれは賃金の台帳と労働者側の受け取りの関係の資料等、そういうものを突き合わせれば、やはりどちらが正しいかという結論は出ますので、それに基づいて、その根拠に基づいて契約に基づく対応を事業者にしてもらうという流れになってくると考えています。

○委員（野村羊子さん） 実際に申立てから最終的な公契約の解除に至るまでのフローをちゃんと分かりやすくしたほうがいいと思うんです。申し立てた労働者側にしても、受けちゃった事業者側にしても、裁判だったらまずこれやって、あれやって、ここで陳述書を出して、証拠調べしてとあるじゃないですか。そういうような流れがちゃんと分かれば、職員もどうやって対応すれば分かるし、どこでそれこそアドバイスをもらひながらやるとか、その間に審議会ちょっと開いて確認していただくとかって、やっぱりちゃんとフローをつくって、最悪の場合を想定しながらのフローを想定することで、そこに行かないで止まるじゃないけど、いうふうなことがあると思うので、申出から、条例的には申出があったら、不利益取扱いされたら、報告して立入調査しますよ、解除しますよというふうにばんと流れていっちゃうので、それはもっと具体的なところを示していく必要があるのかなと。

そういうことが逆に、そういうふうな流れがありますよということを示すことで、それ自体が抑止力になるというふうなこともあるので、ちゃんと具体的なフローを示してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） この条例、もしこういう形で進めていければ、当然次には、やはり事業者さん等への周知の中で、今、手引の検討もしております。そういう中では、今、フローも、およそこれらの条例の項目の関係性みたいなことを基にしたフローのようなものを事務的には準備を始めているところになります。

そこには、今、委員御指摘のとおり、その全体像を見てもらうこと、認識してもらうということが、まさに抑止力ではないんですけども、適正な履行につながっていくと考えておりますので、分かりやすいフロー、そういう点ではここには出てこない、例えば、この間で、市がこういうふうに確認をするんだよというようなこととかも含めて、丁寧な記述を検討していきたいと思います。

○委員（野村羊子さん） 最終的に公契約を解除するのは、今、答弁で、確認すれば明らかだというんだけど、いや実際に明らかにできるかどうかというのは実は難しいということになりかねないと私は思っているんです。誰がどう判断するのか、いつ判断するのか、誰が責任、権限を持って判断するのかというところが、それこそ建築確認申請の辺りのいろいろなトラブルもあるけども、そういうところも含めて考えたときに、ちゃんと検討し、誰が権限を持つのか、最終責任、誰なのか。最終責任は市長なんだけど、そこで審議会ではなくて、何かそういう申出調査委員会じゃないけど、そういうようなものも必要になってくる可能性はあるんじゃないかと思うんですが、その辺りはどうでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 事例の中身によるかなと思いますけども、基本的には契約の所管で、この条例と約定項目、契約の内容等で中で運用していく、対応していくというのが基本になると思

[速報版]

います。ただ、ちょっとどういう事態が出てくるかというのはちょっと想定できませんので、審議会に諮るということが絶対ないとは言えないかなとは思います。ちょっとそこは本当にケースごとに対応を検討していくしかないかなと思っています。ないことを思っておりますし、信じております。

○委員（野村羊子さん） でも、私もそう祈っていますよ。もちろんそういう事態にならないように実際に運用してほしいですし、事業者も労働者のほうもみんなそういうことでうまくいけばいいなと思っていますけど、最悪の事態を想定し、そうなったときにちゃんと対応できるようにつくっておくのはリスク対応として非常に重要だと思うので、あえて確認をしています。

だから審議会に、公契約審議会のほうに上がるということは割と最後の手段だというふうな感覚としては今受けました。分かりました、大体。それで、労働者の、だからそういう権利が確保されるということは非常に重要だと思うので、大丈夫ですよということはちゃんと言っておきたいというのと、もう一つ、同様に事業者の申出が担保されているということを先ほど言っていましたが、それは何条の項目で事業者の申出という、あるいはそれを受け付けるというふうなことが、11条の不利益の場合のことだけなんでしょうか、ちょっと確認したいと思います。

○契約管理課長（立花省二さん） 条例の、議案のほうのでいきますと、第16条の第3項、市長は、第6条第1項の適用を受ける公契約、つまり、工事だったら5,000万円以上とか、そういったものですね。この受注者または当該公契約の業務に従事する労働者等から当該公契約の適正な履行に係る意見の申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査し、妥当と認めるとときには審議会に諮問するものとすると。ここで規定をさせていただいております。

ですので、不利益取扱いとか、そういったところで、場合によっては申立てがあるかもしれませんけども、16条の3項ではこういった具体的なペナルティーに関する部分だけではなくて、条例の運用上改めたほうがいいという御意見であれば、事業者の方からも申入れができると設計をしているところでございます。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。適正な履行に関わる意見というのは、単に不利益な問題ということだけではなくて、この条例を運用するに当たっての意見ということで、そうすると、事業者がそういう意見があった場合に、審議会があると分かったらそのときに何か言いに行くというのではなく、多分やっぱり契約の窓口にこういうことを言いたい、これを審議会に言いたいというふうな、何かを言う、出すみたいな、そういう手続になるんでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） はい。御指摘のとおり、契約の窓口がメインになると思っております。形式は、規定の様式をつくるとかということはございませんので、メールなり、窓口来訪なり、場合によってはファクスとか、そういったものもあるのかもしれませんけども、何らかの形で申立てがあれば、市としては受け止めて対応してまいります。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。本当に労働者と同時に事業者の申立ても意見がね、というようなことは、それはそれで評価できると思います。

それで、もう一つ、対象の事業者の規定ですけども、工事、製造は5,000万円以上、6条のところか、5,000万円以上と。業務委託、それ以外の請負や業務委託は2,000万円以上と。あとは指定管理は規則で定めるということで、規則の中で非常に限定列挙されていると思います。今回の規定で、対象、具体的に5,000万円以上の対象というのは、今三鷹市がやっている契約の中で、どれくらいの割合が占めることになるのかというのが、あるいは2,000万円以上で規則で定めると、これも非常に限定的になって

[速報版]

いるので、契約相手方としては非常に数が限定されるということになるのか。指定管理では今取りあえず、先ほど説明があったように、あと2年間の間で契約更新があり得る4か所だと限定しているというふうなことですが、どれくらいの、これ範囲として、市の全体の中でこれどれくらいカバーするというふうなことになっているのかということを含めて、なぜこの金額なのかというのももし根拠がちゃんとあれば教えてください。

○契約管理課長（立花省二さん） ちょっと順番が逆になってしまいますが、金額の設定に当たっては、競争入札と審査委員会が規定で、庁内内部ですけども、がございます。そこで審議の対象になるのは工事が5,000万円、委託が2,000万円というのが1つ目安と考えて今回設定をしたところでございます。

また、工事の5,000万円以上とした場合の件数ですけども、令和6年度実績で8件ぐらいになります。金額ベースでいきますと、この8件で18億円余り、全体が32億円余の工事の予算でしたので、56%ぐらいの割合に該当するというところでございます。

委託につきましては、2,000万円というところに行く前に、委託自体が非常に多種多様な業務内容がございます。ちょっと我々の手持ちの数字でいきますと、それらを含めて全体の予定価格、設計金額ベースでは、約100億円ぐらいの委託の金額になります。これのうち、いわゆる技能労務系の業務、これらをちょっとこちちは契約のタイトル、契約の名称等から拾ったというところであるんですけども、約43億円、43%ぐらいが、この100億円のうちの技能労務系の契約金額。これのうち、今回の業務、総合管理や清掃、給食調理、これら全体で13億円程度ございます。これらのうち2,000万円以上ですと、11億円余りということで、労務系全体の先ほどの43億円から見れば、26.6%ぐらいの件数、割合、件数では25件を想定しているというところでございます。

○委員（野村羊子さん） 具体的な数字をありがとうございます。多いのか少ないのか、ちょっと先行自治体と本当は比較しないとちょっと分からぬいなというのはちょっと後でまた調べてみたいと思いますが、取りあえず、そうすると8件と25件だから三十何件ぐらいに指定管理が入って、40件未満のところをまずは対応していこうみたいなところで、実効性としてはそんなところから始めるのかなってやっぱりちょっと思いますね。結構、やっぱり周知をしていく、事業者への周知は、契約のところでするわけだから、当然把握はできるはずだけど、それが下請なり、一人一人にどう周知をするかといったところの動き方とか、実際のそういった動いていくところのやつってやってみないと分からないことがあるわけなので、取りあえずはここから始める。先ほど言ったように、やってみて、拡大する可能性があるという話でしたので、そこは念頭に置きながら、できるだけ、やっぱり本当に小さいところほど大変だし、働いている人も大変だし、それは分かった上で、でも逆に言えば、契約は、労働下限額を支払える金額での契約になるわけだから、そこは事業者にとってもプラスになっていくはずだと私は思うんですよ。だから、そういうふうにうまく、結果的にちゃんとまともに働いて、まともなサービスを提供するというふうな、本当に最終的な目標である市民サービスの向上につながっていくというふうに、市民がみんな、ちゃんとまともに働いて、それがいいサービスになっていくということにつながると思うので、できるだけ広げていくということを考えてほしいですし、だから、それもあるから、規則でやるというふうなことなんでしょうかね。規則は条例改正とは違って、市のほうで変えていくことができるけど、規則の改正も審議会のほうで諮ったりするということになるんでしょうか、確認します。

○契約管理課長（立花省二さん） 対象の拡大等の検討、そういったものはやはり審議会のほうにき

[速報版]

ちゃんと報告をしながら、御意見ももらいながら進めていくとなると思います。具体的に規則の改正をするという個別のことと審議会に諮るかどうかというのはちょっと、運用をちょっと検討しなきゃいけませんけども、いずれにしましても、前回、行政報告のときに御意見を委員からもいただいておりますけども、この規則の見直しで拡大をしていくというところであれば、議会のほうにもきちんと報告をしながら進めていきたいと考えております。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。本当に丁寧に対応していっていただいて、ということが必要ですけど、そうすると結果的に職員負担というのは結構大きいなど。職員の研修なり、専門家はこういう資格があるのかな、ないのかな。司法書士とかというところがやれるのかちょっと分かりませんが、そういう建築確認申請だったらそっちの資格者がいて対応するみたいな話になったりとかってあると思うんですけど、そういうように、労働公契約、労働と公契約と事業者とというふうなことをちゃんと把握できるような専門性を持った人の配置とか、研修の継続とか、最終的には職員のやる気というのが、本当に事業者さんに、いやいやいや、だから、これでやってくださいよみたいなことも含め、結果的にいいことになるんだからって本人が思ってないとできないじゃないですか。そういうことも含め、職員のやる気と研修と理解の維持というのかな、その辺りはどのように担保していこうと思っているのかというのを確認します。

○契約管理課長（立花省二さん） 職員の負担にも御配慮いただいた御発言をいただけてありがたいなと思っているところですが、まず、庁内の職員の研修の部分ですけども、そういう点では事業者と接触するのは、契約の担当だけじゃなくて、工事であれば、監督をする所管等もおります。こういった職員向けに、あと、そのほかにも、予算編成に当たっての細かい気配りというか、そういうこともしてもらわなきゃいけないというところがありますので、庁内向けの研修、周知というのは必ずやっていかなきゃいけないと考えております。

それと、あと、後段のほうでちょっとお話のあった専門的な職員というところでいきますと、ちょっと他団体、幾つか聞かせていただいておりますけども、そういった点での専門家の職員の配置というのはちょっと多分聞いたことがなかったなと思いますので、基本は一般職の職員が対応していくことになるかなと考えております。

ただ、この後、職員の配置とか、体制の強化みたいなところについては、今のところはちょっとまだ未定でございますが、きちんと我々も内部的に業務量をきちんと積算をして、しかるべき対応していきたいと思います。

○委員（野村羊子さん） 特に最初の丸2年くらいは絶対ちょっと強化していただきたいですよねという。やっぱり最初のところのタイミングでやった人が動くと薄れていくということもあるので、3年の見直しに向けて、3年間は頑張って、そこで見直さなくても大丈夫だとなって、そのままずるずる行くとかならないように、その辺りの対応の仕方。だから本来であれば、3年ごとの見直しみたいな、本当は、3年後のみじゃなくて、3年ごとの見直しぐらいのことが本当は欲しかったなと思うんですが、この見直しについての対応というのはどう考えていますでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 今の時点で、3年ごとというところまでは想定をしておりませんけども、やはり一定の期限を区切ることによって、この間の3年間の計画的な課題の把握とか、そういった取組をすることが次の見直し時の改善につながると思いますので、きちんとまずその部分は行つていきたいと思います。

[速報版]

その後、条例の改正等、場合によっては、御提案のような一定期間ごとの見直しみたいなことも必要であるというふうに審議会等ともお諮りをしながらなると思いますけども、そういったことになれば、そういった書きぶりに変わるということもあり得るかなとは考えています。

○委員（野村羊子さん） 割と条例ではなくて規則に委任しているところが多いので、条例そのものの改正ではなく、規則を変えていきながら対応ということで現実運用ができるのかなと思ったりもしています。逆に言えば、だから、見えないところで、周りがあまりにも財政大変だからちょっと緩くしようよとか、何かそういうことも、最低賃金にプラス10円でいいじゃないかとか、そういうことだっていくらでもできちゃうので、そこはもともとの対応というか、これをつくろうとした思いをきちっと継いでやれるような体制って必要だなと思います。

審議会は専門性が求められる人たちがそこで対応するというふうなことで、6人に限定して、だからパブコメにあったけど、市民委員とかを入れないでやるんだということですよねという確認と、入る事業者とか労働者の団体というのは、ある程度、今まで協議してきた経過があると思うので、ある程度見込みがあって、想定があってというふうなことなのかというのを確認します。

○契約管理課長（立花省二さん） 構成につきましては、学識と事業者団体と労働者団体の3者の枠組みで進めていきたいと考えております。1つは、非常に利害調整をしなきゃいけないということもありますし、一定期間内に答申等の結論を出していただくというところもございますので、ここについては、この3つの代表者というところが、他団体も参考にさせていただきながら、ベストではないかと考えております。

市民委員の出席、構成というのは考えておりませんけども、例えば17条の第3項になりますが、審議会が必要と認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、または説明を求めることができるということで、いわゆる参考人のような形で、この6人以外の方からも意見を聞くことができるような仕組みも今回ここではつくっているところでございます。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。審議会の運営そのものは規則でまたあるので、柔軟な運営とか、あるいはある程度発意を持って調査とか本当はできるといいなと思ったりもしますが、それはそれでいいです。

最後に、今回の公契約条例による市財政の影響というのはどの程度と見積もっているのか。今、契約の内容的にはパーセンテージとしてそれなりのものがあるというふうなことなんんですけども、もう一つ、経済、市内の経済全体、世田谷のほうで公契約条例でやったら、市役所の周辺のバイトの賃金がやっぱそれに合わせるというふうな話が出てきて、だから、そういうようなことで影響がうまくいくといいんだろうなと思うんですが、その辺り、この2点についてちょっとどういうふうに見積もっているのかを確認したいと思います。

○契約管理課長（立花省二さん） まず、この公契約条例、報酬下限額を定めることによる財政の影響というところですけども、現状で細かい試算をするというところまでは至っておりません。おりませんが、今現在も、財政部門で予算編成するに当たって、所管課等とも連携しながら、かなり実勢の価格に基づいた積算、事業者さんからの見積りや、工事に関しても単価を使っておりますので、それほど非常に財政的な大きい影響があるというようなことは恐らくないのではないかなど考えております。

それ以外に、当然物価の上昇とか、そういったものは別途、当然それは含まれる影響としては別に出てくるとは思いますけども、公契約条例導入に伴って何かが上がるとかということはそれほど大きいも

[速報版]

のないんじゃないかなと考えております。

それと、世田谷区さんの事例が今ございましたが、そういう点では、世田谷区さんのほうでは公契約条例の報酬下限額を、いわゆる労働政策的に運用されているのかなと捉えております。ここにつきましては、非常に、公契約条例とはまた少し次元の違うと言ったらあれですけども、きちんとそういった財政力を持ちながら、政策的に待遇の改善を行うというような意図かなと感じます。ここについてはやはり公契約条例とは別の議論が必要なのかなと考えております。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。うまく波及してくれればいいし、全体に経済がうまく回るといいなと思います。実際に見直しを実際やってみて、本当にとにかくやってみるしかないというふうなところで動き出しますが、本当に周知を徹底する。まずは理解をしていただくというところで、本当に実効性が担保されるかというところは、本当に理解、それぞれの3者の、事業者と労働者と職員にとって、含めて、市民も含めて、そういう実効性担保のためには理解が重要だと思うので、本当に広報の在り方、単に市のホームページだけではなくて、先ほどカードみたいなものを事業者に、労働者に配るとか、いろいろ言っていました。そういうことも、こういうことやって、ああいうことやってということももっと広く、SNSでも使うとか何とかして、してほしいと思います。最後、広報の在り方、もう一回確認します。

○契約管理課長（立花省二さん） 委員からも御指摘をいただきましたし、概要のところでも、市の責務のところでも、新たに周知、具体的に記載をして、ここは非常に意を用いて取り組まなきゃいけないというところは説明をさせていただいたところですが、本当に委員御指摘のとおり、関係者の理解が一番この事業を進めるのには必要なものだと考えております。そういう点では、基本となるホームページとかポスター、チラシは当然行なっていきますけども、その先、具体的に、関係者の立場と立ち位置とか、そういうのもよく理解しながら、広報の工夫は不断の取組をしていきたいと思います。

○委員（大城美幸さん） 皆さんもそれぞれ質疑されたので、若干、参考資料の2ページ、先ほども予定価格5,000万円、2,000万円の根拠を御説明いただきましたが、随分前に他市とか他区の資料を頂いていて、それを見ていると、もちろん2,000万円とか、8,000万円とか、5,000万円とかいろいろあるんですが、整備のほうが1,000万円というのが多いかなあというのもあって、そこら辺で、今、三鷹市の契約がこうだからというだけじゃなくて、他市の状況等を比べたりして、1,000万というのは検討しなかったのか。事業者のほうから、大きな工事だけじゃなくて、大きくない工事についても対象にしてほしいというような声が来ているんですが、市のほうには来てないのか、そのことが検討されなかつたのか、伺います。

○契約管理課長（立花省二さん） 委託のほう、額のラインをどこでというところでの検討に当たっては、他団体も見させていただきました。そういう中では、ちょうど2,000万円と1,000万円、ちょうど半々ぐらいの割合になるというところも把握はしておりました。先ほど入札等審査会もひとつ参考にさせていただいたというところがありますけども、もっと言えば、やはり市としての事務体制としても、スタートの段階で対応できる件数というのも実際には非常に重要視させていただきました。

やはり事業の効果、今ある体制の中で、どういった契約を対象、そういう点では労務費の割合が高い契約、といったものと件数、といったものも勘案しながら、1つラインとしては2,000万円でこの業種でというところを検討したところでございます。

当然ながら、先ほど来ちょっとお話をありましたとおり、この後の取組の中で、やはり拡大ができる状

〔速報版〕

況をきちんとつくっていければ、当然金額の見直し、業種の拡大というのは検討していきたいと考えております。

それと、大きな工事以外の要望というところですけども、私、承知している限りでは、特段小さい工事もというところは聞いておりません。ちょっとここにつきましては、我々的には、やはり負担の増、今回、公契約条例に伴って事業者さんに負担がかなり、かなりというか、必ず増えるという点では、スタートのときに非常にちょっと丁寧にやらなきゃいけないと感じている中で、やはり一定規模の工事等、受注ができる一定規模の事業者さんのはうが、これについて、公契約条例について、を受け止める、受け止めやすいのではないかというところが我々的には感じていたところでございます。

ちょっと繰り返しますけども、対象の拡大については、今後まだ検討していきたいと思いますので、負担の少ない方法も含めて検討していきたいと思います。

○委員（大城美幸さん） 状況は分かりました。3年後に見直しをするというのではスタートして、よりよいものにしていただければと思っています。それで、指定管理協定のうち、規則で定めるものとして、規則のほうに3条とか、2条か、のところで、4つ、5つ、具体的には4つあって、5番目に市長が必要と認める公の施設ってあるわけですが、市長が必要と認める公の施設というのは、具体的にこの上の4つのほかに何が想定されるのか。

○契約管理課長（立花省二さん） こちらについては、今、想定している施設はございません。一定程度、規則の運用の中で、何があっても対応できるようにという位置づけで書かせていただいているものになります。

○委員（大城美幸さん） これが今後3年後にまた追加されていくということは確認できますか。

○契約管理課長（立花省二さん） こちら今、3年間のうちの契約の対象には、令和9年度、令和10年度の中で一定規模以上のものだけを記載させていただいている。今後、これは対象になる、具体的には前の年、改正をして、施設を追加していくという形を想定しております。

○委員（大城美幸さん） 先ほど来申し上げた以前の資料の中でも、母子生活支援施設を目黒区が条例が適用される公契約の範囲の中に定めています。ほかにも、学校、保育所の用務業務とか、何か公契約条例というと、建設業というようなイメージなんですが、そうじゃなくて、やはり福祉的なものも含めて、やはり公契約条例の適用範囲が広がるのがいいなと私ども考えていますが、そのような可能性があると考えてよろしいでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） この条例の目的にもありますとおり、工事に限らず、公共サービスの質の向上が目的であります。それを踏まえて、工事以外にも委託と指定管理も含めて対象にしていくというところになります。

実際、今、規則のほうにも挙げさせていただいているが、福祉L a b o どんぐり山についても対象とする予定をしておりますので、そこにつきましては、先ほどもちょっと申し上げたとおり、事業の効果と言うとあれですけども、今ある体制の中のリソースで一番効果が高いもので何かというところを観点に調整をしていくというところですので、そういったような工事に限らず、取組はしていきたいと考えております。

○委員（大城美幸さん） では、参考資料の10ページなんですが、審議会の会議の9条の4で、審議会が特に必要があると認めるときは非公開とするとできるとあります。プライバシー保護の観点から非公開にすることも当然なんですが、それ以外に非公開にするような場面は想定されるんでしょうか。

[速報版]

か。

○契約管理課長（立花省二さん） 想定されるのは、本当個人情報かなと考えております。ちょっと先ほどの別の委員さんとのところでもありましたけど、これまだ感覚的な本当想定ですけども、例えば入札に関する情報とか、何かそういったもので非公開とすべきというものがあれば、除くことができますが、基本は審議会の条例と同様に公開が原則で運用してまいります。

○委員（大城美幸さん） じゃあ、もう一度3ページに戻って、先ほど来も最後に、野村委員から最後にあった、広報の在り方なんですが、スケジュールで事業者や労働者に向けた条例の周知とあります。当事者にももちろん情報、条例を徹底させることは当然ですが、市民への周知というのも大事で、ホームページ、広報とおっしゃっていましたが、三鷹市がこの条例をつくったんだよ、こんなメリットがあるんだよみたいな、もっとイベント的なシンポジウムとか、勉強会みたいなとかで周知をするとか、周知の工夫が必要ではないかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○契約管理課長（立花省二さん） 契約に関する条例ということで、非常にちょっと実務的なところもありますので、御提案のような形でイベント的な取組というのができるかどうか検討はしてみたいと思いますけども、いずれにしても市民の理解というのも非常に重要なところになります。市民サービス、できれば市民サービス向上したと実感していただければ、一番いいと思いますので、ちょっと事務的で取っつきにくい事業かなとは思いますけども、ぜひ市民の方にも理解してもらえるような工夫をしていきたいと思います。

以上です。

○委員（大城美幸さん） 最後です。13ページ以降がパブリックコメントの結果報告になっています。反映できませんというのが幾つかありましたが、もう既に盛り込まれているというものも多くありました。住所、名前が書かれたものであったのか、あったとすれば、きちんとお返しをする報告に対して、意見をくれた人にきちんとお返しをするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○契約管理課長（立花省二さん） 住所、氏名等が書かれたものもあったようには記憶しておりますが、ちょっとパブリックコメントの運用を企画部のほうでも定めておりますので、ちょっとそこを確認しながら必要な対応をしていきたいと思います。

○委員（大城美幸さん） 市と市民の信頼性とかつながりとかって考えると、ただ、広報でこういう意見がありましたってやっても、出した人がそれを見るかどうかというのもあるので、名前や住所を書く人って、お返事が来てもいいということを前提にされているのかなという思いもあるので、ぜひ御検討ください。

以上です。

○委員長（加藤こうじさん） 以上で本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 休憩いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 議案第50号 三鷹市組織条例の一部を改正する条例、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

○企画部長（石坂和也さん） 私のほうからは議案第50号 三鷹市組織条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。審査参考資料の1ページを御覧ください。組織条例等の改正を踏

〔速報版〕

まえた令和8年4月からの組織改正全体の内容となります。

初めに1の目的です。まず1点目は、重点施策を中心にスピード感を持って進めるとともに、事務処理の適正化を図るための組織体制とすること。

そして2点目は、分掌事務の見直しと組織規模の適正化により、きめ細かな対応や意思決定の迅速化を図ることです。

そして3点目は、三鷹まるごと博物館条例の提案を契機として、教育委員会が所管する博物館や文化財保護に関する事務について、市長の職務権限に移管し、市長と教育委員会とのより一層の連携を図ることです。

3点目に関連いたしまして、2に記載のとおり、三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例、以下、「特例条例」と申し上げますが、とともに、三鷹市文化財保護条例、以下、「文化財保護条例」についても併せて改正を行います。

次に、組織改正の内容について順次御説明いたします。初めに、資料にお示ししている組織図でございますが、今回新たに設置する部署や名称を変更する部署は網かけで、また廃止する部署については二重線で表示をしております。

また、今回の改正のうち、組織条例、条例改正を伴うものは、1ページ下段3の(1)、企画部、そして3ページの(4)、スポーツと文化部、そして(5)、子ども政策部となります。

それでは、組織改正の内容について御説明いたします。1ページにお戻りいただきまして、3の(1)、企画部では、条例改正といたしまして、企画経営課内の平和・人権・国際化推進係を分離し、企画部内に平和人権課を新設します。

改正理由は、こちら2ページを御覧ください。2ページの記載となります、戦後80年の節目を契機に国際交流を含めた平和施策のさらなる推進とともに、男女平等参画等を含めた人権施策のよりきめ細かな対応を図るもので

次に、(2)の総務部は、規則改正といたしまして、政策法務課内の適正事務推進担当を分離し、新たな規定の制定により、法務監直轄の課相当の臨時組織として適正事務推進室を新設いたします。組織上の推進体制を明確にするとともに、適正な事務執行に向けたさらなる取組の集中的かつ強力な推進を図ります。

次に、(3)の生活環境部は、規則改正として、これまでのコミュニティ創生課の係をコミュニティ創生係とし、新たに住協活動等支援法人設立準備担当を設置いたします。令和9年度の住協活動等支援法人の設立に向けて、組織体制を整え、準備を本格化いたします。

右側のページ、(4)のスポーツと文化部の条例改正は、アからウとなります。組織条例では、分掌事務に博物館及び文化財の保護に関する事を追加、特例条例では、市長が管理し執行する事務に博物館の設置、管理及び廃止に関する事、及び、文化財の保護に関する事を追加、関連して文化財保護条例では、市長が管理し、及び執行する事務とすることに伴う文言修正を行います。

なお、イとウにつきましては経過措置を定めております。

また、エの規則改正として、生涯学習課内の市史編さん担当を分離し、新たな規定の制定により、課相当の臨時組織として、市史編さん室を新設、条例改正に連動いたしまして分掌事務を見直します。

三鷹まるごと博物館条例の提案を契機に、博物館や文化財保護に関する事務を市長の職務権限に移管することで、市長と教育委員会が一層連携するとともに、市史編さん事業の本格化に伴い、組織の明確

[速報版]

化と体制の拡充を図ります。

次に、(5)、子ども政策部は、条例改正といたしまして、若者支援を含む総合的な子ども政策の充実を図るため、児童青少年課の名称を子ども・若者政策課に改め、部の筆頭課とします。

こちら次のページの記載となりますが、筆頭課の変更に伴い、分掌事務を見直すとともに、子ども家庭センターのびのびひろばで行っている子育て支援事業の受付業務をりばんに移管し、受付窓口を一元化いたします。

施行期日は、4に記載のとおり、令和8年4月1日となっております。

なお参考といたしまして、5ページから7ページ、こちらは改正後の各課の分掌事務をお示しをしております。

そして8ページを御覧ください。臨時組織の設置に伴い、いずれも仮称でございますが、適正事務推進室、市史編さん室の設置規定の制定を予定しております。

続いて10ページから15ページ、こちら三鷹市組織条例の一部を改正する条例、そして16ページ、御覧いただきますと、16ページから18ページに特例条例、そして20ページから、かなり長くなりますが、49ページまで、文化財保護条例の新旧対照表をお示ししております。

また、特例条例の改正に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議案作成時に市長は教育委員会の意見を聞くこととされていることから、こちら50ページとなります、50ページの文書により協議をいたしまして、51ページの文書に異議がない旨、教育委員会から回答を受けているところでございます。

説明は以上となります。

○委員長（加藤こうじさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（吉野けんさくさん） よろしくお願いいいたします。まず1つ目、企画部の組織条例改正内容の平和・人権・国際化推進係が平和人権課に変わりましたとなっています。改正理由のほうで、戦後80年の節目を契機に「創る平和」の視点を加えて、国際交流を含めたとなっています。国際化推進から国際交流へ変わったことについて御説明いただければと思います。

○企画部長（石坂和也さん） 今、係でいくと国際化推進係といったところから、恐らく改正理由の国際交流といったようなところでの御指摘かなと思っているところでございます。課の名称とすると平和人権課ということで、平和施策に国際交流も含めてといったようなところでございます。やはり国際交流としたところにおきますと、やはり国際交流を通して相互理解を深めていくというところ、平和施策に通じるところがあるのかなといったところがありまして、平和施策といいますか、交流を通してということで、平和施策の一環の中で国際交流についても含めていくといったようなところでの交流といった言葉を使ったところでございます。

以上です。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。11ページで、旧、改正前ですと国際化施策という文字がもちろん入っているんですけども、この文字自体がなくなっている、今回なくなっているわけなんんですけど、これまで国際化施策というのは進めていらっしゃったということでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） 今回、課の名称にするときに、どうするかというところの議論の延長線上にあるんですが、今回、平和人権課といったようなところで、それに沿うような形で今回の改正後

[速報版]

については、平和及び人権としたところでございます。ただ、やっぱり国際交流というところについても非常に重要な視点だといったところは私どもも捉えているところでございまして、先ほどの答弁の繰り返しになるところ、重なるところございますが、そういう意味で、括弧して国際交流も含むといったような形で、決してやらなくなつたとかというよりも、むしろ一体となって課として推進していきたいといった思いでございます。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。つまり、国際化施策と国際交流というのは同じような内容だということで理解いたしました。ありがとうございます。

続きまして、ちょっとお伺いしたかったのが、こども家庭庁支援センターのびのびひろばが受付業務がりぼんのほうに移りましたということで御説明いただきましたけども、これはそれ以外の業務というのも、りぼんのほうで引き受けるということでよろしいんでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） 子ども家庭センター、御存じのように、すくすくひろば、のびのびひろば、りぼんとあるところでございます。りぼんにつきましては、令和2年に教育センターに移管したところでございまして、今、育児支援ヘルパーとか子どもショートステイ等、主な受付業務というのはりぼんにほぼあるような状況でございます。その中で、のびのびひろばにファミリー・サポートとか、ベビーシッター、これががあったといったところでございます。これは人員配置にもよるところでございますが、こういった業務をりぼんに一元化したほうが市民の皆さんにとっては分かりやすいんじゃないかといったような中で、りぼんのほうに今回は移管するといったところでの受付業務の一元化でございます。

○委員（吉野けんさくさん） ありがとうございます。そうしますと、そのほかの業務というのはのびのびひろばの係ではやっていなかったという認識になるんでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） のびのびひろば、2階が駅前の保育園になって、3階が広場といったところでございます。残る業務としては、親子ひろばやトワイライトステイ、こちらについては、一時保育もですね、こちらについては従前どおり残るといった形になりました、そういう受付業務、子育て支援事業関係の、こちらについて、今回、りぼんに移るといったようなところで、既存の広場事業、一部、親子ひろば、トワイライトステイ等については残るといった御理解でいいかなと思います。

○委員（吉野けんさくさん） 了解いたしました。ありがとうございます。終わりります。

○委員（山田さとみさん） よろしくお願いします。審査参考資料の3ページからお伺いしたいんですけども、(4)、スポーツと文化部の工、組織規則の改正内容で、市史編さん室というのを新設するということです。こちらは臨時組織ということでございますけれども、その設置期間についてまずお伺いします。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） 今年度から生涯学習課の中に市史編さん担当ということで、今年度からスタートしているんですけども、おおむね10年ぐらいかかるのではないかと思っています。市制施行85周年に向けて刊行をスタートするというようなスケジュールで今進めておりますけれども、そこは刊行がスタートでございまして、刊行を始めるまでに、刊行といいますか、サイトでいろいろな情報をアップし始めるまでに5年、そしてそれを全部出し切るまでにもう5年くらいかかるのではと思っておりますので、おおむね10年計画で今進めているところでございます。

○委員（山田さとみさん） そうなんですね。分かりました。10年。今の担当を室に変えるということなんすけれども、人員を増やすとか、そういったことは考えていらっしゃるんでしょうか。

[速報版]

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） 今、係相当の担当で置いておりますが、兼務も含めて今1.5人で始めたところです。今年は本当に取りかかりの年ですので、それぐらいの人数ですが、やはり正規職員のほかに、例えば月額職員も含めて、あと専門的な人材も含めて人員増が必要となってまいりますので、室に格上げをして対応していくと考えております。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。

次に、先ほど吉野委員からもありましたけれども、4ページの事務の移管のところで、のびのびひろばで行っているファミサポ、ベビーシッター、この事務の受付を家庭支援センターリボンに移管することなんですねけれども、市民への周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） やはり利用者の方に混乱がないようにというところが非常に大事だと思っています。条例をお認めいただいたら、4月1日施行といったところでございます。きっと機会を捉えて、現場、そういう意味では、りぼん、受付のほう、こちらのほうも含めて、SNS、きっずナビ等もあるかと思います。多様な媒体を通して皆さんに情報が伝わるように取り組んでまいりたいと考えております。

○委員（山田さとみさん） ゼひお願いします。その下なんですが、ウの改正理由のところで、子ども・若者政策課への名称変更について書かれているんですが、若者支援を含む総合的な子ども政策の充実を図るためと書いています。今まで若者支援というのが書いてあったとは思うんですけども、なかなか事業として見えてこなかったというところが議会でも話に上がっているところだと思うんですけども、こうした名称変更をする、名称変更ですか、組織改正をすることで、若者支援をきっと強化していただけるんだろうなという期待を持っているんですけども、具体的な内容について、今、言える範囲でお答えいただければと思います。

○企画部長（石坂和也さん） 委員おっしゃるとおり、なかなか若者施策が見える化できていないというか、なかなか伝わってないなというところでは、多世代交流センター、ユースタイム7とか、かなり限定的な取組になっているのかなといったところでございます。やはり名前を変えてじゃあ次何をやっていくんだとなったときに、1つは、幼稚園跡地、こちらの中で子ども・若者相談室というのを設けることを想定をしてございます。そういうたまづ核となる相談機能といったところをきっと設けていくのが1つのかなというところでございます。

さらには、筆頭課になる中で、そういう実態調査などどうしていくのかとか含めまして、これから子ども・若者政策課、こちらが総合力を発揮して、いろんな実態を明らかにしながらどういった課題解決をしていただくかという施策を検討していくことになるのかな。その取りかかりのところは、三鷹幼稚園跡地と捉えているところでございます。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ゼひ期待しておりますけれども、6ページのところで、子ども・若者政策課のところ、(2)、子どもの権利及び擁護に関する事。これが子ども・若者相談室につながっていくんでしょうか。人権擁護機関を設置して、子どもの人権を守れる体制になるのか、その辺りの本気度をこの質問ではかりたいなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） 子どもの権利に関する条例もやっているところと、これから公の施設の条例等含めて議論が含まれていくところだと思うんですが、今回の相談室の中で、やはり子ども、様々に相談する、権利擁護のまづ入り口だと思ってございます。じゃあ、具体的にどういった併走の仕方がいいというのは、やっぱりこれからまだ熟度があるかなといったところがあります。やはり市だ

〔速報版〕

けではなく、関係機関とどうやって連携していくのか、個々のケースにどうやった支援にきめ細かにやっていくのかというところは、やはり今回の三鷹幼稚園跡地での子ども・子育て、子ども・若者相談室の核になるところだと思いますので、そこは条例の審議とともに具体化に向けて議論が進んでいくのかなど捉えています。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ぜひよろしくお願ひします。ありがとうございます。

5ページなんですが、これ、参考1、「組織改正後の各課の分掌事務（予定）」と書いてあるんですが、確認ですけれども、これ、以下のところで下線が引いてあるのは、新たなものだったら、変更に下線を引いているということですね。まずそこを確認させてください。

○企画部長（石坂和也さん） 議員御指摘のとおり、変更箇所についてアンダーラインを引いているところでございます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。平和人権課についてお伺いします。これ課になったということなんですかとも、これまでやってきたことをそのままやるだけではないと思うんですけれども、どのような事業の拡充ですか体制の強化を考えいらっしゃるのかお伺いします。

○企画部長（石坂和也さん） これまでやってきた、どういった拡充、体制のところについては職員配置のところもあるので、ちょっと慎重な答弁になるかなと思うんですが、1つは、平和・人権・国際化推進係としたのは令和6年でございました。人権条例を、人権を尊重するまち三鷹条例の施行に伴いまして、人権施策が入ってきた、をやるということと、その中で男女平等施策も含んで人権施策をやっていくといったところで、まず令和6年に出発したところでございます。そこは一定程度事務として入ってきたのと、やはり今回、「創る平和」、「祈る平和」と「創る平和」ということで、戦後80年を契機に、これから平和条例の改正についても検討しているところでございます。

そういった平和施策についても、一過性のものにするのではなくて、日常化を図っていく、自分ごととして考えていくような施策というのは大事なんだろうなといったところがございます。

ですので、そういった平和施策についても、一定程度厚みを持って対応していく必要があるかなと思っているところでございます。

さらには、先ほどの国際交流というような視点。国際交流協会を中心に外国籍市民の生活支援等を行っているところでございますが、国際交流、都市との交流とともに含めまして、どうやって相互理解を深めながらやっていくのかというところも、やはり厚く拡充しながら組織体制も含めて対応していく必要があるということで、今まで課の中の係、課長がマネジメントということでございましたが、部長がきちんとマネジメントしながら、こういった平和・人権施策を牽引していきたいなと思っています。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。部長、期待しております。ありがとうございます。

次に6ページなんですかとも、新たに（16）番、ではないですね、その下、住協活動等支援法人設立準備担当です。これ具体的に動き始める、これからだと思うんですけれども、ここに人数は十分な、十分な人数を想定していらっしゃるのか、体制について言える範囲でお願いできればと思います。

○企画部長（石坂和也さん） 人事については、どうやっていくかというのは、総務部の範疇ではあるんですが、一定程度、兼務のようなことも想定しながら、なるのかなとは思っています。単独で係だけで閉じる話でもないので、従前の係とのやっぱりコミュニティ創生の係と連携しながらというところになるのかなといったところで、ここはやはり、今、事務局長さんも市のOBの方が結構いらっしゃる

〔速報版〕

ようなところもあるので、一定程度責任を持って対応できるような人的な配置が必要なのかなと考えています。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。生涯学習課の三鷹まるごと博物館に関することが入っておりまして、条例は文教委員会に付託されていますけれども、ここに関してもやっぱりここにしっかり入ってきておりますので、ここに対する強化策についてお伺いできればと思います。

○スポーツと文化部調整担当部長（平山 寛さん） 今回、三鷹まるごと博物館条例ということを制定させていただきます。大きなところは、やはりこれまで実施してきましたまるごと博物館事業というものをしっかりと条例に明確に位置づけることによりまして、継続的、安定的に事業をしっかり博物館事業として実施していくというようなところを大きな目標としております。

今まで実施してきた事業をより多くの皆様に御理解していただくように、こういう形で規則上にも併せて位置づけることで、より明確にこれまでの事業を周知していきたいというふうに、取組を広げていきたいと考えております。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。期待しております。

今度、すみません、7ページの子ども・若者政策課、ちょっと戻ってきたんですけども、(6)の若者支援について先ほども御答弁ありましたけれども、対象年齢、若者の定義についてお伺いしたいのと、あと、若者が相談しやすい、分かりやすい窓口の設置をぜひしていただきたいなと思います。今、どこに相談していいか分からぬ、分かりづらいかなと思っておりますので、窓口の設置についてお伺いします。

○企画部長（石坂和也さん） 若者の定義のところでございますが、30歳をめどにといったようなところでございます。ただ、やはり個別の案件として30歳で切るとかという話でもないのかなというところは子ども政策部で意見交換もしていまして、一定程度、継続的な対応、一定の幅みたいなところは持ちながらやっていくのかなといったところでございます。

窓口のところでいきますと、そういう子ども・若者相談室、先ほどのところ、三鷹幼稚園の跡地だけでいいのか、それともその間どうするのかといったところもあるかと思います。そこはちょっと事業の中でどう工夫していくのかという視点だと思いますので、いずれにしても、ここに行ったら相談ができるんだよというところを分かりやすくアナウンスしていくというのが大事だと思っていますので、この条例改正組織だけではなくて、といった周知の仕方というのを、所管部、子ども政策部とともに連携しながら取り組んでいきたいと思います。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。ぜひ分かりやすい周知をお願いしたいと思います。

その下の子ども家庭課のところで、(5)、専用市長印等と書いてあるんですけども、これはなぜ追加されたのかお伺いします。

○企画部長（石坂和也さん） 今まで子ども家庭課が筆頭課であったんですが、部長印の管理も含めてここで対応するということで、「等」がついた。

○委員長（加藤こうじさん） 続けてお願いします。

○企画部長（石坂和也さん） すいません。この下のほう、専用市長印は、子ども家庭支援センターの市長印。センターの市長印です。すいません。上のほうは、筆頭課に伴って専用の市長印が入ったということで、それはセンターの市長印が残るということで両方入っているという、そういう御理解くだ

[速報版]

さい。

○委員（高谷真一朗さん） 特に質問というか、ないんですけど、最近組織改正が多いですよね。なかなか覚えづらいというところもあって、困るんですけども、でも、名は体を表すじゃないんですけども、職員の人たちが考えて、組織を変えて取り組むという姿勢には賛同いたしますので、いろいろと人員の配置ですとか、大変だと思いますけども、頑張ってくださいというところです。

今年でしたっけ、児童青少年課から子どもの居場所ということで教育委員会のほうに学童と地域子どもクラブが移管されましたよね。7ページの(5)では、子どもの居場所に関することというのがここに入っているんですね。さっきおっしゃっていた三鷹幼稚園の跡地のことだとか、いろいろあるのかもしれませんけど、地域子どもクラブや学童保育所とここに書かれている市側の行う子どもの居場所というのはどういう関連性があるんでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） 令和7年度の予算においても、子どもの居場所づくりの方針を定めるといったところを頭出ししているところでございます。そこは、例えば多世代交流センター、むらさき子どもひろばも含めて、さらにはやはり地域子どもクラブ、学童も居場所だといったところがあります。

ですので、移管して教育委員会の事務ということじゃなくて、そういう居場所の中でどういったところが適材適所であるのかというところについては、教育委員会と連携しながら進めていくと承知しております。

○委員（高谷真一朗さん） 分かりました、どんどんどんどん職種を広げていってぐちゃぐちゃにならないように交通整理をしながら進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 最初に私も本当に相次ぐ毎年の組織改正、ずっと続いて、ここ最近ずっと続いて、これ誰だっけ、この話誰に聞くんだっけというのも、毎回おたくでいい？って、あなたでいい？というのをやらなくちゃいけないというのはちょっと戸惑っておりますが、実際職員としても、事務の分掌が変わることによって、引継ぎとか、継続性とか、専門性とかというような、そういうことが毎年改正してしまう、特に子どものほうは、今日はいないけど、本当に大変なんじゃないかな、これって思っているんですけども、その辺りの混乱とかというものに対する今回の組織改正のデメリットはどのように受け止め、考えているのか。

○企画部長（石坂和也さん） デメリットというか、デメリットをなくすようにどうしていったらいのかなというところのアプローチなのかなとは思っております。やはり、今まで、例えば、随分前でいくと3月に条例改正していることもありました。そういう意味で周知期間も含めて11月に大きな方向を出して12月にやっていくという形で、丁寧に移行期間をつくるというのはここ数年の取組だと私どもは理解しているところでございます。

そういうことで、間を一定程度取ることによって、市民の皆様もそうですし、職員についても周知が進むといったようなところございます。

さらには、いろいろ部署の新設にも応じるところがございますが、一定程度職員のほうの発意に基づいて、こういった事業についても組み直すといったところもあるところでございます。

そうしたところから、一定程度受けて、この事務初めて来たというようなところもあるかと思うんですが、適正事務の管理のマニュアル化とか、そういったのを含めて、業務を標準化する、さらにはそういった周知期間を取る、円滑なコミュニケーションを日々から取っていく、そういったところ、そうい

[速報版]

ったデメリットが極力生じないような形での運営に努めてまいりたいと考えています。

○委員（野村羊子さん） そうですね、マニュアルとか標準化とかという話はしていましたけど、同じようなものは同じような、その独自の文化じゃなくて、ちゃんと府内一律のというふうな話も前やっていたと思います。それはそれで、移動することによって、移ることによって、その違いが見えて、どっちがよいかというようなことの業務の見直しはできるかと思いますけども。本当に引継ぎとか、あれ、これ前はこうやっていたはずなのにどうしてこうなっちゃうんだろうみたいなことが、それこそ政策の受け手のほうで起きると、またマイナス面というのは、デメリット面は出てきてしまうのかなというのはちょっと心配するので、丁寧に引継ぎができるようにしてほしいと思います。

それで1つずつ行きたいですが、企画部の平和人権課ですね。これ、中黒入らないんだよね。中黒入らない。平和人権とつながっていきます。今、国際交流の話が出ましたけど、国際化推進というのと国際交流は、やっぱり捉える意味、イメージが違うんじゃないのと。今必要なのは、三鷹にいらしている、住んでいる、あるいは暮らしている、あるいは一時滞在する、そういう人たちをどう受け止め支援するかということじゃないのかと思うと、交流でいいのか。国際化推進というのもちょっと微妙に違うのかもしれないけど、その辺りはどのように受け止めていますか。それと国際円卓化会議というのはこここの分掌事務のところには位置づけられてないんですけど、今まで位置づけられずに、位置づけられない会議としてあるのかというのをちょっと確認したいと思います。

○企画部長（石坂和也さん） 後段の円卓化会議のところでいくと、これまでもなかったところではございますが、そこはきっちと2期の、2年の任期でやって、提言書を受けて、そういった意見書を受けた中で、令和7年度については防災のガイドブックを作るなり、施策にも反映しているといったところでの貴重な市民の声を聞く会議になっているといったところでございます。

最初の部分の国際交流と国際施策といったようなところでございますが、それほど大きく違いはないのかなとは思っているところでございますが、1つは国際交流協会というところでございます。国際交流協会のところでいきますと、交流して、理解して、支援につなげていくというような大きな柱があります。ですので、そこは国際化施策の推進というところとそんなに変わらないのではないか、目指すところは、と思っているところでございます。

ですので、国際交流、交流するだけではなくて、そういった理解、支援、そういったところは非常に重要な、まず入り口の部分がこの交流の部分なのかなと捉えているところでございます。

○委員（野村羊子さん） 三鷹国際交流協会、いろいろ、いろんな事業活動をしていますけども、ここにあるのは連絡調整という言葉が入っています。関すること、単なる関することではなくて。というのは、施設に関して割とそれに関すること、管理運営に関することとなるけど、例えば生涯学習センターだと管理運営に関することになるんだけど、国際交流協会との連絡調整に関することとなっている。このことは施設の管理運営というのはここに入っているという理解でいいでしょうか、確認します。

○企画部長（石坂和也さん） そこはそれほど厳密にこの部分が入っている、入ってないという区分けというよりも、国際交流協会と連携しながら、当然施策もやっていきますし、施設管理についてもやっていくと私どもは捉えています。

○委員（野村羊子さん） 分かりました。指定管理は指定管理だからね。それで、新たにここに人権を尊重するまち三鷹審議会、これは今年度から入っていると思いますけども、これは関することって入る。人権擁護委員に関することももともと入っていたものです。人権相談というのを今担当課でしてい

[速報版]

ると思いますが、これは今度、平和人権課で受ける人権条例に関する人権相談ですね。それはこちらで企画、今まで企画でやっていたと思うんですけど、こっちで受けるということになるのかというのを確認します。

○企画部長（石坂和也さん） 人権を尊重するまち三鷹条例に基づく人権相談については、こちらの平和人権課で受けるといったところの整理でございます。

○委員（野村羊子さん） 電話を取る可能性のある方々に全員に相談に関する研修はやっぱりちゃんとしていただきたいと思います。人権について相談しようと思っている人がどういう思いで電話してくるのかということは、単に必要な課につなぐということではないんですよ、話を聞くというのは。やっぱりそこは相談という業務の受け止め方が違うなと思っているので、そこはそれでちゃんと研修を含め、相談とは何かということを分かってほしいなと思います。

それで、人権施策にしても、男女平等施策にしても、外国人支援にしても、庁内全ての事務事業に関わる、通底するもの、基本的な。課になることで逆にこれきちっとそういうふうに、課長が先頭に立ってじゃないけど、ほかの課長にこれちゃんとやってよって言えるようになってほしいと私は思っていますが、方向性をちょっと確認します。

○企画部長（石坂和也さん） いろいろ御意見いただくところもあるだろう。今でも頑張っているのというのは頑張ってやらせていただいているところではございますが、そういう意味でいくと、今も庁内連絡会議、人権、男女を含めてやっているところでございます。そこは単純に単なる情報共有の場にとどまらないような形で、今も意を用いて対応しているところでございます。

具体的に人権のところでいけば、今こんなことやっているというよりも、むしろ、あくまで一般論の中での相談の困ったときにどう対応していくのかみたいなところの共有だとか、認知症や子どもの権利に関する条例についても、進捗状況に応じて各課の視点での問題提起も行っているといったようなところでございます。そうした中で、今度、課として独立していく、課のマネジメントの中で、市長や部長の命を受けながら、先頭に立って課長がマネジメントをしていくということを私ども、期待しているところでございます。

○委員（野村羊子さん） 適材適所をぜひ求めたいと思いますが。女性施策の中で、困難女性、困難女性支援法が施行されて、DV法もそうですけども、それはむしろ子育てのほうにいるわけですよ、今。本当に困難女性支援法というのは、女性だけ、単身だろうと、年齢が幾つだろうと、そういう困難なところにいる女性を支援するということで、子育てのほうに相談に行くとは思わないんですよ。30代、40代の単身の女性が困って、だって鬱になって仕事できないし、ただ単に生活保護というわけではなく、どういうふうにやりくりできるのかとかというふうなことで、子育て支援課へ行かないですよ。そういうときにやっぱりちゃんと平和人権課で受けられるのかという、そういうところはもう一回見直す必要があるんじゃないかなと思うんですが。

つまり、子育てのほうは、母子、父子、寡婦福祉に関する相談支援はあるんだけど、単なる女性、母子でもない、寡婦でもない女性に対するのは入っていないんですよ、言葉としては。分掌事務としてはね。そこはちゃんとどうするのかというのを検討して位置づける必要があると改めて思うんですが、今ここには入ってこないけど、やっぱりその中に含むというふうなことが、どっちに含むのかみたいなことをちゃんと確認していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） 困難を抱える女性の支援のいわゆる支援調整会議ですよね。それにつ

[速報版]

いては、男女の計画の中にも位置づけて検討していくといったところでございます。実はもういろいろ内部では検討している中で、そういった独立した体制がいいのかというところの中で、これからまだきちっと、いずれかのタイミングでのお話だと思いますが、実際に重層的支援とかいったようなところでいったら、女性の方も当然対象になっているというところがあります。そういった中で、どういった関係機関をつないでいくのかといったところは私は大事だなというのはこの間議論を深めていて思ったところでございます。

ですので、いろんな多分窓口は、相談の窓口はあるかと思います。そこを単独で解決できない場合にはこういった連携の場があるんだといったところをどこに整理していくのか。それについては、なるべく早急に方向性を定めて対応していきたいといったところと、まさに女性相談支援員が今いるといったところについては、やはりどういった配置の仕方がいいのかといったところは、企画部門と子ども政策部門との役割分担をどうするのかというのは、これからも引き続き対応していくのかなと思いますが、いずれにいたしましても、困難を抱える女性の支援に関しては、従前の支援体制も含めて、今検討を進めている最中でございます。

○委員（野村羊子さん）　　相談したいと思った市民がどこに行ったらいいのか分かるということが大事なので、それも念頭に置きながら整理をいただきたいと思います。

総務部で法務監の下に適正事務推進室を置くと。法務監というのは今まで単独であった。法務監を支える事務というのは誰がやっていたのか。それは今までも、これからも変わらないで、適正事務だけ直轄で置かれて、推進室は適正事務に関するこだけをやる。法務監はそれだけじゃないですよね。もっと幅広くやっていると思いますけども、その関係性はどうなのでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん）　　法務監も、おっしゃるとおり、例えば政策法務の研修だとかというところをお願いしたりとか、法律相談の事務を実際に相談を受けていただいているというところがございます。

そうした中で、委員おっしゃるとおり、今回は、法務課が直轄でやる組織については、適正事務についてやると。その余については、これからもちょっと内部の調整があると思うんですが、基本的には政策法務課のほうで対応するのではないかなど今整理はしています。

○委員（野村羊子さん）　　分かりました。これも臨時に言っても、先ほどあれがあった、これ何年くらいを想定していますか。

○企画部長（石坂和也さん）　　ちょっと具体的に何年といったところあるんですが、やはり臨時とした理由については、集中的にやはり仕組みを構築していくといったところでございます。やはり適正事務については、事後的な対応となるのが非常に多くなっている中で、どういたら予防保全的な対応ができるのか。じゃあ、マニュアルについても一定程度棚卸しをして、どういった管理がいいのか、そもそもこのマニュアルがいいのかというところに、ここを期限を切った中で答えを出していくと、仕組みとして構築していくというところが大事だと思っていますので、ちょっと今の段階で何年とは言えないんですが、そう長くなく、短期間で答えを出していくと私どもは認識しております。

○委員（野村羊子さん）　　担当者はすごく大変だと思うけど、ちょっと頑張ってもらうしかないですね。

生活環境部です。先ほど出た住協の担当をつくります。それなりの住協のほうにいる事務局長は元市の部課長のクラスの方たちなので、逆に話は分かるけど、それなりにちゃんと対応していかないととい

〔速報版〕

うところで、これをちゃんと担当を決めてというふうなことで話は聞きましたが、本当に法人設立は結構、2027年設立予定でやっていますけど、かなり法的に難しい部分とか検討しなくちゃいけない部分がいっぱいあると思うんです。その辺のことを見据えて、体制って本当に大丈夫なんだろうかというか、いいのか、それでというのはちょっとと思うんですが、その辺り、どの程度考えて対応しようとしているのかというのを確認します。

○企画部長（石坂和也さん） 体制大丈夫なのかというところで言っても、まだ検討の俎上というか、入り口にたどり着いたところなのかなと思うんですが、じゃあ、既存、どういった組織体制にしていくのかによっても全然課題感は違うんだろうなと思っています。1つの法人、住協を残しながら新しい法人をつくるのか、それが一体となっていくのかみたいなところになったときに、じゃあ、いわゆる指揮命令系統みたいなのはどうなっていくのかといったところは、まさにこれからの中協の新法人というのがどういった立ち位置というか体制になっていくのかというところとセットなんだろうなとは思っています。

そういった、じゃあ、住協に今いる職員はどうするんだ、就業の問題をどうするんだというところもあるかと思いますので、そういったところについては、やっぱりどういったことをを目指していくのか、それで何が必要なのかというところについては、一定の課題の整理というのを聞いているところではございますので、令和9年度のそういった新法人の設置に向けて課題を潰していくというのが、やはり令和8年の4月、今もやっていますが、それを新組織にすることによって加速度的に取組を進めていくといったところだと認識をしております。

○委員（野村羊子さん） 集中的にやるんだと思うので、結構これも担当者は大変だなと思っていますので、ちゃんと周りが支えるというか、そういう体制が必要かなと思います。

スポーツと文化部行きますね。博物館と文化財の保護に関する移管します。本来、社会教育ですよね。図書館、博物館、公民館などの社会教育施設、それが教育委員会の所管であるものが、特例条例を定めれば自治体、市長部局でやっていいよと。補助執行じゃなく移管することができるよと変わったので、こういうことになりますというふうなことですが、このことによって本当に博物館の機能、使命、やはり社会教育としてそこにある調査、研究等々のね、それがきちんと維持されるのか、機能できるのかということをまず確認したいと思います。

○スポーツと文化部調整担当部長（平山 寛さん） おっしゃるように博物館と文化財の保護につきましては、特例条例で移管されるというような、移管できるというような形にはなっているんですけども、まず社会教育というところ、生涯学習課で今所管しているところで、教育行政の中で、学校教育と社会教育というところの一体性というようなところもしっかりと法的にうたわれているところでございますので、そういったところをしっかりと意識して取り組んでいきたいなとまずは考えているところでございます。

その中で博物館というところの今御質問いただいたところでございますけれども、この博物館について、三鷹まるごと博物館条例の中にも市民の学びの向上に結びつけるような条文も記載しておりますので、そういったところでしっかりと社会教育的な市民の学びの向上というところに意識して取り組んでいくということを考えているところでございます。

また今回、いろいろと社会教育という面でございましては、文化財の保護の関係につきましても、そういう側面で、今、「みたかえる」にございます12万年前からの地域の変遷のものにつきまして、

[速報版]

学校に巡回するといったような学校教育との連携などもしっかりとやっているところでございますので、そのように御理解いただければと思います。

○委員（野村羊子さん） 教育委員会から社会教育に関わるものを市長部局に移管した場合のデメリットとして、1つは、専門職の人材の確保という問題、この間やりましたけども、社会教育主事さんいないとか言われて、本来だったら教育委員会にいなくちゃいけないと思いますけども、社会教育の中立性、専門性をどう担保するのか。特に今回の移管の中で、政府のほうで言っているのは、観光とか、商業振興とか、そういうのにつなげてやっていこうみたいな話があって、それよりもやっぱり博物館なりが持つ専門性をいかに後世に伝えていくかというふうな、そういう機能をきちんと維持しなくちゃいけない。それを市長部局に移してできるのかというところの辺りはどう考えていますか。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） 質問議員に対してわざわざ申し上げることではないかもしませんが、6ページの生涯学習課の事務分掌、ここは新しくなって、もとからこういう記載でございましたので、下線が引いていない部分ですが、社会教育、補助執行を含む生涯学習の振興に関するのを、平成29年にスポーツ文化部ができました際にこういう条項にして生涯学習課が担当するとうたってきているわけでございます。

社会教育は、教育委員会、教育部の所管事項でございますけど、私どもが補助執行という形で事務を担わせていただいているという事務でございますので、今回、この間の法の改正などがありまして、平成29年時点ではできませんでしたが、文化財に関する事務、そして今回まるごと博物館を位置づけていく中で、博物館に関する事務も、スポーツと文化部が特例条例で所管をするという形になりますが、先ほど質問議員おっしゃいましたとおり、当然のことながら、その2つの事務には社会教育の側面が非常に色濃くございまして、そしてそれは私どもが教育部と連携をしながら補助執行という形で市民の皆さんの学びの向上ということに資するということを大前提にして取り組ませていただくものだと考えています。

今までと違って教育委員会にお諮りをしてという部分がなくなるという面はもちろんございますけれども、じゃあ、委員会に諮らないからといって関係性が薄れるということではないと思っておりまして、私どもが単独でやらせていただく事務になった後も、きちんと報告をし共有をして御一緒にやっていくということが当然のことだと思っておりますので、そのように御理解をいただければと思います。

○委員（野村羊子さん） 移管後もやっぱり教育委員会のほうに社会教育とか、博物館とかというふうなことに対する責任というのはやっぱり残っていくんだと思うんですけども、その辺り、今、報告し、共有し、だから諮ることはないけども、そういうことをするんだという話ですけども、その辺りの連携、役割分担というふうなことにもなると思うんですけども、定期的な協議とか、そういうことで確認をしていくのか。教育委員会と市長部局、総合教育会議ですか、年1回とかやってますけど、そうじゃなくて日常的なことでそういうことをきちんと諮って、教育という中にある社会教育がきちんと図られるか。教育委員会としても本来であればチェックしていく必要があると思いますが、その辺りのやりくりの仕方はどうでしょうか。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） この後、教育部長からも答弁があるかもしれません、まずスポーツ文化部側から申し上げさせていただきますと、平成29年にスポーツと文化部ができたところから今に至るまで、スポーツと文化部調整担当部長が教育部理事を兼務をさせていただいておりまし、生涯学習課長、スポーツ推進課長も、教育部の位置づけも持たせていただいております。それから、

〔速報版〕

教育部の調整担当部長もスポーツと文化部の理事を併任をすると、兼務をするという形になっておりますので、人事的な意味でもそういう位置づけもきちんとクロスオーバーするような形で。なので、私はその位置づけがないので、私はお邪魔をしないんですけども、うちの平山やハ木が教育委員会に毎回必ず出席をし、自分で報告をするというような体制をこの間ずっと取り続けておりますし、今後もそうさせていただこうと思っておりますので、日常的に報告、共用するのが用意をされていると考えております。

○教育委員会事務局教育部長（高松真也さん） 教育委員会のほうからも御答弁申し上げます。以前の生涯学習、文化、スポーツに関する事務移管または組織改正以来、今スポーツと文化部長お話し申し上げましたとおり、市長部局との連携で総合的な施策推進を図るということを基本的な方向性としていると思っております。

そうしたところから、スポーツと文化部の職員も、教育部の身分を併任をしまして、毎月教育委員会の定例会に出席をしていただき、事業の報告を行うなど、日常的な情報共有、総合的な推進にも努めているところと思っております。

社会教育の振興において、引き続き教育委員会が積極的な役割を果たしていくことが重要と認識しておりますので、今後も、総合行政の下でしっかり市長部局との連携を図りながら全市的に効果的な施策推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（野村羊子さん） 博物館については、条例をつくるということで、それはちょっとここでは触れられませんけども、でもやっぱり、ある意味市長部局に移ることで、やっぱり本来の移していいよという、その目的が、観光とか、経済的なにぎわい創出とか、そっちにPRをするような、そっちのほうにやりやすいからというふうな方向性がやっぱりあると思うんですよ。そこで、市長もそれに近いこと言っていると思いますが、やっぱりそこだけで、この文化財保護なり博物館行政なりが動かされはいけないと思うんです。そこが本当にちゃんと位置づけられるのかという、私はやっぱりどうしても懸念は残るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん） まるごと博物館条例の中身につきましては文教委員会にお諮りをしていますので、そこはあまり深く触れずにと思いますけれども、今回、例えば博物館の事務をこちらにというのはもちろん、条例を施行して、今まで事業として行ってきたものに条例という形で枠組みを与えて位置づけていきたいということを私どもから提案をさせていただくと御理解をいただければと思っております。

スポーツと文化部になりまして、生涯学習課が事務移管をされて、そしていわゆるエコミュージアムと過去呼んできましたような様々な取組、文化財保護、保護をするだけじゃなくて、それを活用して市民の皆さんに共有をして三鷹のことをよく知っていただくというような取組というのは、生涯学習課がスポーツと文化部になる前からもちろんですけれども、なりました後も脈々と担当者が苦心をして続けてきました活動でございます。

まるごと博物館、エコミュージアムという言い方が分かりにくいからということもあってまるごと博物館という言い方に直して、そしていろんなボランティアさんに御協力をいただいたりとかして、いろんな活動をこの間やってまいりました。文化財に関する展示を光のホールなどでやらせていただきましたけど、大変評判がよくて、短期間で終わってしまうのがもったいないと毎回言っていたいただいておりま

[速報版]

す。

私どもは、市長部局に持ってきて、それで何か違う意味が、もちろん新たな総合行政の中で新たな意味が付与されるという面はもちろん期待をいたしますけれども、今回、このような事務移管もし、そして条例もお諮りをするというようなことをしておりますのは、私どもが、うちの職員たちが、脈々とやってきた熱心な取組にきちんと形を与えて、継続性を持たせていきたいと思っているからです。それはまさに市民の皆さんと社会教育、生涯学習の立場で、三鷹の文化財を、そして文化遺産をきちんと市民の皆さんと共有する枠組みをきちんと持ちたいからという、博物館や文化財保護の本来目的に立ち返ってきちんとそこを根差していきたいと思うからでございますので、そのところはぜひ御理解をいただければと思っております。

○委員（野村羊子さん）　　いや、それはだから教育委員会にあってもできるんじゃないのというふうなね、それは私としては。教育委員会のほうがやっぱり専門職をちゃんとそこに置くということが可能だと思うんです。市長部局、どっちにしても職員は異動してしまいますけども、その辺り在り方というのはやはり私は課題が残るんじゃないかなということは意見として言っておきたいと思います。あんまり長くなつてもぶつぶつと思いますが。

市史編さんに関しては、結構大きなことになると思っているので、10年かけてというのは、先ほど聞いてなるほどと思いました。結構大変な話で、ほかの近隣市の様子を見てもかなり委員会、専門委員会みたいなものを幾つも、分科会みたいのをやって、いろいろやっているというような状況を見ると、あれくらいのことがどこまでできるんだろうかというのは、これから状況だと思うので、そこはそれこそここに専門性のある方がどれだけ位置づいて一緒にやれるかということだと思うんです。その辺りの体制、職員の体制というよりは、協力関係の人みたいなことは、その辺りどの程度考えていますか。

○スポーツと文化部長（大朝摂子さん）　　市史編さんについて今本当に就いたばかりというところで、今専門家の先生方にいろいろお願いをしたりお諮りをしたりして体制を今整えようとしているところでございます。三鷹で長らく文化財保護審議会でいろいろな専門家の先生方にもお世話になってきておりますし、三鷹ならではの人脈を生かしてその辺はきちんと整えていきたいなと思っております。

○委員（野村羊子さん）　　本当に幾つも委員会みたいのをつくってやっているというふうな、分科会とか見ていますので、丁寧にこれはやっていただきたいと思います。

子ども家庭部ですが、先ほどのびのびの位置づけを変えるというのがありましたけど、それはそれで。りばんのほうで全体的な子ども施策、支援策を全部そこで受け付けてコントロールするという話、コントロールって変な言い方だけど、この人にはこれとあれとこれとそれと使えるんじゃないみたいに、そういうようなことがちゃんとできるのかという。これが使えなくてもこっちがあるよみたいな、そういう総合的に見てちゃんとその人に必要な支援が提供できるようにそれでなるんでしょうかねというの、今答えられないかな、どうかなってちょっと確認だけしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん）　　そういうふうにならなくちゃいけないというようなところと、子ども・子育て支援制度が出てきたときに利用者支援という項目ができたと私も理解しています。ですので、適切な相談に乗って、どこにつないでいったらいいのかというところについては、各事業の中でもやられているといったようなところでございます。

窓口が一元化するというのは非常に分かりやすいというところがありますので、先ほどのところではそれを知つてもらうために何をしていくのかといったところと、窓口の職員自体も、やはり制度につい

〔速報版〕

て知悉しないと御案内もできないというところもありますので、きっちと窓口の一元化に伴ってスキルアップというのもきっちと両立してやっていく必要があるかなと思っています。

○委員（野村羊子さん） それで、子ども・若者政策課を今度筆頭にすると。去年筆頭を変えたところなのに、ちょっと大変じゃない。わざわざ総務課とか子ども家庭課つくったのになって思うんだけど、そこはなぜ筆頭を変えなくちゃいけないということになったのか、もう一回説明してください。

○企画部長（石坂和也さん） やはり子ども家庭課、子ども家庭支援ですから、母子保健ですね、を主にメインでやっているところでございますが、やはり今後のいろいろ御指摘いただく中でも、やっぱり若者政策の支援といったところについての重点化についてもつけていかなくちゃいけないというようなところもあるというところと、今年度、先ほどもありました令和7年度の居場所づくりみたいなところですよね。そういう総合的にどうやっていくのかとなったときに、そういうサービスを使っている人、使ってない人、子ども施策に関わっている人、関わっていない人も含めて、やっぱり広く連携を取りながらやっていくという中で、児童青少年課が今まで担ってきたところをさらに磨き上げて拡大していくといった中での今回の筆頭課といったところで、そういう若者施策についてできるところをまずきっちと見定めて対応していくといったところで私は理解しています。

○委員（野村羊子さん） 子ども・若者政策課って名前を変えて、位置づけを変えるだけで、筆頭課は、子ども家庭課の、わざわざね総務係とかつくって対応しようとしたんだから、そっちでいいんじゃないのって。やっぱりこうやって移動する、それを今やっていた人たちが、職員が移動して、課の人数がそれぞれ変わっていくということなのかもしれないけど、やはりこれは本当にころころ変わり過ぎ、変え過ぎなんじゃないかと。若者政策をきっちと位置づけたいというのは、単に政策課の名前を変えてここをやるぞというだけで十分じゃなかったのかともう一回確認します。

○企画部長（石坂和也さん） そういう御指摘に対して、きちんと真摯に受け止めていきたいと思っています。私どもの思いとすると、やはり子どもの、例えば子どもに関する施策というのは、子ども政策部単体ではなくてというようなところもあって、そういう全体調整をしていくというところも含めて、この課で担っていくんだといったようなところでの思いを始めたところでございます。

やはり子ども施策、子ども政策部で単体で完結するような内容でもないといったところでございます。そういうた、保育を使っている人だけではなくて、保育を使っていない家庭、そういう全体像を把握していくということで、筆頭課、子ども政策を束ねるといったような中で位置づけを新たにして、施策についていろいろ御指摘あるかと思いますが、推進してまいりたいと考えています。

○委員（野村羊子さん） 家庭と若者とね、その位置づけ、言葉の意味合いというふうなこととは思います。やはり組織をつくっていくときの意味づけとか、そしてやっぱりそれになじむ、業務になじむというかね、やっぱりその辺りの在り方、それは、位置づけ、理由づけはいくらでもできるので、子ども政策、子ども・若者政策課という名前にするのは、児童青少年課よりも分かりやすくていいなと思うんですけども、今の時代に合わせてね、それはそれでいいんだと思うんですけど、わざわざこれを筆頭にするという意味が、私にはやっぱり理解、今の話でも理解はできない。子ども家庭課が連絡調整やってもいいわけだし、子ども政策課がやってもいいわけだけど、子ども施策をちゃんとやるんだということは、例えば子どもの権利に関するこども・若者政策課がやるからここがベースになるんですけど、その位置づけでそれで十分じゃないですか。でも、筆頭課として、全体の調整、総務的な庶務的なことを含めて担当するというふうなこととまた違うと思うんですよ、それ。それはどうしてもやっ

[速報版]

ぱり筆頭にするという意味があったというふうなことですかね。やっぱりちょっと納得できないのもう一回。

○企画部長（石坂和也さん） 組織にもいろいろあると思います。例えば企画経営課でいうと企画調整係というのが、企画経営課ございますよね。それは全体的な調整を担うセクションを筆頭課に置くといったところでやっているところでございます。それを横引きするような形で今回の子ども政策部については、筆頭課にして、全庁調整を図っていくんだといったようなところでの位置づけでございます。

○委員（野村羊子さん） 子どもの権利、条例、今できて、これからどうなるか、これからまだもう1年かけてつくってやっていくのは非常に重要なことだと思うので、それはそれではありますが、組織変更によって対応を迫られてしまう落ち着かなさというか、そのことによる業務の煩雑さみたいなことを考えると、ちょっとやっぱりなかなかどうなのがなというふうな印象は残りますということだけ言っておきます。ありがとうございます。

○委員（大城美幸さん） 大分時間もたって、皆さん、お疲れだと思うし、質疑も大分されたので、3つに絞ります。1つなんですが、参考資料の1ページ目の平和人権課。5ページにそのことが書いてあります。これもあって、課長がマネジメント、今後は部長がマネジメントをして進めるという御説明がありましたが、そのことによって部長が直やるということによって職員が萎縮しないかって、ちょっと心配なのと、人によるとは思うんですが、5ページの平和人権課の(1)の憲法施行記念行事、非核平和事業に関することとありますが、ここは市民との協働で講師を誰に呼ぶかとか、いろいろ話し合ってこれまでも決めてきたと思うんです。今回の部長がマネジメントをして部長直轄になると、これは市長部局の権力というか、意見が、意向が強くなり過ぎないかということを懸念しますが、いかがでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） そういう意味で、まず部長が誰になるかという属人的なところは別にして、萎縮しないような形といったところでございますが、1つは、やはり今までいくと、企画経営課の係の中でいろんな調整係があつたりとか、計画行政から参加と協働、幅広い統計もやって、国勢調査もやっています。そうした中で、やはりこれを独立させることによって、課長がその課を係相当でやって、きめ細かくできるというところと、そういう意味でいくと、課長が判断できるところは意思決定が速やかになるんだろうなというところがございます。課長と部長がきっちり連携する指揮命令系統を明確にしていく中で、課題についても共有できますし、速やかな課題解決というのも逆に私はできるんじゃないかなと思っているところでございます。

そういう意味でいくと、例えばそういった組織体制、課になったから、急にそういったやり方が変わるとかというよりも、これまで市民の皆さんと協議しながら、例えば講師の選定では市長にも協議したりとか、そこについてはこれまで同様ですし、これからも変わらないやり方で対応していきたいと思っています。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。最後にもう一度関わっていますけど、2つ目が、2ページの住民協議会の新設、2027年度に法人設立に向けてですが、今回、住協の指定管理が10年で、別のところに委託になっていますが、その10年の指定管理と、この法人設立はもう27年ということになりますが、その関係はどうなっているんでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） そこはやはり新法人というのがどういった業務になっていくのか、逆に言うと今の住協が何に残るのかといったところと全部セットなんだろうなということでは思っていま

[速報版]

す。今の住協でいきますと、そういった施設の維持管理も含めて10年ということで、その施設のために設立した団体ということで10年と指定しているというところでございますので、そこはこれから議論の、令和8年度にどういった組織形態、何を担うのかといった中で、必然的に答えが出てくるのかなということで、今の段階でそれが変わる、変わらないところについてはちょっと言及は差し控えたいと思います。

○委員（大城美幸さん） 法人の設立が先になっちゃう。先じゃないな、指定管理がもう10年と決まっちゃうの、法人が途中で決まって、法人の理念とか何とか、そういうのが大幅に変わったりとかしちゃったらどうなっちゃうんだろうという危惧があるので、心配しているところですが、そこは、今の住協と既に話し合いが行われているようにも聞いていますが、うまく調整されると認識していいでしょうか。

○企画部長（石坂和也さん） 住協の職員が連携役、コーディネーターを担っていくようなところと、住協活動の活動支援を強化する体制ということは、コミュニティの創生の計画の中でも位置づけているといったところでございます。その中でも計画期間内の事務局機能の法人化というところを明確にしているところでございますので、そこはやはり機能をどうするのかというところをまずきちっと皆さんと合意形成を図った上で、じゃあ、その次のステップとしてどういった法的な手續が必要なのか、条例改正が必要なのかというところのステップなのかなと思うので、やっぱり段階を追いながら丁寧にやっていく必要があるのかなと思っています。

○委員（大城美幸さん） 分かりました。じゃあ、3番目、最後の質問ですが、先ほど来、この組織改正、いろいろいろんな課にまたがって、連続、毎年のように組織改正が行われていますが、今回の組織改正によって、職員が、所管事務が明確になり、そのことがきちんと周知され、働きやすい環境になると考えていいのか、あと、市民への周知をどう考えるのか。

○企画部長（石坂和也さん） そういう意味でいうと、組織改正の中で、今回の私どものほうでいくと、平和人権課、やることがやっぱり明確になりますし、やはり「創る平和」というのをどうやっていくのかというところを、こういった形で課になることによって推進力を持ってやっていくというところについては、職員も見える化というんですかね、できまし、私、部長職も含めて、一層のマネジメント体制を構築する中でさらに深めていく必要があるかなと思っているところでございます。

ですので、こういったそれぞれ例えば市史編さん室でいきますと、やっぱり長期間かかる、一定の規模になるというところで、やはりそれだけの体制を組んでやっていくんだなといったところについては、やっぱり職員についてもやはりやりがいと安心にもつながるのかなと組織面では捉えているところでございます。

また、条例改正で、今議案にも出しているところでございますが、きっちと4月1日以降の体制についても分かるような形での広報というのは努めていきたいなと思っています。

1点追加でちょっと、答弁関係なくなっちゃうんですが、答弁に関連するんですが、先ほどちょっと答弁訂正ちょっと1点したいところがございまして、子ども家庭支援センターの市長印というところで、山田議員ございましたが、すみません、子ども発達支援センターの市長印でございました。家庭センターではなく、発達支援センターでございました。すみません。支援センター、すみません、そこ最後訂正させていただきます。失礼しました。

○委員長（加藤こうじさん） よろしいですね。

[速報版]

以上で本件に対する質疑を一旦終了いたします。

- 委員長（加藤こうじさん） 休憩いたします。
- 委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。
- 委員長（加藤こうじさん） 議案第70号 赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定について、本件を議題といたします。

本件に対する市側の説明を求めます。

- 安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 私のほうから議案第70号 赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定について、御説明差し上げます。

お手元の審査参考資料1ページを御覧ください。1の対象施設は、赤鳥居通り駐輪場ほか20施設ということで、令和3年度より5年間の指定管理を行ってきた赤鳥居通り駐輪場ほか19施設と令和4年度より4年間の指定管理を行ってきた禅林寺通り第4駐輪場、これらの指定管理を一本化して、株式会社まちづくり三鷹を指定管理候補者として選定したいと考えております。

2の指定期間ですが、令和8年4月1日より令和13年3月31日までの5年間としております。

指定管理者の選定方法ですが、これはこれまでの実績を踏まえて非公募といたしまして、三鷹市公の施設指定管理者候補者選定評価委員会による審議を経て、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき選定したいと考えております。

続いて指定理由について御説明をいたします。指定に当たりましては、事業実施計画と収支計画、また経営状況等を審議しております。

11ページを御覧ください。指定管理者候補者審議結果になります。1つ目、事業実施計画についてです。三鷹市駐輪場整備運営基本方針を踏まえた当該施設の管理にふさわしい事業計画となっていること、別指定だった禅林寺通り第4駐輪場との一体的な管理運営による効率化、またキャッシュレス化など利用ニーズに合わせたサービスの提供や定期的なアンケート調査など効率的で適正な施設管理運営に努める努力が見て取れるととともに、まちづくりにおける公共施設としての役割についても理解している点などを評価しています。

2つ目、収支計画についてです。これまでの実績を踏まえた経費削減の努力などによりまして、5年間にわたって安定した施設管理運営の継続が期待できる収支計画となっておりまして、効率的かつ適切な経営による施設管理を行うことができるものと評価いたしました。

なお、利用料金につきましては、料金設定に変更はなく、また、これまでと同様に指定管理者の収入として、収入から支出を除いた額の2分の1を原則、市の歳入といたします。

3つ目、経営状況につきましては、三鷹市設立の第三セクターとして、市のまちづくりパートナーとして、行政の持つ公共性・公益性を備え、同時に民間企業の持つ柔軟性や弾力性を生かして事業展開していることや、会計監査の実施を通じて、会計事務の正確性及び透明性を確保している点などを評価しています。

これらの各事項の審議の結果といたしまして、これまでの指定管理業務実績が良好であり、アンケート調査においても、市民、利用者からの評価が高いことを踏まえまして、既存の駐輪場とともに令和令和4年度より指定管理を行ってきた禅林寺通り第4駐輪場を一括して管理することで、より効率的かつ安定した運営が期待できるということから、株式会社まちづくり三鷹を指定管理者として選定したいと考えております。

[速報版]

説明は以上です。

○委員長（加藤こうじさん） 市側の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

○委員（山田さとみさん） お願いします。指定管理の指定理由、1ページ目なんですかけれども、利用者目線での良好な運営を評価されているところですかけれども、この利用者目線というのは、アンケートを定期的に実施していて、それを事業にフィードバックしているというふうにこの資料を見ると読めるんですけれども、この定期的なアンケートの実施方法についてお伺いします。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） アンケート自体はインターネット調査という形を取っております。実際にアンケートをするに当たっては、ウェブサイトに載せたり、あと駐輪場の掲示板にアンケートをしますというお知らせ、またチラシの配布というようなことを行った上で調査をしているといった状況になります。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。インターネットですか掲示板とかチラシ、様々な媒体を使っていろんな方にちょっとアンケートをしたいという気持ちが伝わってくるんですが、私もよく駐輪場を使わせていただいている、快適に使わせていただいているんですけれども、たまに、料金の支払いのところで少し困っていたり、思っていた決済方法が使えなかつたみたいな、そういうこともあったりとかしてちょっとお手伝いしたことあったんですけども、そういう困ったときに、ちょっと意見を言いたいなあって思ったときに、すぐに言えるような、そういう意見、アンケートじゃなくても、いつでも意見が言えるような、何かそういう体制が取れるといいなと思っているんですけれども、その辺りはどのように取り組まれているんでしょうか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 定期的に年度に一度、先ほど答弁したような形でアンケート調査をしていますけれども、それ以外のお困り事ですか日々の問合せについては、市側に御連絡が来ることもありますし、もちろん指定管理者としてまちづくり三鷹のほうにお問合せが行くこともあります。

市側のほうに御連絡が来た際には、答えられる範囲はもちろん答えますけれども、やっぱり管理運営の細かいところについては、まちづくり三鷹のほうにつなぐ場合もありますし、物によっては聞き取った上で指定管理者のほうに伝えるというようなこともしておりますので、それはもちろんアンケート調査のときだけではなくて、日々、業務時間内であれば適宜対応はしているというような形ですし、もちろん市側にメールでお問合せがあった際には、それはそれでまた回答しておりますので、適切な対応はしているかなとは考えています。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。来たら適切に対応されているということなんですけれども、やっぱり利用者の方、そこまで、どこで意見、どこに意見を言つたらいいんだろうというのがなかなか分からぬと思うので、お困りのこととかあったらこちらみたいな、何かそういう分かりやすい体制をぜひ取っていただきたいなと要望いたします。

その上で、8ページなんですかけれども、利用者アンケート、ごめんなさい、運営及びサービスの質の向上、指定管理者の評価シートですね。アンケートを実施すると利用者の意見及び苦情に耳を傾け事業にフィードバックしているとあるんですけれども、具体的に指定期間中にどのようなフィードバックがあったのかお伺いしたいのと、あと、その上の施設の維持管理のところで、防犯カメラの設置等によりセキュリティ一面で適切な管理を行っていると書いてあるんですけれども、「等」というのは、セキュ

[速報版]

リティ一面でほかにどのような取組をされたのかお伺いします。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 利用者の意見とか、苦情に耳を傾けというところですけども、これはやはり自転車の駐輪場の中で、例えば今、自転車の種類が随分いろんな種類が出てきていますので、そういう意味では、思いやりゾーンを整備したりとかという形で、いろんな方が使いやすいような工夫をしてきているというところが1つです。

あと、防犯カメラ等の設置等によりということですけども、これは当然防犯カメラというハードのものもございますけれども、あとは実際に巡回したり、あと、常駐している場所もありますので、そういったところではやはりそういった駐輪場の整理とかしていく中で、ちょっと防犯の視点も持って従事しているといったところでございます。

○委員（山田さとみさん） ありがとうございます。ぜひ引き続き、防犯面でも取り組んでいただければと思います。

18ページの指定管理者自主事業の実施についてお伺いします。駐輪場に計3台、災害時対策を兼ねた飲料系自動販売機を設置、運営したと書いてあるんですけども、この売上げというのはどうなっているのか、また、この自主事業の評価については三鷹市はどのように捉えていらっしゃるのかお伺いします。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） この飲料系の自動販売機の収益については、基本的にはまちづくり三鷹のほうで取得しているというか、ああいう扱いになります。

やはり災害用ベンダーというもの、これについては当然のことながら災害時に市民の方が利用できるものですので、こういったものが設置されるというのはやはりまちづくり三鷹が公共的なスタンスを持って取り組んでいるものということで前向きに受け止めています。

○委員（山田さとみさん） 分かりました。ありがとうございます。今までたくさんの駐輪場を安定的に市民の声を拾ってしっかり聞いていただきながら運営してきてくださったり、また、この参考資料を読ませていただくと、ICカードで電子決済が対応できるものを、市が対応する前にまちづくり三鷹さんで対応していただいたりとか、すごく連携ができているし、市ができないところを補っていただいたりとか、すごくいい連携ができているんじゃないかなと思うので、先ほど申し上げました意見聴取については、強化していただき、その都度、困ったときに、気がついた利用者がちょっと意見を言えるような、そういうところ、工夫していただければと申し上げまして私の質問を終わります。

○委員（高谷真一朗さん） 指定管理者の指定について何ら文句があるものじゃございません。賛成でございます。

レンタサイクル事業とかをやっていましたよね。空いている場所に、最近ベンチャーとかであるループってあるじゃないですか。電動キックボードだとか、自転車に乗れたりだとか。そういったところに場所を貸して収益を上げるというような考えというのはないんでしょうか。何かいろいろと読んでいると課題もあるようなんんですけども、どうでしょう。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 今御指摘あった会社さんとは協定は結んでいませんけれども、令和4年度にOpenStreetという、三鷹でもシェアサイクル事業をやっている事業者がおりますけれども、そこと協定を結びまして、三鷹でも市立の駐輪場の可能な場所、限られますが、公共のシェアサイクルステーションとして、一部、敷地をお貸しをして、事業を展開していただいているというようなことは実績としてござりますし、今後も可能な範囲で協力していけたらなと

[速報版]

は考えています。

○委員（高谷真一朗さん） ありがとうございます。ベンチャーだけあって、勢いがあるというか、このところ、我が井の頭のほうでも増えたりとかするんですけど、三鷹駅周辺を見ると、意外と少ないのかなと、置いておける場所があるのが。あそこのやり方は本当に四、五台止められるスペースを貸してくださいというやり方なので、使いたいと思っても、スマホを見ればどこにあるかという事が分かるのであれなんですけども、やはり台数的にまだ少ないのかなと。ただ、若い人たちなんかはあれのほうがやはり飛びつきやすいというのもあるでしょうし、そこに市が、というか、まちづくり三鷹が協定を結んでやっていただければ、今やっている自転車の保守、修繕だとか、そういったところにも経費がかからなくなってくるかもしれない。違う？ 違う。違うなら違うでいいんだけど、いろいろと収入を得ることにもつながってくると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○委員（野村委員さん） いいですか。最初に文言訂正の確認させてください。審査参考資料の13ページ。まちづくり三鷹がつくった資料ではありますが、(5)の段落の下から2行目、「利用料免除の対応をすることし」となっています、「と」が抜けていると思います。

もう一点、14ページの(21)、「インターネット環境の整備・維持により、業管理業務」って、「業」がこれ多いと思います。これ確認してください。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 委員御指摘のとおり、13ページの(5)につきましては、これ「することし」の「と」が漏れでおりました。すみません。

それから14ページの(21)、これにつきましても、「業管理業務」ではなくて、これは「管理業務」の誤りです。申し訳ございませんでした。

○委員（野村委員さん） せっかく読みやすい、割としっかりした報告だなあと思いながら読んでいたんですけど、残念なことにそういうことで全てが信用をなくすということになるので、それはやっぱりちゃんとチェックをして対応していただきたいと思います。

それで、使用料と指定管理料について今回説明がありました。前は、そのまた前はなかったなあというのを、いろいろ過去何回かやっていますけど。収入と、利用料収入とそこから経費を引いて差額の2分の1を市に返還すると。納入するか、という形で、市からは指定管理料としての支払いはない。使用料収入の中で指定管理者が全部賄うという形の指定管理の在り方だということでいいでしょうか。まず確認します。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 委員御指摘のとおりです。

○委員（野村委員さん） 最初の市の納入額がゼロになっている、令和3年度、2021年度ね。これはコロナのときの対応で、たしか利用が少なくてとなったからだと思いますが、収入としては若干、これたしかこの年って補助金を出して赤字を埋めたのはその前の年でしたかね、その辺り、もう一回、その辺の収支について説明してください。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 収支につきましては、マイナス、赤字になった場合には基本的には市からの支払いはないです。これはまちたかで負担してもらうと。収益があった際に、その分については2分の1、市が、原則として市が2分の1をもらうというようなスキームになってございます。

○委員（野村委員さん） 駐輪場それぞれで収支が若干違う、収入、利用料収入が違うのを一律、一体化することでそれ全部押しなべてやることで何とか対応しているというふうな状況もあると思います

〔速報版〕

す。なので、この先もそれなりの収入を出せる、あるいは利用料収入の中でやっていけるという計画を立てているというふうなことだと思います。

それについて、この事業報告の中にはあるんだけど、評価の中には駐輪場の移動というか、さくら通り第2駐輪場を一時閉鎖して、こうして、ああしてというふうな形がありますよね。あるいは、三鷹台の削除したのもこの5年間の間だったと思うんですけど、それについての対応については、一切、評価の中では触れてないんですけども、それは評価対象外と扱っているのか、それについてのことはどう考えているのか確認します。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 今御指摘ありましたさくら通り駐輪場ですか、あと三鷹台の駐輪場の整備につきましては、やはり総じて公共的事業の協力といったところで、まちなかならでは、第三セクターならではということでの評価としてございます。

○委員（野村委員さん） そうすると、11ページにそれらしいことが書いてあったっけ。行政の持つ公共性、公益性に備え、柔軟性、弾力性を生かして、そこに対応したことが入っていると見るんですか。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） そのように御理解いただければと思います。

○委員（野村委員さん） 説明がなければ理解できません。収支計画について先ほど補足しましたよね。収入から経費を引いた残額の2分の1を返すってね。でも、これについては、駐輪場の移動、対応ということによってというふうなことは一切書かれてない。でも現実には大きなことじゃないですか、利用者にとっても。そのことが一切報告の中にしかないというのは、本来評価に入れるべきだと私は思いますが、どうして入れてないんですか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 委員御指摘のように、さくら通りの駐輪場のこともううですし、三鷹台の駐輪場も1つの事業としては大きなものではありましたけれども、そのほかの駐輪場におきましても、やはり利用者の視点に基づいて、先ほどの委員さんにもお答えしましたけれども、運用面でのキャッシュレスの対応ですか、インターネットの対応ですか、今回は指定管理期間の中の評価としまして、総論的に、結論としては、公共性の視点を持って指定管理業務を行ってくれたというようなところを評価をしているというふうに受け取っていただければと思います。

○委員（野村委員さん） 経費の点でさくら通りの移動に関する設備の壊したりつけたりというふうなことは、市の予算でやったことでしょうかね。三鷹台も多分、全て撤去してというふうなことをしたと思います。それは市の予算で対応したから、指定管理業者の範疇外だった。一方で、交通系ICとか、支払いの設備ですよね。管理機器の新設とかというふうなことは、指定管理者の使用料の中の経費で扱っていると、そういう仕分になっているんですか。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 駐輪場の移設に伴う工事に係る費用につきましても、まちづくり三鷹のほうで負担をしております。

○委員（野村委員さん） そうすると、かかった経費ってそれなりに入ってくるわけじゃないですか。要するに、結構大きな経費が、つまり、ほかの料金支払いのための機器の設置だけというのと、1つの駐輪場まるっきり撤去するということでは全然費用が変わってきますよね。その間の経費について、使用料について対応し、だから、返却する、納付する、納入する金額が少ないんだみたいな、そういう話になるんですか。それとも、ほかにももっと、すずかけのあそこもしょっちゅう、今、整備点検してい

[速報版]

ますよね。割と時間、古くなってきたので、点検整備やってますけど、あれも、だから利用料収入、使用料収入の中で指定管理者が独自にやっていると。だからそういう意味では結構平準的にそういう整備費用はかかっていると。そういうような理解のほうが合っているんでしょうか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 基本的には、駐輪場の土地やいわゆる外側の部分については市が整備をするところと切り分けをしまして、指定管理者については、指定管理業務になりますので、管理運営ですから、ラック等、料金機とかを設置をして運営をしてもらう、そういう形での切り分けをしています。

ですので、土地、お借りしている駐輪場が多くありますけれども、その土地については三鷹市がお借りをして、その上に駐輪場の運営をする部分については指定管理にお願いをするというような切り分けになっています。

ただ、一部、その切り分けから外れているところもございます。今御質問ありましたように、すずかけの駐輪場、地下式の機械式の駐輪場については、三鷹市がその維持管理経費、最初の整備もそうでしたけれども、について三鷹市が負担をしております。

また、先ほど御質問ありましたさくら第2の令和6年度ですかね、については、これ通常の駐輪場運営でのラックの入替えですか更新ということではありませんでしたので、三鷹市が一部、さくら通り第2駐輪場の整備の部分を市が負担しつつ、ラックの設置替えの費用についても一部負担金というような形で負担をした実績がございます。

○委員（野村委員さん） その辺りは指定管理者と市が協議をして、実際の負担割合なりというのを決めているという理解でいいですか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） その都度協議をして決めさせていただいている。

○委員（野村委員さん） 分かりました。指定管理そのものは、確かに使用料収入で必要経費を賄い、だから赤字にならないように指定管理者が努力をするという、もともとはそういうことを求めて指定管理という制度が始まったわけだから、そういう意味では、外枠は市が持つてというのは、指定管理の在り方としては、三鷹市で唯一まともにやっているのがここだって逆に言えば思えるようなところはありますけども、ただ、そのことがきちっと理解されているかどうかというところはいろいろあるのかなと思います。

この報告書等を見ていくと、コロナの後に利用の仕方が変わって、定期利用から一時利用が増えて、定期利用が随分空きが出ているという、それは数値一覧表もここについていますけども、その辺りについて、それはやっぱり市の考え方でなければ、指定管理者が勝手にそこの区域を変えるとか区分を変えるというふうなことはできないということですか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） もちろん指定管理者、指定管理業務ではございますので、市から、市の業務を指定管理しているわけですから、指定管理者がある意味勝手に市に何にも言わず、ここの区分は定期から一時利用に変えますということはしません。もちろんこの資料の中にもたしかありましたけれども、積極的に一時利用への転換ですか、いわゆる併用、定期、一時の併用と理解しますけども、そういうことを提案しますというような表現もございますので、今後、次の指定管理期間へ入る際には、こういったところも協議のポイントになっていくのかなとは考えています。

○委員（野村委員さん） 本来であれば指定管理者、公募でやると。それが指定管理をつくったとき

[速報版]

の発想で、だとしたら公募のときにこういう提案、例えばこれを変えてこうやってもっと収益率上げますみたいな、そういう提案があってそれを評価するというふうなことになると思うんです。ただ、それがなくて非公募なので、事業報告の中で、事業計画？ 事業報告だよね、報告の中でやっぱりこうしたい、ああしたいみたいなことが入ってくるのかなと。計画書というよりは、むしろそっちのほうにいろいろ書いてあったなと思うんですけども、それについて、これ本来だから公募の在り方、公募というか、指定管理の選定の在り方としては、ちょっとずれていくんじゃないのかなと思うんですけど、その辺りはどのように受け止めていますか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） やはり一番初めに指定管理者として指定するのであれば、今御指摘のようなこともあると思うんですけども、やはりこれまでの実績というのもありますし、共にまちづくりを進めていくというようなパートナーとしての側面もあると思いますので、その点はやはりこの間の経験やノウハウをもとに指定管理者側からの提案というものを受けながら事業を継続していくという意味では、こういった提案が次期指定管理期間における提案事項として出てくるのはあることなのかなとは思います。

○委員（野村委員さん） 書き方としては、本来であれば報告ではなくて、提案事項とか、計画にしっかり書くとか、そういうほうがすっきりはするのかなと思っては見ていました。それは感想として。いや、でも、本当は評価、これをどう評価するかといったときに、報告書にいろいろ収支のあれを見というふうな、今までのことを見ながらというふうなことになったときには、やっぱりそれは書き方としてどうなのかというのは、ちょっと次が5年後かという課題は残るかなと思います。

選定評価委員会のことをちょっと確認したいんですけども、まちづくり三鷹は、今、会長が現職副市長になっていると思います。この評価、選定評価委員会の委員として、三役が入って、三役？ 理事者が入っているんじゃないかなと思いますが、ちょっとそのメンバーと選定される側の方がそこにいたのかどうかというのを確認したいと思います。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 今おっしゃられた副市長はその選定のメンバーには入ってございません。

○委員（野村委員さん） もともとメンバーではないのか、これがあるからメンバーに入らなかったのか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 選定委員会の委員長としては入っております。ただ、案件ごとに関係する指定管理に関しては、その審議の際には退席をすると、そういった運用をしております。

○委員（野村委員さん） このことを問題にしたのは前回の前回ぐらいの話だから、それがちゃんと運用され続けてなくちゃおかしいと私も思いますけど、取りあえずはそれは最低限ですよね。でも、やっぱりまちづくり三鷹そのものが第三セクターとして、で、98%株式を三鷹市が持っているという立場であるということであるんだけど、現職が会長とか社長とかというふうに続けるのは、本来の第三セクターの在り方として、せっかくの民間の力を生かし切れないんじゃないかなという点も含めてね。この指定管理の業務も、結局だから双方代理になりかねない。同じ、代表ではないけど、市長とかではないけども、でもやはり理事者として指定する側にいる人間が同じ受託する側のトップにいるということはやはりそれはやっぱりいびつじゃないかって私は思うんですが、その辺りは是正されないのかということを確認します。

[速報版]

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 三セクの在り方をどうのということはなかなか指定管理の議論の中では難しいのかなとは思いますけれども、今御質問あったことでいいますと、ある意味相互代表というような形という懸念に関しては、ある意味公私混同するみたいなところなのかなと思いますので、そこが指定管理者として、あるいは三鷹市の代表する方として、それがどうなのかということに関しては、業務としては、それは全く別の議論といいますか、指定管理として駐輪場をしっかりと管理していただいている指定管理者であるまちづくり三鷹とそれを市側として所管する防災安全部というような立場でいうと、そこは問題ないのではないかなとは考えています。

○委員（野村委員さん） 防災安全部の担当は当該副市長じゃないんですか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） おっしゃるとおりですけれども、そこに何かまちづくり三鷹がこうだから市側はこうしようとか、逆のほうもあるかもしれませんけれども、そういうしたものではなく、やっぱり指定管理業務として駐輪場をどう運営していくか、そこをやはりまちづくり三鷹という会社と我々が協議しながら共に進めていくといったところでは、先ほどの相互代表というようなところの懸念はないのではないかなとは考えます。

○委員（野村委員さん） 懸念がありますと答えられても困るよね。そこはもう本当にやめろと、市が、指定管理そのもの駄目ですと言うしかない。どっちにしても、そういう意味でやはり、でも、やっぱりここは対応というのは、私もずっとずっとこれは求めていて、おかしいだろうと言い続けていることがあります。だから、事業団にしてもね。せっかくそうじゃない人になった途端、また現役の方がなっちゃうとかいう在り方はやっぱりおかしいだろうと。運営の在り方としてちゃんと、民間に委ねるなら民間がちゃんと、民間としての力を発揮できる人がちゃんとトップにいて市と対等に丁々発止やるくらいのことじゃないと、せっかく三セクの株式会社をつくって、本当に株式会社でやるんだってつくったときを思い出しますけどね。そのときのあれに比べて、そのときもだから現役、あのときは元か、元の方が社長になったのかな。だからどうなのよというのがありますけどね。

やっぱりその在り方というのは、市としてぐずぐずに、別だと言い続けてずっとずっとこれでやってきているということはやっぱり私は問題だと思うんです。そのことについて問題提起をするというふうなことはないのか。

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） 指定管理者が今回、三鷹市との場合では第三セクターである株式会社まちづくり三鷹でございます。まちづくり三鷹として、やはりまちづくり会社として、三鷹市の指定運営のパートナーとして地域のために協力、運営していくというようなスタンスということで考えれば、これまでの実績やノウハウなどを活用しながら、指定管理業務、駐輪場の指定管理業務を行っていくというのは、今回御提案させていただいているように、十分妥当性があるのではないかなと思いますし、まちづくり三鷹の会社そのものに対してということに対しては、我々側から何か意見を言うというようなことはないと思います。

○委員（野村委員さん） 業務の在り方と、やはり市が絡み続けることによる硬直性というか、そういうような話もそれはそれで聞くので、やはり会社の在り方、三セクの在り方というのと、それから業務をちゃんと共にやるというところと切り分ける必要があると思います。

なので、長年この業務をやり続けてもらっていることそのものは大きなデメリットはないかなとは思ってはいますが、やはり在り方として違うだろうと思うというふうなことは言っておきます。

○委員（大城美幸さん） 御苦労さまです。2点ほど質問します。31ページの収支計画書、市への

〔速報版〕

納付額がずっと書かれていて、つまり、黒字になるということだと思います。もう何年前だったか全然忘れているんですが、三鷹台の駐輪場をつくり指定管理をするときに、三鷹駅のほうの駐輪場の料金と三鷹台の料金等とか、いろいろ議論になりました。黒字が続いたらというか、料金の見直しを引下げというか、見直しをするというような、検討するというような答弁があったように思っているんですが、この指定管理に当たっての料金の見直しは今回ないと言っていましたが、料金見直しについてでは市としてはどのように考えているのか伺います。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 今委員御指摘のとおり、全体の駐輪場幾つもありますけれども、収支がいいところと悪いところそれぞれあるんですけども、市といたしましては、やはり市民サービス、この部分をこれまでと変わらず、なるべく御負担ない形で使いやすい形で使っていただきたいということで、利用料金等については基本的には変えない方向でいきたいと思っておりまして、それに対して、まちづくり三鷹からそれで収支が回る計画が出てきておりますので、その方向で行きたいと考えているところでございます。

○委員（大城美幸さん） 市民の負担を軽くと考えるなら、料金を引き下げてもいいんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。

最後というか、もう一点は、この20施設ですか、の駐輪場の中でも、駅前通りのところとが、結構お店の前に駐輪して、買物をちょっととしてというふうなことを、市民がそのほうが利便性がいい。でも、駐輪場があるからそこに持っていくかないと駄目というようなことになっているわけですが、市民からのそういう店の前にちょっと自転車を置いて買物したいという要望とかは届いていないのか。全国では、商店会に管理をお願いすることによって、お店の前でちょっと買物ができる、そういう弾力運用というか、それが商店の活性化につながると思うんですよね。先ほど11ページで、事業計画、実施計画の1番目の下から2行目、商業の活性化や地域活動との連携など、まちづくりにおける公共施設としての役割についてもよく理解をしているとあるんですが、さっき言った、ちょっと店の前に置いて、買物できる環境というか、買物がしやすいように配慮するとか、そういうことまではできていないと思うので、その辺がどうなのかということと商店会に管理をお願いするという考えは、今回執行部で同じように、みんなA評価だし、このままとなっていますが、そういうもし商店会が自分たちがやってもいいよということになったらそういう可能性もあり得るのかどうか、お伺いします。

○安全安心課長・防災まちづくり担当課長（竹内 茂さん） 今、議員御指摘のお店の前に一時的に自転車を止めるという。確かに買物をするお客様の立場から立つと、自分でずっと行きたいお店の前で止められるというのは非常に便利だと思います。

ただ一方で、通行する方にとっては、その自転車がどういう形で止められるか。十分なスペースがあれば、それはそれで問題ないかもしれないんですけども、なかなか止め方によっては、歩道をちょっと歩きにくくしてしまうような影響もないとは言えないので、そういったところも鑑みながら、やはりそういったところは検討していかなきゃいけないのかなというところで、今御指摘のような形のものをダイレクトにすぐにそういうことで取り組むということはなかなか難しいのかなと感じているところです。

○委員（大城美幸さん） ダイレクトには無理かなっておっしゃったんだけど、さっき読み上げた、商店の活性化、地域活動との連携という点で、まちづくりのところがどうそのことを商店会と連携して発揮するのかという点を市としてはどのように調整しようとか考えがありますか。

〔速報版〕

○防災安全部長・調整担当部長（齊藤大輔さん） まず、駅前通り、特に三鷹駅の中央通りだと思いますけれども、やはりちょっと買物を30分ぐらいだから店の前に止めたい気持ち、とても分かりますし、止められたらいいなとは思います。ただ、やはり三鷹の中央通り、道路もそうですし、歩道もそれほど広くないところで、やはりちょっとだけ止めるといったのが1台あれば、それを見て2台3台止まって、2台3台あれば10台20台止まるみたいなところで、やはり中央通りの歩道を歩く人の安全性もそうですし、景観的にいわゆる放置自転車があるというような風景も、あまりそれが中央通り、三鷹の駅前の通りとしてあまりよくないんじゃないかなと思います。

そういうのもあって、我々の部署の中では、やはり放置自転車を削減していきましょうという取組も一方でしておりますので、やはりちょっと買物に自転車を止めたいという方のために、一時利用の駐輪場では2時間の無料時間も設定しています。2時間あればそれなりに買物もできるでしょうし、料金もかからずいけるというようなところで、その点でサービスも行っておりますので、中央通り、特に商店会の皆様には、お客様に対して、三鷹の駅前の一時駐輪場のところで無料時間あるのでそちらにというようなところをお知らせをしつつ、特に放置自転車が多いお店の前などについては、お店の中にも掲示をしてもらうとか、そういう働きかけをしながら、共に商店会も活性化をしつつ駅前もきれいになるような取組をこれからも継続していきたいと考えています。

○委員（大城美幸さん） おっしゃっていることはよく分かっているんですけど、全国では指定管理で一括駐輪の取締りということではなくて、商店街が駐輪場を管理する。だから、自分のうちの前に止めた自転車を商店主が駐輪場まで持っていくってあげるとか、商店会の管理する人がいて、そういうことを、無料のところがここにあるからって持っていくってあげたりするとか、そういう買物しやすい環境を商店会が取り組んでいるところが全国にも幾つかあるんですね。

そういうのとまちづくりの指定管理のところがもうちょっと連携できないのかなというようなことを思ったので、よろしくお願ひします。

○委員長（加藤こうじさん） よろしいですかね。

以上で本件に対する質疑を一旦終了いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 休憩いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 委員会を再開いたします。

○委員長（加藤こうじさん） 次回委員会の日程について、本件を議題といたします。

次回委員会の日程については、12月9日火曜日、午前9時30分から第3委員会室で開くことといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。